



| | |
|------------------|---|
| Title | 戦前期における北海道国有林経営の展開過程に関する研究：官行斫伐事業を中心に |
| Author(s) | 秋林, 幸男 |
| Citation | 北海道大學農學部 演習林研究報告, 35(2), 185-313 |
| Issue Date | 1978-12 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/20995 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 35(2)_P185-313.pdf |



[Instructions for use](#)

戦前期における北海道国有林経営の 展開過程に関する研究*

— 官行斫伐事業を中心に —

秋 林 幸 男**

The development process of the management of national
forest in Hokkaido before World War II
— Studies on the logging operation under the direct
control of Government —

By

Yukio AKIBAYASHI**

目 次

| | |
|---------------------------|-----|
| はじめに | 186 |
| 序章 課題と方法 | 187 |
| 第一節 課題の限定と方法 | 187 |
| 第二節 分析対象地と資料 | 191 |
| 第一章 国有林の形成と年特売 | 194 |
| 第一節 拓殖政策と国有林の管理・経営 | 194 |
| i 国有林野の形成・確立 | 194 |
| ii 国有林の管理・経営体制の確立 | 198 |
| 第二節 施業案編成と施業方針 | 199 |
| i 施業案編成の方針 | 199 |
| ii 施業案の編成と施業方針 | 201 |
| 第三節 諸事業の実績 | 203 |
| i 伐出事業 | 204 |
| ii 育林事業 | 211 |
| 第四節 小 括 | 213 |
| 第二章 官行斫伐事業の開始と国有林経営 | 217 |
| 第一節 拓殖政策と国有林経営 | 217 |
| i 拓殖政策と国有林 | 217 |
| ii 国有林の管理・経営体制 | 221 |
| 第二節 施業案編成と施業方針 | 222 |
| i 施業案編成の方針 | 222 |

* 1978年1月31日受理

** 北海道大学農学部林政学教室

** Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

| | |
|-------------------------------|-----|
| ii 施業案の編成と施業方針 | 223 |
| 第三筋 諸事業の実績 | 225 |
| i 伐出事業 | 228 |
| ii 官行製炭事業 | 234 |
| iii 育林事業 | 234 |
| 第四節 官行斫伐事業とその労働組織 | 240 |
| i 官行斫伐事業の開始とその実績 | 240 |
| ii 官行斫伐事業の伐出技術・労働過程 | 243 |
| iii 官行斫伐事業の労働組織 | 245 |
| 第五節 小 括 | 250 |
| 第三章 戦時体制下の国有林経営 | 256 |
| 第一節 戦時体制と国有林経営 | 256 |
| i 戦時体制の確立と国有林 | 256 |
| ii 戦時体制下の国有林の管理・経営体制 | 258 |
| 第二節 施業案編成と施業方針 | 258 |
| i 施業案編成の方針 | 258 |
| ii 施業案編成と施業方針 | 259 |
| 第三節 諸事業の実績 | 262 |
| i 伐出事業 | 263 |
| ii 育林事業 | 269 |
| 第四節 戦時体制下の官行斫伐事業とその労働組織 | 272 |
| i 官行斫伐事業の展開とその実績 | 272 |
| ii 官行斫伐事業の伐出技術・労働過程 | 273 |
| iii 官行斫伐事業の実行形態と労働組織 | 274 |
| 第五節 小 括 | 283 |
| 終章 総 括 | 287 |
| 資 料 | 296 |
| 参考および参考文献 | 311 |
| Summary | 313 |

はじめに

私が国有林問題に関心をもったのは、私が育った環境もあるが、学部時代からであった。だが、テーマがあまりにも大きすぎ、どこから手を着けて良いのかわからなかったのが実情である。まことに遅ちたる研究過程であり、果たすべき課題からすればその一部分にすぎないというそしりを免れないが、ようやく拙稿をとりまとめることができた。ぜひ大方のご教示・ご叱責を頂戴して、今後の研究に資したいと考える次第である。

この拙稿をまとめるにあたって、林政学教室の小関隆祺先生、霜鳥 茂助教授の暖かい御指導と森林経理学教室の谷口信一教授および有永明人氏から講座の枠を越えて適切な御助言を頂いた。また、この拙稿の取りまとめにかかっからともすれば挫折しそうな愚図な私に対する林政学教室の石井 寛助手による叱咤激励、北大演習林の和 孝雄講師と小鹿勝利氏による

御教示と御援助がなければ、この拙稿を取りまとめることができなかつたであろう。ともすれば展望を見失いがちな大学院生の研究生生活を講座・学科を越えて励ましあってそれぞれの研究を続けている大学院生の仲間たちも忘れることができない。そして、後学の私の討論の相手となつてくださった北海道総合経済研究所の方々とともに調査に御協力してくださったの方々からも御示唆を受けた。ここに記して、謝意を表したい。

なお、本拙稿は「北海道大学審査学位論文」である。

序章 課題と方法

第一節 課題の限定と方法

現段階におけるわが国の国有林経営は昭和40年中葉以降顕在化したその財政危機の進行のもとで、独占資本による「公社化」・「民営化」の方針を底流としながら、その経営のあり方さらにいえば国有国营の意義が問われているといつてよい。こうした問題に解答を与えるためには少なくともわが国における国有林の意義とその国有林経営の歴史的展開過程について、実証的な整理を行つておかねばならない。

この論文では戦前期北海道国有林経営の展開過程およびその社会経済的性格を官行斫伐事業を中心にして実証的に明らかにすることに課題を限定する。戦前期の北海道国有林経営に限定した理由は次のとおりである。

わが国の国有林経営についての研究は戦後にいたってはじめて開始されたといつてよいがその研究対象の大部分は戦後段階の国有林であるばかりでなく、戦前期の国有林研究では府県国有林がその分析の対象とされている。だが、戦前期のわが国の国有林は後に述べるように府県国有林・北海道国有林・樺太国有林に分かれ、それぞれの所管が異なるとともに政策上での位置づけおよびその経営展開の論理と諸条件が異つていた。北海道国有林がその政策上での位置づけと経営展開の論理を府県国有林と同一にされるのは、昭和22年に林政統一が実現されてからである。すなわち、わが国の国有林の意義は戦前段階と戦後段階とでは大きく相違するし、その経営展開の論理をまた同様である。したがって、戦前段階にあつてのわが国の国有林の意義と経営展開の論理を明らかにするためにはそれぞれの国有林について独自に分析されねばならない。こうした理由から、ひとまず戦前期の北海道国有林経営に限定して分析を行うこととする。

戦前段階の北海道国有林に限定して分析する意義は上に述べてきたことにとどまらない。それは北海道林業史研究の深化のためにも大きな意義をもつ。小関隆祺は、北海道林業史研究の方法を「北海道林業の外側からの北海道林業掌握過程を究明し、その資本制商品生産の発展段階を明白にしなければならぬと同時に、北海道林業の内部からの資本主義化の契機を問題としなければならぬ」¹⁾として、大正期までを中心に「……外側からの資本の……掌握過程」²⁾

としての北海道林業史を確定している。北海道林業史研究の次の段階として「北海道林業の内部からの資本主義化の契機を問題としなければならない」が、その内部からの資本主義化の契機は北海道林業を構成する各経済主体の内的論理およびそれらの相互関連の分析によって明らかにされる。戦前期の北海道国有林は北海道林業を構成する経済主体の中で最大のものであり北海道林業の内部からの資本主義化の契機を問題とする場合、その国有林経営を分析することは不可欠な作業といつてよい。

戦前期北海道国有林経営の展開過程、その社会経済的性格を明らかにするための方法について述べる。国家的土地所有の分析視角、方法について鈴木尚夫は「国家的所有は私的な資本主義経済に内面的に密接な関連はあるが、そのものではない。したがって、国家的土地所有の本質的な規定的要因は、第一義的にその生産関係、地代形態、搾取関係に求めるべきではなくて、それは第二義的要因として考察されるものである。第一義的な規定要因は、その所有する国家の権力である³⁾」としている。鈴木尚夫のいう国家権力の性格は国家権力をどの階級が掌握しているかを示すものであり、階級社会の中の国有林がその国家権力を掌握する階級に奉仕すべく経営されるということは抽象的には理解される。その意味では国家的土地所有の規定的要因は国家権力の性格であるといえる。だが、この論文の課題は北海道国有林経営の展開過程とその性格を実証的に明らかにしようとすることであり、また、戦前期日本資本主義の国家権力の性格については多くの研究があるのでこれらにゆだねよう。国有林経営の展開過程を実証的に明らかにするためには、それを国家権力が打ち出す政策に位置づけて研究しなければならない。北海道国有林については後に述べるように拓殖政策との関連でみなければならないのである。他方、国有林経営の歴史的発展段階、その土地所有の性的を規定する指標を何に求めるべきか。国家権力の性格および国有林を政策に位置づけて明らかにすれば、その国有林の社会的機能を明らかにしうる。しかし、国有林経営の歴史的発展段階・その土地所有の性格を規定する指標は鈴木尚夫が第二義的規定要因とする生産関係、地代形態、搾取関係に求めねばならない。

以上のような国家的土地所有の分析視角にたつて戦前期北海道国有林の分析を行おうとするが、その分析視角をより具体化するために府県国有林と対比しながら北海道国有林経営の展開過程を素描しよう。

戦前期の府県国有林は、幕藩体制下の直轄所領林野、入会林野を母体として形成され、地元農民の伝来的な林野利用を排除しつつ、農商務省によって所管、経営された。この府県国有林は、「日本の山林政策が資本主義の初期以降、一貫して国有林行政を根幹として展開され、絶対主義官僚の手による資源培養政策⁴⁾」に位置づけられて経営され、その経営の方針は「長大材の保続生産、造林重視主義⁵⁾」であった。奥地 正は、このように位置づけられた府県国有林経営の展開過程、その社会経済的性格を次のように整理している⁵⁾。戦前期の府県国有林を地主経営およびその資本主義化として把握し、その地主経営は、国家的土地所有の確立を基盤と

していわゆる特別経営事業（1899年）を画期として形成され、第一次大戦を通じて造林、用材生産を基軸として確立をみたすとする。そして戦後においては、「独占資本のための低材価による原木の大量供給を行い大山林地主を擁護しつつ、他面では労働強化、低賃金、労働災害、配置転換、人員整理など労働者を窮乏化させ、国有林野利用から農民を締め出し、新たな低賃金基盤として再編し、中小木材業者の経営を圧迫し、森林資源を荒廃させつつ展開し……ほぼ60年代中葉までに戦前来の資本主義化を達成した」⁷⁾とする。

これに対して、北海道国有林の政策的位置づけ、経営の展開過程および社会経済的性格は「林政統一」後の戦後過程においては府県国有林のそれと基本的に同一と言ってよいが、戦前期の北海道国有林は地元農民の伝来的な林野利用関係をほとんどもたない山林、原野を官林に囲い込むことによって形成され、内務省が所管し、拓殖政策の中に位置づけて北海道庁がその管理・経営にあっていたもので、府県国有林とは政策上での位置づけその経営の方針、経営の性格を明確に異にする。すなわち、北海道国有林は、政策的には拓殖政策の中に位置づけられるとともに、その経営の方針も拓殖政策に規定され、また当時の北海道自体が府県とは自然的条件、歴史的件条を異にするいわば日本資本主義の「辺境」⁸⁾としてあったことと相まって、北海道国有林経営の展開起点、展開過程およびその性格を府県国有林のそれと異ならしめたといえよう。まず、明治32年からの官林種別調査、明治41年の北海道国有林整理綱領によって、明治初期に官林として囲い込まれた林野の林種区分に着手して国有林野を確定しており、さらに、明治43年の北海道第一期拓殖計画の樹立によって北海道国有林の収入は拓殖財源に組み込まれるが、森林費（国有林支出すなわち国有林の経営費にあたるもの）が拓殖費とは別の国費から支出されることになり、国有林収入と森林費との分離がもたらされている。こうした事情のもとで、北海道国有林は管理・経営組織を確立するとともに、通説に言われるごとく立木処分による伐出事業を主要な内容として展開した。この伐出事業は日露戦争を契機として独占資本が成立する明治40年前後の紙・パルプ資本・商社資本の北海道への進出を契機にして本格化した。立木処分は年期特売の形態によるものが大部分であり、しかも紙・パルプ資本との間の年期特売が、長期にわたって継続されたことに特徴があり、他の資本との間での年期特売は早期にその姿を消した。この点は、日本資本主義の「辺境」にある北海道国有林が拓殖政策に位置づけられ、その財源を確保しなければならなかったこと、この財源確保のためには「資本を殖える」拓殖政策とあいまって独占資本との間の年期特売による立木処分ではならなかったこと、そして、紙・パルプ資本にとっては北海道国有林を原料基地として位置づけていたことを示すものである。育林事業は、さきの北海道国有林整理綱領以来計画的に開始されるが、それは天然更新を中心とするものであった。人工造林はわずかに荒廃地に行われたにすぎずその規模も僅少かつ札幌を中心とする地帯に局部的に行われたにすぎない。この点は特別経営事業以来、スギ、ヒノキによる人工造林を中心とする育林事業を本格化した府県国有林との間に明白な相違を示している。

大正7年に拓殖計画が改訂されて森林費が拓殖費に編入されると、これによって国有林収入と森林費が一定の連鎖を確保し、管理・経営組織を拡充して事業を拡張する条件を整備した。こうした意味で、この森林費の拓殖費への編入は北海道国有林経営にとって一画期をなすものといってよい。北海道国有林の官行斫伐事業は、府県国有林に大きく遅れ、森林費が拓殖費に編入された翌年の大正8年度から開始された。この官行斫伐事業は、大規模な森林鉄道の新設を軸にして展開し、これまでの造材業者のもとでの伐出労働組織を再編して北海道国有林官行斫伐事業に固有な労働組織を創出するとともに、北海道国有林を従来の土地所有から経営へと転化させ、国有林を林業における国家資本たらしめた。他方、育林事業は森林費の拓殖費への編入によってその事業費を増加させたが、以前よりも人工造林の規模が多くなり天然更新補助作業が行われるとはいえ、天然更新を中心とし依然として粗放なものであった。ただ、この天然更新の補助作業および人工造林などの育林事業が戦前期でやや集約化するの昭和10年前後の一時期であった。

満州事変を契機に日本資本主義が戦時体制へ向って大きく歩み始めるとともに、北海道国有林経営はこれまでの拓殖政策の中での位置づけというよりもむしろ当時の日本資本主義の最大の課題「聖戦完遂」に位置づけられて戦時増伐を開始するにいたる。一時期集約化の方向を示した育林事業は全く放棄され、戦時増伐はこの時期に地場資本を組み込んで上から創出された戦時統制組織への立木処分を拡大すると同時に、官行斫伐事業の急激な膨張によって支えられていた。

戦前期の北海道国有林を府県国有林に対して比較すると、政策的には府県国有林が資源培養政策として位置づけられたのに対して、北海道国有林は拓殖政策の財源として位置づけられて展開した。その経営方針も府県国有林が長大材の用材生産、造林重視主義であったのに対して北海道国有林は天然更新による一般用材生産を目的とする伐出事業を中心にして展開する。したがって北海道国有林を分析するために次の二点を分析視角としなければならない。第一には、前にも述べたように、北海道国有林を拓殖政策に位置づけて分析することである。しかも拓殖政策の展開と拓殖の進行とともに北海道国有林の拓殖政策での位置づけが変わってくるのである。第二には、北海道国有林経営の性格を伐出事業、とくに官行斫伐事業で取り結ばれる生産関係を中心にみてゆくことである。北海道国有林は天然更新による一般用材生産を目的とする伐出事業を中心にその経営を展開させ、育林事業は天然更新補助作業と荒廃地への人工造林が行われたが、それは小規模なものにすぎなかった。立木処分のための立木は原生のものか天然によるものであって、それは伐出過程での地代の問題であり、この場合、北海道国有林は土地所有として立ち現われる。官行斫伐事業の開始によって、北海道国有林は土地所有から経営へと転化するのであり、北海道国有林経営の分析は官行斫伐事業を中心にして行われねばならない。

れに相当する国有林野は、明治末期までに国有鉄道の布設を終える池北線（置戸、湊別、足寄）沿線の国有林野とその周辺に位置する留辺蘂の国有林野などである。第三には、地場資本、地元住民への立木処分を中心に展開するタイプで、道南および道北の国有林野がこれに相当する。この三つのタイプの中で、戦前期北海道国有林の主力は第一と第二のタイプの国有林野であって、第一のタイプの国有林は土地所有にとどまる。紙・パルプ資本との間に長期にわたって年期特売を設定し立木処分を行ったタイプについては、「戦前期における鶴川流域の林業展開」⁹⁾で一応の分析が与えられている。北海道国有林経営の展開過程を分析する場合第二のタイプ、すなわち官行斫伐事業を中心にして展開する国有林野を分析しなければならないが、その地域は池北線沿線の置戸、湊別、足寄それと留辺蘂の国有林野であった。ここでは比較的資料の整った湊別、足寄の国有林野すなわち湊別営林区署の国有林野を主として分析の対象としてとりあげ¹⁰⁾、必要な限りで置戸、留辺蘂についても触れよう。

湊別営林区署の国有林野では大正初期に王子製紙株式会社（以下は王子製紙と略す）との間に年期特売を設定してはじめて大規模な伐出事業を展開し、官行斫伐事業は大正10年前後から開始され、置戸、留辺蘂と並んで北海道国有林の代表的な官行斫伐事業の地域となった。そればかりではなく、王子製紙の年期特売による立木処分は戦前期を通じて同営林区署管内の美里別事業区で継続された。戦後にあってはこの湊別営林区署の国有林野は、湊別、足寄、本別営林署によって管轄され、国有林経営の一つの中心地地域として北見などと並ぶものである。戦後の北海道の国有林経営は林政統一を契機として出発するが、その出発にあたって戦前段階の生産構造を再編しつつ展開した。その再編の諸条件は戦時体制下に形成、準備されたものであり、この点は湊別営林署の国有林野でも同様である。こうした意味で湊別営林区署の国有林野を対象として研究することは、戦後段階の国有林経営を理解する上で不可欠なことである。

資料について触れておくと、大きく言って 1) 聞き取り調査による伝聞資料、2) 統計書および既存の刊行物、3) 戦前期北海道庁の例規および通牒、営林区署の施業案、契約書などの文書類である。1) については、湊別営林区署で官行斫伐事業に従事した古老からの聞き取りによるものであって、聞き取った事実を2)と3)との文書によって可能な限り確認して叙述した。2)の統計書は北海道庁の「北海道森林統計書」と「国有林事業成績」であり、基本表の作成はこれらによった。ただ昭和15年から昭和20年までの統計書がないために、北海道庁林政部林業課「北海道林業統計」（昭和21年5月1日）と後に述べる「北海道第二期拓殖計画実施概要」によって補った。既存の刊行物については北海道庁による「北海道第一期拓殖計画事業報文」、「北海道第二期拓殖計画実施概要」、そして北大農学部林政学教室、林学林産学科図書室、北大北方資料室所蔵のものである。3)の戦前期北海道庁の例規および通牒、営林区署の施業案、契約書などのこれまで残されている文書類について触れると大正3年3月の「林務例規」（北大北方資料室所蔵）、大正10年3月の「林務例規」（北大北方資料室、北大農学部林学林産学科図

書係所蔵), 昭和8年12月の「執務例規」(北大農学部林政学教室所蔵)が基本的なものである。これらの例規集に載せられていない例規および通牒は、滝別, 足寄, 帯広営林署および帯広営林局に所蔵されている例規綴からのものを使った。施業案については元滝別営林区署の各事業区の施業案の中で明治40年代から昭和20年代までのものが比較的良好に保存されている足寄事業区のものを使った。契約書等については先に述べた営林局・署に保存されているものである。

叙述は、戦前期の北海道国有林経営の展開過程を三つに時期区分し、各時期ごとに大体同一の順序にしたがって行った。時期区分は北海道国有林の拓殖政策での位置づけとその位置づけ方の変化を考慮して行い、北海道の山林, 原野が無主地国有の原則によって国家的土地所有として囲い込まれ, その後の分割を経て近代的土地所有制度のもとでの北海道国有林として確定し, その保護, 管理体制を確立させる大正6年までを第一期とした。第二期は, 森林費が拓殖費へ編入されて, 官行斫伐事業を開始し, 北海道国有林が土地所有から経営へと展開する時期で大正7年から昭和7年までとする。第三期は, 昭和恐慌の影響, 樺太林政改革, 日本資本主義の満州への帝国主義的侵略のもとで北海道国有林が増伐を開始するとともに, 戦時統制体制を確立する時期で, 戦後の林政統一が実現するまでである。各時期ごとに, 北海道国有林の政策上での位置づけ, 国有林野の保護, 管理および経営体制について明らかにし, 経営方針および土地所有による経営への規制を体现する施業案を検討して施業方針を明らかにする。次に各時期での国有林の諸事業を分析して官行斫伐事業の位置づけを行った後, 官行斫伐事業そのものの分析をし, 各時期ごとの小括を行っている。最後に総括を行い, これまでの北海道国有林経営の展開過程を府県国有林とを比較しながらまとめるとともに, 戦後段階での生産構造の再編にひきつがれる諸条件について触れることとした。

注

- 1) 小関隆祺「北海道林業の展開過程」(北大演研報, 第22巻, 第1号) p. 27。
- 2) 1)に同じ, p. 12。
- 3) 鈴木尚夫「林業経済論序説」p. 12。
- 4) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理」(古 敏雄編「日本林野制度の研究」所収) p. 37。
- 5) 4)に同じ, p. 80。
- 6) 奥地 正「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」(立命館経済学, 第22巻, 第5・6号)。
- 7) 6)に同じ, p. 148~149。
- 8) 日本資本主義の「辺境」としての北海道の位置づけについては下記の諸論文に詳しい。
北海道立総合研究所編「北海道農業発達史」。
伊藤敏雄編「北海道における資本と農業」。
斎藤 仁「北海道農業金融論」。
- 9) 和・石井・成田・秋林・餅田「戦前期における鶴川流域の林業展開」(北大演研報, 第31巻, 第3号)。
- 10) 滝別営林区署の国有林野は明治41年から大正7年まで釧路営林区署によって管轄され, それ以降は滝別営林区署(後に滝別営林区署となる。本文中では滝別営林区署として名称を統一しておく。)によって管轄されるにいたった。

第一章 国有林の形成と年期待売（第一期）

第一節 拓殖政策と国有林

i 国有林野の形成・確立

北海道の国有林野の形成と確立は府県のそれとは異なるので、ここでそれについて触れておく。

明治維新以前の北海道の森林、原野は土地所有の確定していない無主地であって、しかもそこには府県で広範にみられた入会関係がほとんど存在していなかった点が特徴でもある。明治維新政府は、こうした伝来的な農民の林野利用・入会関係のほとんどなかった森林・原野を官林として囲い込んだ。その後の拓殖政策の展開と開拓の進行のもので、この官林から国有未開地処分によって農耕地・私有林など私的土地所有が形成され、さらに、昭和22年の林政統一によって北海道国有林と合体されて国有林野となった御料林が創設されていった。御料林の創設は、秩父事件などの自由民権運動に驚愕した明治政府が明治憲法と国会の開設を前にして天皇制の財政的基礎の確立を目的として行ったもので、府県で約50万町歩、北海道では90万町歩の合計141万町歩の森林が御料林に編入された。北海道での御料林は、明治20年代に石狩・上川を中心に天塩・担振・渡島の森林が編入されて形成され、戦前期の北海道国有林経営の中心となった十勝、北見、釧路、日高などでは弟子屈の森林が編入されたにすぎない。

御料林としてその一部を分割した後の官林は、明治32年の「北海道官林種別調査規程」¹⁾とそれに基づく官林の種別調査およびそれに引き続いて行われた「北海道国有林整理綱領」によって北海道国有林として確立していく。

「官林種別調査規程」は、「……植民地選定区画が進み、移民が増加するに従って国有未開地が欠乏してくるようになり、官林にも農耕地を求め、植民地選定区画が官林の中にも随所に行なわれるようになった。ここにおいて、官林の種別を定め、将来、国有林として存置すべ

第1表 北海道官林の種類と調査予定および査定面積

| 官林の種類 | 内 容 | 予 定 面 積 (千町) | 査 定 面 積 (千町) |
|-------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 第1種官林 | 将来永く国有林として保続経営すべきもの | 2,000 | 2,280 |
| 第2種官林 | 将来公有林として経営すべきもの | 1,200 | 450 |
| 第3種官林 | 将来私有林として経営すべきもの | 400 | 300 |
| 第4種官林 | 将来森林として経営する必要なもの | 1,920 | 670 |
| 林種未定地 | | — | 510 |
| 合 計 | | 5,520 | 4,210 |

注1) 「北海道山林史」より作成した。

2) 第1種官林査定面積のうち、固定国有林は2,180千町であり、保安林および保安林予定地が残りの100千町である。

きもの、公有林・私有林とするもの、農耕地に帰すべきものを区別して、森林経営の基礎を確定する必要が生じた²⁾ために制定されたもので、これに基づく官林種別調査が明治32年から明治40年まで実施された。第1表にこの官林種別調査によって区分されるべき種類とその内容およびそれぞれの予定面積と査定面積を示しておく。この「官林種別調査規程」において第1種官林に編入しようとした森林の標準と設定箇所とを検討して、北海道国有林とされた森林がどのようなものであったかを明らかにしよう。この点は、その後の国有林経営の展開条件となると同時に、北海道国有林の性格の一端を示すものでもある。

第1種官林に編入される森林の標準は次のようなものであった。

- ① 「保安林及び保安林と為すべき森林」(第7条第一項)
- ② 「木材を供給するに必要なものにして政府の管理すべき森林」(第7条第二項)
- ③ 「第二種以下各種官林に編入するの必要な森林」(第7条第三項)

第1表にみるように保安林および保安林予定地として編入された森林の面積は少なく、第1種官林に編入された森林の大部分は②の標準によっていた。すなわち、次に検討する設定箇所からもわかるように、用材生産の対象となる森林が国有林野として温存されたことを示している。

この第1種官林に設定すべき箇所は次のようなものである。

- a 「木材供給上広く社会公衆に関係を有する箇所」(第9条第一項)
- b 「材積毎町歩五百尺メ³⁾以上を有する箇所」(第9条第二項)
- c 「建築用材毎町歩百尺メ以上を有する箇所」(第9条第三項)
- d 「萌芽若しくは実生により良材となるべき箇所」(第9条第四項)
- e 「運材・財材其の他林業附帯地として必要な箇所」(第9条第五項)
- f 「前条第一項乃至第四項(ここではaからdまでを指す。……秋林)に該当する箇所と雖も面積五百町歩以下の林地は第二種官林に編入することあるべし」(第十条)

以上にみるように、官林種別調査によって国有林野となるべき第1種官林に編入された森林は、木材の供給を目的として、500町歩以上の団地をなすもので、かつ、毎町歩当りの蓄積が豊富な森林か良材の蓄積を相当もつ森林、あるいは、更新の良好な森林であった。さらに、その森林の配置は、「将来国有として政府管理の便否と一般経済上の関係を考慮し適当の配置⁴⁾」をするとされている。国有林として編入されたこのような森林の状態と配置が、北海道国有林経営をして択伐一天然更新による「伐出経営」として展開させる条件の一つとなったのである。

北海道庁は、この官林種別調査をもとにして「北海道国有林整理綱領案」を樹立し、国有林野の整理に着手しようとした。この「北海道国有林整理綱領案」は明治40年の第24回帝国議会で認められ「北海道国有林整理綱領⁵⁾」となり、それは拓殖政策の一環として樹立されて実行された。国費と地方費とを分離した明治34年の「北海道10年計画」が日露戦争の影響を

受けて打ち切られた後、それに代わるものとして「北海道経営案」が樹立されたが、それは、北海道の森林を荒廃させるものとして批判を受けて、明治29年の第23回帝国議会で否決された。この「北海道経営案」を改訂して第24回帝国議会で認められた「森林の整理未開地処分法の改正及拓殖事業経営の計画」⁶⁾の一環をなしたのが、この「北海道国有林整理綱領」である。「北海道国有林整理綱領」の目的は、「(一) 拓殖地と森林地との区別を明確にし(二) 森林地は分ちて国有林、公有林及私有林とし其の他拓殖の用に供すべき林地は移して以て本道の開発に資し永久国有として存置すべき森林に付ては之か林利の増進を図り其の他の林地に付ても亦適當の措置を施し(三) 未開地に付ては無償付与の主義を改めて売払の制度と為し弊害の矯正及地権の活用を図り兼て新財源獲得の途を開き(四) 森林及未開地より生ずる収入を以て特別の財源とし以て築港其の他拓殖上必要な新事業の遂行を図らんとする」⁷⁾としている。換言すれば、森林地と未開地とに区分し、森林からの収入と未開地処分による収入を特別財源として、拓殖事業を遂行しようとするものであった。ここに、北海道国有林は拓殖政策上での拓殖財源として位置づけられ、それは戦時体制へ突入するまで続いた。ここで、第2表に拓殖費と国有林収入および森林費が国有林収入に占める割合を示した。国有林支出にあたる森林費の沿革に簡単に触れると、「北海道国有林整理綱領」が成立する以前では一般行政費に含まれていた。「北海道整理綱領」の成立のときに森林費は拓殖費とともに一般行政費から分離されるにいたったが、さらに明治43年からの「第一期拓殖計画」の成立とともに国有林収入は拓殖費に編入され、森林費は政府の一般歳入から支出されることになり、国有林収入と森林費との連鎖が断ち切られた。このため、国有林収入は拓殖費の有力な財源として著しく増加するのに対

第3表 拓殖費と国有林収入および森林費(第一期)

| | 拓殖費 (千円) | 国有林収入(A) (千円) | 森林費(B) (千円) | (B)/(A)×100 (%) |
|-------|-------------|------------------|----------------|--------------------|
| 明治41年 | — | 462 | 365 | 79.0 |
| 42 | — | 544 | 382 | 70.0 |
| 43 | 2,353 | 715 | 371 | 51.9 |
| 44 | 2,654 | 823 | 379 | 46.1 |
| 大正1年 | 2,808 | 815 | 387 | 47.5 |
| 2 | 2,830 | 702 | 365 | 52.0 |
| 3 | 2,595 | 654 | 351 | 53.7 |
| 4 | 2,546 | 823 | 336 | 40.8 |
| 5 | 2,458 | 1,983 | 339 | 17.6 |
| 6 | 3,366 | 3,399 | 358 | 9.9 |
| 第一期平均 | 2,701 | 1,236 | 358 | 29.1 |

注1) 「北海道拓殖費計画事業報文」より作成。

2) 千円未満は切り捨てた。

3) 第一期平均は、明治43年から大正6年までとした。

して、森林費は政府財政に左右されて第一期平均では35万円程度に押えられ、国有林収入に対する森林費の割合は明治43年から著しく低下し、第一期平均で29%にすぎない。こうしたことは「一般財源の事情は容易に森林計画上必要なる経費を増加すること能はざるのみならず却て行政整理等の為累次減額の不幸に陥れるは国有森林の行政並経済上頗る寒心に堪へざる」ところとなって、北海道国有林の農商務省への移管問題と相まって森林費の拓殖費への編入問題を生起させた。

北海道国有林は、「北海道国有林整理綱領」によって拓殖政策の財源として位置づけられたばかりでなく、拓殖政策を遂行する上での土地政策にも位置づけられていた。すなわち、それは、官林種別調査、「北海道国有林整理綱領」を通じて、国有林野を確定してその管理・経営体制を確定すると同時に、民有地として払下げられるべき土地を確定してそれを払下げていったことにみられる。これらの点を「北海道国有林整理綱領」によってもう少し詳しくみてゆこう。「北海道国有林整理綱領」で予定された事業は次のとおりである。

- 一 境界調査による各種林地区域の確定（約10年間）
- 二 三角測量（約13年間）
- 三 固定国有林、公有林予定地の施業案編成
- 四 国有保安林の経営
- 五 固定国有林の利用と育林
- 六 公有林予定地の利用と育林
- 七 私有林予定地の立木・土地売払（30年間）
- 八 国有未開地編入予定地の林籍解除
- 九 林種未定地処分
- 十 営林機関の新設

以上にみるように、この「北海道国有林整理綱領」は、明治32年以來の官林種別調査を基礎とする各種林地区域の確定から営林機関の新設を含む国有林経営にまで及んだ画期的な計画といってよい。すなわち、境界調査、三角測量によって国有林野を確定し、施業案の編成、国有林の利用と育林の計画、営林機関の新設によって北海道国有林の管理、経営体制の確立をもたらす起点となると同時に、境界調査の進行とともに、公有林予定地の公有林への編入、私有林予定地の立木・土地売払、国有未開地編入予定地の林籍解除によって民有農耕地・私有林を創出するものでもあった。公有林は、区町村育成のために創設したが、これを区町村に分割するのは森林の保続経営及び収益利用とその公平を期するには不得策として、北海道地方費に移譲しその収益をもって区町村に充当するという方針のもとに創設された⁸⁾。それは、明治44年から大正11年にかけて第2種官林の査定面積45万町が公有林に移されて確立した。

私有林予定地である第三種官林の査定面積は30万町であるが、その売払の大部分はこの第一期の明治41年から大正6年までに売払われ、その面積は13.5万町歩である。大正7年から

売払いが続いた大正11年までは2.3万町歩にすぎない。「産業資本に対する売払はかなりの部分を占め」、その売払は「産業資本優先の態度でなされた」⁹⁾。私有林予定地の査定面積が30万町歩であるのに対して売払面積は15.8万町歩にすぎないが、このりの私有林予定地は国有未開地に編入された。

第4種官林を中心とした国有未開地への編入は明治42年から大正6年までに78.9万町歩、大正7年から昭和元年では8.2万町歩にすぎない。したがって、国有未開地への編入はこの第一期に行われたと¹⁰⁾。これと関連して、国有未開地から国有林への編

入は第一期で2.4万町歩にすぎない。この第一期の固定国有林面積と林地区分未済面積の推移を示すと第3表のとおりである。これで見ると、林地区分未済面積は、明治41年で約400万町歩であったが、大正6年では83.5万町歩になっている。他方、固定国有林面積は、明治41年では17.8万町歩であったのに対して大正6年では241.7万町歩に達している。すなわち、北海道の国有林が確定するのはこの第一期の末とみてよい。

北海道国有林は基本的には上記のような過程を経て形成、確立されたが、この点に関わってさらに付け加えておかねばならない。それは、東大・北大の演習林および道有林のうちの模範林の創設、旧軍用地についてである。模範林は「北海道における林業の模範を示し、あわせて地方費の資力を充実するために設定されたもので」¹¹⁾、明治39年に国有林から18.8万町歩を分割して創出された。それは、公有林とともに戦前では北海道地方費林、戦後では道有林と称されて今日にいたっている。東大演習林は明治32年に2.4万町歩、北大演習林(雨竜、天塩第一および第二、苫小牧)は明治34年から大正元年にかけて7.4万町歩を学校運営の基本財産として国有林を分割されて創設されて今日にいたっているものである。だが、京大および九大の北海道における演習林は旧軍用地の一部が戦後に演習林として移管されて創設されたものである。旧軍用地は陸軍省の軍馬補充部、陸軍演習場、飛行場、航空基地などが国有林・国有未開地などから分割されて、昭和28年では6.8万町であった¹²⁾。それらは、戦前にも解放されたが、戦後にいって「旧軍用地は平和的な使用を認める」という占領軍の指令によって解放されたり、大学演習林を創設した¹³⁾。

ii 国有林の管理・経営体制の確立

無主地国有の原則によって官林として囲い込まれた北海道の森林、原野は、当初開拓使に

第3表 固定国有林および林地区分未済面積の推移

| | 固定国有林 面積 (千町) | 林地区分 未済面積 (千町) |
|-------|---------------------|----------------------|
| 明治41年 | 178 | 4,273 |
| 42 | 442 | 3,797 |
| 43 | 780 | 3,293 |
| 44 | 1,009 | 2,708 |
| 大正1年 | 1,301 | 2,087 |
| 2 | 1,589 | 1,719 |
| 3 | 1,834 | 1,423 |
| 4 | 2,147 | 1,114 |
| 5 | 2,335 | 934 |
| 6 | 2,417 | 835 |

注1) 「国有林事業成績」第19次(北海道拓殖部昭和14年)より作成。

よって主管され、開拓使の廃止とともに農商務省の主管されたが、明治19年に北海道庁が設立されてから戦前期を通じて内務省によって主管されるにいたる。戦前期北海道国有林の管理・経営体制は、「北海道国有林整理綱領」の樹立によって確定されるが、まず、その前史をなす明治30年代の管理体制について簡単にみておく。

明治30年に道庁に林務課を設置し、そのもとに72名の森林監守人を配置するとともに、明治19年以来郡区長の分任事項（＝官林の監護・産物売払、林地貸渡）を新しく設けられた支庁長に移されて管理された。さらに、明治35年に「北海道十年計画」のもとで管理体制の拡充（＝林務課員派出所（30カ所）、保護区員駐在所（98カ所））したが、「北海道国有林整理綱領」の樹立以前の管理体制は一般行政機関と不可分であった。

だが、先にのべた「北海道国有林整理綱領」によって戦前期を通じての北海道国有林の管理・経営体制の骨格が樹立される。それは、営林機関の設置、境界調査、三角測量、固定国有林の施業案調査、固定国有林の利用と育林までに及ぶ画期的な計画であるが、ここでは営林機関の設置に限ってのべる。それは、営林機関として全道を五営林区に分けそれぞれに営林区署を設置し、その下に営林区分署を配置する。さらに、全道の国有林野に保護区を設定し、それぞれに森林監守¹⁴⁾駐在所を配置して国有林野の保護にあたらせようとするものであった。これによって、札幌・函館・上川・釧路・網走の五営林区署と十六分署が設立された。しかし、大正2年に財政整理のために営林区署・分署の改廃が行われ、函館営林区署と六分署を廃止し新たに二分署を設立して、四営林区署と12分署となった。さらに、保護区への森林監守駐在所については明治44年から大正6年までにその計画どおりに約125の保護区に森林監守駐在所が配置されて、国有林の監理・経営体制が確立されていった。

第二期にいたって北海道国有林の官行斫伐事業の中心地となった置戸・温根湯事業区は明治41年から網走営林区署によって管理され、大正8年に網走営林区野付牛分署¹⁵⁾の設置とともに野付牛営林区署によって管理・経営されるにいった。埴別営林区署の国有林野（埴別、斗満、足寄、美里別、本別事業区）は明治41年以降釧路営林区河西分署の管轄のもとにあって「足寄保護区ニテ監護」¹⁶⁾され、第一期の後半にかけて埴別・足寄・本別の三保護区が設定された。

第二節 施業案編成方針と施業方針

i 施業案編成方針

北海道国有林の施業案編成方針は明治28年の「仮施業案編成規則」と明治30年の「森林仮施業案実施心得」にさかのぼり、さらに、基づく施業案は仮施業案と呼ばれる。さらに、明治35年の「北海道官林施業案編成手続（簡易施業案）」に基づく施業案は簡易施業案と称された。これらの施業案の編成は明治32年からの官林種別調査の実施とともに始まった。だが、仮施業案および簡易施業案の調査は「……明治32年度から39年度にいたる8カ年間実施されたのであるが、僅かに777千haを課査されたにとどまり」、「面積、蓄積なども目測調査によ

ってなされた」にすぎず¹⁷⁾、施業案としても大雑把なものであった。これらの施業案編成方針については、秋山智英「国有林経営史論」および大金永治「北海道林業における経営展開の構造」¹⁸⁾などに詳しく分析されている。

北海道国有林の施業案編成とそれに基づく施業が実行されるのは、「北海道国有林整理綱領」が樹立されてからである。ここで取り上げる陸別営林区署足寄事業区の施業案も明治44年に編成されたもので、さらに、温根湯事業区、紙・パルプ資本によって独占的に支配された鶴川流域などの国有林についてもこの時期に施業案が編成された。以下に「北海道国有林整理綱領」の施業案編成の目的と明治41年の「北海道国有林施業案編成方針」について検討しよう。

施業案編成の目的は、「其ノ林況ヲ調査シ利用及更新ニ関スル大要ノ施業案ヲ編成シテ植伐ノ規準ヲ定メ逐次林相ノ整備改善ヲ期スルト共ニ林籍台張ヲ調整シテ森林ノ所在、面積、林況等ヲ明確ナラシムルトス」とされているように、植伐の基準を定め林相の整備改善を計るばかりでなく、林籍台張の整備することであった。その編成の方針は、明治41年の「北海道国有林施業案編成方針」に「森林ヲ法正状態ニ導キ其利用ヲ永遠ニ保続」(第2条)を計り、「材積ヲ多量ニ生産シ且ツ最多ノ純益ヲ得ル」(第44条)こととされ、その輪伐期もその方針に従って決めるとした。収穫規制法は、「伐採量ヲ定ムルニハ主トシテ面積ヲ標準トシ各施業期ニ…均一ノ伐採面積ヲ分配スベシ」(第55条)とあるように主として面積平分法によっていた。作業種は、皆伐・前更・択伐の各喬林作業と矮林および中林作業の5種類(第43条)とするとともに、伐採列区については「産物搬出ノ便否並ニ地勢ニ鑑ミ施業若クハ利用上特ニ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ設」(第46条)けるとあるように、伐採列区の設定にそれほど積極的でない。

更新方法については、「北海道国有林整理綱領」によって方針を次のように定めている。トドマツ・エゾマツについては傘伐および択伐の天然更新によるものとし、白楊(ヤマナラシ)等の広葉樹については皆伐によって天然更新を図ろうとした。さらに、広葉樹の喬林・矮林作業の一部に、カラマツ・白楊(ヤマナラシ)の人工造林を予定し、その人工造林の方法は「概シテ大苗ヲ疎植スル方式ヲ採ル」としたのである。この苗木を得るために、固定苗畑・移動苗畑の設置を計画した。以上にみるように、北海道国有林の更新方法は天然更新が主体であったが、この時期にあってはいまだ天然更新の技術が確立されておらず、斎藤音作と林常夫との間で前更(傘伐)作業によるのか択伐作業によるのかを巡って激しい論争が展開された。結局のところ、「今のような良木選伐時代には直ちに皆伐の前更作業は、むしろ見送って、択伐で時機を待」¹⁹⁾つとして、択伐作業による天然更新が主体を占めたのである。

以上のような第一期の施業案編成方針について大金永治は、日露戦争後の北海道における「工業の発展、農村労働力の析出を背景としているだけに当時本道の施業案編成規程は皆伐を含めた多様な作業種、巾の広い輪伐期にみられるように内地のそれと近似した土地純収獲説、

法正林思想を基盤とした規程のように推察される¹⁹⁾としている。だが、これに基づく施業案の編成はさきに述べた目的のうち林籍台張の作成に主力が注がれ、精度の高い施業案の編成は第二次調査による施業案に期待するとされた²⁰⁾。この施業案編成方針のもとで明治41年から北海道国有林の施業案編成が進んだが、第4表に明治41年から大正6年までのその面積の推移を示した。これで見ると、施業案調査面積は年平均145.1千町歩で、第一期全体で固定国有林の約250万町歩の半分にあたる145万町歩で施業案が編成されたにすぎない。しかも、この第一期の施業案調査は林籍台張の作成に主力を注いだ第一次調査が主体をなし、精度の高い施業案の編成そして、国有林野全体にわたっての施業案の編成は第二期に入ってからであった。

ii 滝別営林区署国有林の施業案編成と施業方針

滝別営林区署国有林の施業案は北海道国有林の中でも比較的早期に編成された。それは、明治41年に編成された簡易施業案までさかのぼるが、実質的には実行されずに終わった。その後、明治43年に滝別営林区署の国有林に施業案調査が入り滝別・斗満・足寄・美利別・本別の五事業区に分けられて、それぞれの事業区について施業案が編成された。ここでは、この第一期にあって王子製紙との間に年期特売を設定し第二期にいたって官行斫伐事業を開始した足寄事業区の施業案を取り上げて、その施業方針についてみてゆこう。その前に、まずそれまでの足寄事業区の森林の状態および伐採の状況について触れておく。

この地域の森林は、「和人入殖の当初は、喬木うっそうとした森林が到る処にあり、利別川、美里別川などの堤防地も樹林地帯をなし、千古斧鉞の入らない原始林が多かった。然しこうした天与の林産資源も、最初に入殖して農耕開発に従事した開拓者にとっては、寧ろ非常な障碍であり邪魔物であって、何よりも先ず、この日の目も見ぬ大樹の森を切り開いて、一日も早く畑地とする以外に余念がなかったから、僅かに自家の用材にするか薪とする位で、その外の伐木は交通機関の不備なため、他に販路を求める事も容易ならず、始んど焼払っていた²¹⁾状態であった。こうした中において、足寄事業区での立木処分および伐採は、「……白楊並ニ銃床用材等数回払下ケヲ為シタルコトアル²²⁾」程度にすぎない。その林相は、「往古ハウッソウ

第4表 国有林施業案調査実績（第一期）

| | 第一次調査 (千町) | 第二次調査 (千町) | 計 (千町) |
|-------|---------------|---------------|-----------|
| 明治41年 | 103.3 | — | 103.8 |
| 42 | 53.1 | — | 53.1 |
| 43 | 143.0 | — | 143.0 |
| 44 | 142.0 | — | 142.0 |
| 大正1年 | 168.6 | — | 168.6 |
| 2 | 162.9 | — | 162.9 |
| 3 | 200.4 | — | 200.4 |
| 4 | 154.5 | 34.8 | 189.3 |
| 5 | 161.0 | 32.0 | 193.0 |
| 6 | 72.5 | 22.8 | 95.3 |
| 第一期平均 | 136.1 | 29.8 | 145.1 |

注1) 「北海道山林史」より作成。

2) 第二次調査の第一期平均は、大正4年から大正6年までの平均である。但し、計の第一期平均は各年のものをそのまま平均した。

3) 小数第二位以下は切り捨てた。

タル針葉樹林タリシナランモ古来諸種ノ尠ナカラズ林相ノ変遷ヲ来セリ、今本事業区林相ヲ約言スレバ下方未開地ニ近キ南向キ日当リ好キ乾燥地ハ古来〇野火ニカカリ闊葉樹林乃至闊過混淆林ニシテ多クハ疎立シ又下方北向ノ陰地若シクハ南向ニシテ水源地ノ一帯ハ針過混淆林乃至針葉樹林」であつて、全体としては「林相比較的優良ニシテ良材乏シカラスト雖モ交通運搬ノ便開ケズ今日迄テ始ト未利用林ノ状態」であつた²³⁾。池田・本別・足寄・塗別間の「アバ線」(現在の池田と北見を結ぶ池北線の通称)が開通するのは明治43年であり、この鉄道の開通を契機にこの地域での森林伐採が本格化した。塗別営林区署管内での「アバ線」開通以前での森林伐採は、「銃台採取のため4,50人の杣夫が一時に入り、足寄太のオニグルミを伐採、約4万5千挺の銃台²⁴⁾が造られたのが始まりだとされている²⁵⁾。この地域の森林伐採は銃床材のための伐採から始まり、その後、マッチ軸木工場の設立とともに百楊の伐採²⁶⁾、そして、明治38年ごろからの道東地方での鉄道建設工事の開始にともなつて枕木用材の伐採が行われた。この鉄道敷設が終つた明治末期から大正初頭にかけて、建築用材、製紙原料用材のための森林伐採がようやく開始されるにいたる。したがつて、明治43年5月から明治44年3月までの調査による施業案が編成される以前では、この足寄事業区での立木処分はマッチ軸木用材の白楊、銃床用材のオニグルミの払下に限られていた。

明治44年の施業案では、足寄事業区の森林約37千町歩を52林班、82小班に区分し、それぞれの林相を調査して、針葉樹択伐喬林作業と針闊混淆択伐喬林作業の二つの作業法を採用し、それぞれに作業級を設けた。この作業級は「一事業区中同一ノ作業種及同一輪伐期ニ依リテ施業シ独立ノ伐採順序ヲ設クルコトヲ得ヘキ森林ヲ集合シテ²⁷⁾設定され、「一作業級ニ於テハ可成連年作業ヲ施ス²⁸⁾」ものでしかも保続の単位でもあつて²⁹⁾、それぞれの作業級ごとに施業方針が異つていた。

針闊混淆択伐喬林作業級は約11千町歩で、「下方未開地に近キ南向キ乾燥地ハ闊葉樹若クハ闊過混淆林ニシテ……古来属々野火ノ侵害ヲ受ケ耐火性ノ闊葉樹ノミ残留シタル³⁰⁾」森林であつた。その施業方針は、「将来ノ需給関係ヲ考査シ、本事業区ニ於テモ成ル可ク之(広葉樹のこと……秋林)カ保護育成スル方針ヲ取レリスクシテ前述ノ闊葉樹優勢ナル林分ハ勿論将来之カ繁殖ノ見込ミアル状況ニアル森林ハ經理上許ス限り有用闊葉樹(ナラ・イタヤ・セン・カシワ・シナ)ヲ保護育成スルコト」としている。輪伐期150年、回帰年30年とし、収穫規整法は後に述べる針葉樹択伐喬林作業級と同様に「原生林ニシテ林相ノ不齊ナルヲ以テ収入ノ均一ヲ計ルタメ材積平分法」によつた。斫伐木(伐採対象木)は胸高直径一尺三寸を標準とし、明治45年からの10年間で年平均針葉樹22.3千石、広葉樹81.3千石、計103.6千石の伐採量を予定した。育林については「闊葉樹ハ針葉樹ト異ナリ天然更新甚ダ困難ナリト雖トモ今日ノ林業經濟ノ状態ニテハ人工植栽ヲ行フコト到底不可能ナルヲ以テ……闊・針葉樹ヲ主体木トシ択伐作業ニヨリ施業スル」とし天然更新によつていた。その取扱い方法は、この作業級の主林木が耐陰性を異にするばかりでなくその分布状態も異にするために事情の許す限り三つの林分に分け

て主林木の壮幼樹を一町歩あたり三千本をめどに補植し、手入・撫育を行い、さらに、それらの作業の前に防火線を設置することとした。

他方、針葉樹択伐喬林作業級の面積は約23千町歩で、その施業方針は「原生林其ノ假ノ林相ヲ維持スル」というものである。このために「施業実行上最モ安全ナル択伐喬林作業ニヨリ施業シ、本林分ノ内過熟老木ヨリ利用ヲナンシテ壮幼木ノ生長ヲ促進セシムル」とし、輪伐期120年、回帰年30年で、収穫規整法は材積平分法によっていた。斫伐木は胸高直径一尺二寸以上を対象とし、「……現実林ニハ地況、林況不良ナル林分多キコトヲ以テ之ニ対シテハ適當ニ斫伐径級ヲ高メ斫伐ヲ行フトス」と森林の取扱いにあたって安全性に注意を払っている。そして、明治45年（大正1年）からの10年間で年平均針葉樹約177.8千石の伐採を予定した。育林については、「トドマツ・エゾマツ天然下種成績良好ニシテ稚樹ノ育成旺成ナルヲ以テ造林ニハ補植ノ必要認メズ、只伐採跡地ニ於テ適當ニ在来稚樹ノ撫育ヲ行ヘバ可ナリ」と人工造林はもちろん、補植もせず、全くの天然下種更新によるものとした。そして、撫育は「針葉樹、闊葉樹中……将来利用ノ見込ナキモノハ幹三寸中ニ剥皮巻枯シ行ヒ其ノ他闊葉樹ハ機ヲ見テ斫伐利用シ被圧針葉樹ノ撫育ニカメ尚過密林分ニテハ抜切りヲ行ヒ在来天然苗木健全ナル發育ヲ扶クルコト」とあるように針葉樹稚樹の撫育による天然更新を計るとした。

以上にのべてきたように明治44年の施業案で示された足寄事業区の施業方針、施業法では、二つの作業級にあっても択伐作業によるものとし、育林については若干の補植を予定しているが、大部分は手入、撫育を中心とする天然更新補助作業によるものとしている。足寄事業区と同じ明治44年に施業案が編成された温根湯事業区の施業方針、施業法は、「作業級はトドマツ・エゾマツ混交択伐喬林作業級（約3万900町歩）1個のみ設定し、これの回帰年は30年、材積平分法を収穫規整法とし」、伐採列区を個設定して、育林は天然更新補助作業によっている²¹⁾。足寄事業区と異なる点は伐採列区が設定されているだけでほとんど同じといつてよい。

明治41年の「北海道国有林施業案編成方針」ではその収穫規整法は面積平分法であったが、足寄事業区などの具体的な施業案では材積平分法によっている。それは、「北海道国有林施業案編成方針」で面積平分法を採用したのは北海道の森林の蓄積が大方均一であるとみなし一定の収入を得るために面積平分法によるものに対して、不均一な蓄積をもつ具体的な森林に適用して一定の収入を得るためには材積平分法によらざるを得なかったためであろう。

第三節 国有林野諸事業の実績

北海道国有林は、前節で述べた施業案編成方針のもとに施業案を編成し施業方針を確立して、諸事業を行っていく。この諸事業を具体的に分析するが、その前にまず事業費の内容について概観しておこう。第5表に第一期における北海道国有林の事業費の内訳とその推移を示しておく。これで見ると、明治期後半においては境界測量、三角測量などのための測量費と

第5表 国有林の事業費の内訳とその推移(第一期)

| | 測量費 (千円) | 造林費 (千円) | 林業試験費 (千円) | 不要林調査費 (千円) | 造林奨励金 (千円) | 計 (千円) |
|-------|-------------|-------------|---------------|----------------|---------------|-----------|
| 明治41年 | 58.4 | 48.9 | 6.5 | 43.3 | 3.3 | 160.6 |
| 42 | 72.7 | 47.9 | 8.3 | 46.0 | 3.0 | 178.2 |
| 43 | 29.8 | 41.6 | 5.4 | 13.3 | 2.7 | 102.4 |
| 44 | 28.3 | 41.7 | 6.8 | 16.9 | 3.0 | 107.7 |
| 大正1年 | 31.0 | 42.2 | 6.7 | 15.6 | 2.5 | 108.4 |
| 2 | 29.2 | 43.6 | 7.2 | 15.0 | 2.5 | 108.9 |
| 3 | 29.0 | 43.9 | 6.6 | 13.9 | 2.6 | 107.1 |
| 4 | 25.9 | 43.7 | 5.8 | 12.4 | 3.1 | 102.3 |
| 5 | 28.1 | 41.6 | 8.4 | 12.0 | 3.4 | 104.6 |
| 6 | 27.1 | 41.4 | 10.7 | 9.9 | 2.6 | 103.1 |

注1) 「北海道第一期拓殖計画事業報文」より作成。

2) 小数第二位以下は切り捨てた。

不要林調査費が大部分を占め、この時期の北海道国有林にとってまさに「森林ノ整理」が当面の課題であったことを示している。このうち不要林調査費は明治期末から大正期初頭にかけて減少し、第二期にあってはほとんど支出されなくなる。こうした「森林ノ整理」のための事業費のほかに大きな比重を占めているのが造林費であるが、これにしても年平均約4万円前後にすぎず、造林費が増加するのは第二期に入ってからである。伐出事業はこの第一期ではすべて立木処分によっていた。以下に伐出事業と育林事業について分析しよう。

i 伐出事業

北海道国有林の第一期の伐出事業はすべて立木処分によっていた。明治初期から明治40年までの官林の立木処分の方法、そして、明治41年からの国有林の立木処分の方法については小関隆祺の論文³²⁾に詳細に述べられているので、ここではその推移を簡単に要約するとどめたい。

明治41年の「北海道国有林野及び産物処分令」と明治42年の北海道国有林野産物売払規則」の制定によって、北海道国有林の立木処分の方法が確立された。それは「年期特売」・「特売」・「公売」の三つの方法であり、このうち「年期特売」については重要であるから言及しておこう。

この「年期特売」の方法の創設は明治30年の「北海道国有林特別処分令」にさかのぼり、明治41年の「北海道国有林野及産物売払規則」に継承されて、戦時体制まで続いた。この「年期特売」による立木処分の方法こそ、北海道庁の開設(明治19年)以降の「人民の移住」から「資本の移住」へという拓殖政策の転換のもとでもたらされたものであり、しかも、後にみるように紙・パルプ資本などを優遇する制度にはかならない。だが、この「年期特売」それ自体は、北海道国有林に特有な方法であったわけではない。北海道御料林、さらには府県国有林に

においても採用された立木処分の方法でもある。府県国有林の「年期特売」による立木処分の方法は、明治38年11月11日農商務省令第36号「国有林野主要産物年期売払規則」³³⁾、同農商務省訓令第21号「国有林野産物年期売払手続」³⁴⁾に示されている。それによれば、年期特売が設定されるのは「特別施設」³⁵⁾をしなければ森林の更新計画にともなう林産物の利用が困難なときと「特別施設」をすれば林産物の利用が増進し得るときの二つの場合であり、その契約期間は10年以内である。これに基づく年期特売は秋田国有林、下北国有林などで設定されたが、北海道国有林ほど広範ではない。府県国有林の年期特売は、「いわば政府事業に代わって森林施業案の毎年度斫伐事業を実行させるような実体を具備し、……政府の方針が大面積区域内の更新を企図し、しかも目的の森林は広葉樹を主体とする奥地帯の不優位林分であったので、民間企業者にあっても設備費に多額を投資し、しかも利潤の薄き事業に対して熱意を持たなかった……」³⁶⁾といわれている。すなわち、府県国有林の年期特売は、その設定の対象となった林分がブナなどの広葉樹を主体とする奥地天然林であり、しかも北海道国有林のような大資本を優遇する目的というよりもむしろ国有林の奥地天然林の改良とそれによって取得する地代を高めようとする目的が強かったからであろう。

これに対して北海道国有林の年期特売は広範に設定され、しかも戦時体制下にあっても継続された。第6表に北海道国有林の年期特売契約の対象者、設定された国有林および契約期間とその規模を示した。資料の限界で大正末期から昭和期それを示すことができないが、これで見ると、王子製紙、富士製紙の紙・パルプ資本が契約件数の大部分を占め、それに次いで三井物産が多い。またその規模も王子製紙が最も大きい。したがって、北海道国有林の年期特売は紙・パルプ資本、三井物産などの商社資本を優遇するものであったといえよう。

紙・パルプ資本の年期特売についてみれば、王子製紙との間では明治40年から大正3年にかけて鶴川・沙流川流域の国有林野、滝別営林区署の国有林野に設定され、富士製紙との間の年期特売の設定は王子製紙よりも時期的にも遅れて北見・網走地区の国有林野が主体であった。これについて赤井英夫は次のように述べている³⁷⁾。気田・中部の工場で原木問題に苦しんだ王子製紙は国有林・御料林との間にやつぎばやに年期特売契約を締結したのに対して、富士製紙はその原木の調達の方法が国有林・御料林からの年期特売、一般買入材、社有林創設という三元的なものであったために、国有林・御料林との間での年期特売に対して王子製紙ほど積極的ではなかった。だが、第一次大戦による好況と国有未開地処分材による供給過剰時代の終焉が富士製紙に対して国有林・御料林との間での立木年期特売契約を再評価させ、年期特売に対して積極的にさせたのであるが、王子製紙に遅れを取った富士製紙は王子製紙の支配流域以外すなわち北見・網走地区の国有林野にこれを求めなければならなかったとしている。こうして、戦前期にあっては、王子製紙は鶴川・沙流川地区の国有林、美里別などの十勝の国有林を中心に年期特売を設定し、富士製紙は釧路・北見・網走地区の国有林を中心に年期特売を設定した。

他方、紙・パルプ資本以外の年期特売についていえば、三井物産との間の年期特売は、明

第6表 国有林の年期特売契約

| 契約者 | 契約年月 | 契約期間 | 契約国有林 | 契約面積 (町) | 契約材積 (千石) | 備考 |
|--------|----------|-------------|---------------------|-------------|--------------|-----------------------|
| 王子製紙 | 明治40年6月 | 明治41年~大正6年 | 鷓川 | ? | 1,800 | |
| " | " | " | 沙流 | ? | 2,172 | |
| " | " | " | 厚岸 | ? | 2,418 | |
| " | 大正1年10月 | 大正1年~大正8年 | 愛別 | 35,275 | 960 | |
| " | 大正2年12月 | 大正3年~大正12年 | 足寄, 美里別, 斗満, 音更, 上川 | 254,619 | 6,920 | |
| " | 大正3年4月 | 大正3年~大正6年 | 鷓川, 沙流, 糠平 | 15,919 | 1,395 | |
| " | 大正7年7月 | 大正7年~大正12年 | 鷓川, 沙流, 糠平 占冠 | 15,822 | 2,046 | エゾ・トド |
| " | 大正10年5月 | 大正10年~昭和5年 | 足寄, 斗満 | ? | 3,899 | " |
| " | " | " | 音更, 然別, 上川 美里別 | ? | 4,860 | " |
| " | " | 大正10年~昭和4年 | 愛別 | ? | 860 | " |
| 富士製紙 | 明治23年2月 | 明治23年~大正9年 | 別保(釧路) | ? | 其の都 度定む | 丹羽雄高外5名から継承 |
| " | 明治39年8月 | 明治39年~明治44年 | 阿寒 | ? | 540 | |
| " | 明治40年6月 | 明治40年~大正6年 | 金山, 落合 | 12,991 | 771 | |
| " | 大正2年2月 | 大正2年~大正11年 | 阿寒, 舌辛 | 19,206 | 780 | |
| " | 大正3年8月 | 大正3年~大正12年 | ボンキキン(津別) | 2,240 | 480 | 大正6年から置戸, 温根湯にかわる。 |
| " | 大正5年1月 | 大正5年~大正14年 | 斜里 | 4,059 | 680 | |
| " | 大正6年5月 | 大正6年~大正14年 | 白糠, 斜里 | ? | 945 | |
| " | 大正6年10月 | 大正6年~大正15年 | 富良野 | ? | 495 | |
| " | 大正7年3月 | 大正6年~大正15年 | 本別 | ? | 330 | エゾ・トド |
| " | " | 大正6年~大正14年 | 斜里 | ? | 288 | " |
| 三井物産 | 明治42年10月 | 明治42年~大正7年 | 頓別 | 13,867 | 300 | " |
| " | " | 明治42年~大正4年 | 鷓川 | ? | 720 | ナラ, ヤチダモ, セン |
| " | 明治42年11月 | 明治42年~大正7年 | 白糠 | ? | 240 | " |
| " | 明治42年12月 | 明治42年~大正2年 | 舌辛 | 2,162 | 630 | ナラ, ヤチダモ, カシワ, カツラ |
| " | 明治43年1月 | 明治43年~大正8年 | メナンベツ | 3,736 | 174 | " |
| " | " | " | 阿寒別, 幌延 | ? | 300 | 阿寒別は間寒別の 誤りであろう。 |
| " | 明治43年7月 | 明治43年~大正3年 | 浦幌 | ? | 108 | ナラ, ヤチダモ |
| " | 大正1年10月 | 大正2年~大正11年 | 野付牛(置戸, 温 根湯) | 16,230 | 2,028 | |
| " | 大正1年11月 | 大正1年~大正10年 | 野付牛(置戸) | 6,020 | 643 | |
| " | 大正7年12月 | 大正7年~大正14年 | 頓別 | ? | 168 | |
| 三井鉱山会社 | 明治43年3月 | 明治43年~大正8年 | 尻岸内(函館) | 3,055 | 177 | 大正6年に解除 |
| 秋田木材 | 大正1年9月 | 大正1年~大正8年 | 宗谷 | 6,897 | 248 | |
| " | 大正3年8月 | 大正3年~大正12年 | ボンキキン | 3,526 | 720 | |
| " | 大正6年5月 | 大正6年~昭和1年 | ルベス(根室) | ? | 200 | |
| " | 大正12年12月 | 大正12年~昭和6年 | 声間(宗谷) | ? | 268 | |
| 新宮商行 | 大正2年12月 | 大正3年~大正9年 | 目梨(根室) | 24,331 | 6,920 | |
| " | 大正3年9月 | 大正3年~大正12年 | 頓別 | 4,666 | 840 | |
| 札幌木材 | 大正3年8月 | 大正3年~大正12年 | ボンキキン | 2,752 | 660 | |

| 契約者 | 契約年月 | 契約期間 | 契約国有林 | 契約面積 (町) | 契約材積 (千石) | 備考 |
|----------------|---------|------------|---------|-------------|--------------|------------|
| 釧路製材造船 合資会社 | 大正1年11月 | 大正1年~大正8年 | 寒阿 | 5,805 | 273 | |
| 〃 | 大正9年6月 | 大正9年~大正12年 | 〃 | ? | 92 | |
| 北海道 興業会社 | 大正6年5月 | 大正6年~大正14年 | 斜里 | 2,949 | 450 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 白糠 | 1,769 | 495 | |
| 合名会社 鈴木商店 | 大正8年2月 | 大正8年~昭和2年 | 佐呂間 | ? | 180 | |
| 北海道醸酸 株式会社 | 大正7年11月 | 大正7年~大正11年 | 湯別(倶知安) | ? | 19 | |
| 栗沢木材 乾館会社 | 大正6年12月 | 大正6年~昭和1年 | 長万部 | 1,068 | 392 | |
| 今村順吉郎 | 大正6年5月 | 大正6年~大正14年 | 野上(紋別) | 997 | 167 | (大東燐寸株式会社) |

注1) 「北海道山林史」, 「国有林事業成績」, 「北海道森林系計画」, 「明治林業逸史」より作成。

2) 注資料の限界によって、大正13年以降は示さない。

治期後半から大正初期にかけて北見地区を中心に、全道の国有林野にわたって設定された。秋田木材、新宮商行、札幌木材などのそれは、いわゆる「北見材時代」の中心であった稚内・網走・北見・根室にかけての国有林野に設定されている。後にみるようにこの年期特売に立木処分は第二期・第三期にも引き継がれるが、その量は減少するとともに、第三期に入ってから紙・パルプ資本だけが年期特売を受けるようになっていく。すなわち、北海道国有林の年期特売は府県国有林のそれに比較して広範に設定され、しかも、紙・パルプ資本との間の年期特売が長期にわたって継続し、その国有林野は紙・パルプ資本によって独占的に支配されたことが特徴でもある。

次に北海道国有林の年期特売の内容がどのようなものであったかについてみてゆこう。まず、陸別管林区署の国有林野を対象にして王子製紙との間に年期特売が設定された売買契約書を検討する。王子製紙が「美里別川上流地帯の針葉樹に着目、現地を視察して払下げ出願したのは42年5月(明治42年6月……秋林)」³⁸⁾であり、斗満・足寄・美里果事業区とその外の国有林を対象に年期特売契約を締結したのは大正2年12月である。その契約書の内容は次の通りである。

売 買 契 約 書³⁹⁾

釧路国足寄郡足寄村足寄国有林外六国有林ニ於テ

一 椴松蝦松四百七拾六万七千尺ノ

右(上記の意味……秋林) 売買シタルニヨリ買主ハ明治41年7月北海道庁令第65号北海道国有林野産物売払規則及左記(下記の意味……秋林) 条項ヲ遵守スベク仍テ本書ニ通ヲ作り各一通ヲ領有スルモノナリ

大正2年2月27日

売主 北海道庁長官 中村純九郎

買主 王子製紙株式会社

専務取締役 藤原銀次郎代理

高島菊次郎

記

第一条 本契約ニヨリ引渡ヲ受ケタル物件ハ製紙原料ニ供スルモノトス

第二条 本契約ニ於ケル売買ノ期間ハ大正3年度ヨリ大正12年度ニ至ル10カ年間トス

第三条 毎年度受渡スベキ売買物件ノ年割額ハ左ノ如シ

大正3年度 六万尺メ

大正4年度 二拾四万十千尺メ

大正5年度 五拾四万尺メ

大正6年度 五拾四万尺メ

大正7年度以降毎年度 七拾三万尺メ

第四条 公用又ハ公益ノタメ若クハ売主ノ事業上必要アル時ハ売主ハ本契約ノ区域及前条ノ数額ヲ増減変更スル事ヲ得

第五条 買主ハ毎年度9月末日迄ニ書面ヲ以テ当該年割額ノ引渡ヲ所轄営林区署又ハ営林区分署ニ請求スベシ但シ部分引渡ノ請求ハ三回ヲ超ユベカラズ

前項ノ期間内ニ引渡ヲ請求セザル数額ハ当然本契約ノ売買数額ヨリ控除セラル、モノトス

第六条 毎年度年割額ヲ受渡スベキ地域ハ売主ノ指定スル所ニヨル

第七条 一度年割額ノ受渡ヲ終リタル地域ハ物件搬出期間ノ満了ニ從ヒ当然本契約ノ区域ヨリ控除セラル、モノトス

第八条 売主ニ於テ買主ガ国有林ニ放棄シタル物件又ハ使用ヲ終リタル設備ノ除去又ハ原状回復ヲ必要ト認メタル時ハ期間ヲ定メ買主ニ對シ除去又ハ原状回復ヲ請求スル事ヲ得但シ買受物件搬出後一年ヲ過ギタル時ハ此ノ限リニアラズ

買主前項ノ請求ニ應ゼザル時ハ売主ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ヲ買主ヨリ徴収ス買主ノ除去セザル物件ハ売主ノ所有トス

第九条 伐木運材等ニ関スル国有林内ノ施設ハ売主ノ指定ニ從フベシ

第十条 本契約ノ区域内ト雖モ売主ハ地元住民ニ對シ其ノ自家用材ヲ売払フ事ヲ得

第十一条 左ノ場合ニ於テハ売主ハ本契約ヲ解除スル事ヲ得

一 公用又ハ公益ノ為必要アル時

二 第九条ノ指定ニ從ハザル時

三 売主ノ承諾ナクシテニカ年以上引続キ年割額ニ対スル二分ノ一以上ノ引渡ヲ
請求セザル時

四 買主ニ於テ引渡ヲ請求セル物件代金ヲ売主ノ指定スル期間内ニ完納セザ
ル時

第十二条 第四条ノ増減変更及第十一条ノ契約解除ニヨリ買主ニ於テ損害ヲ被ル事アル
モ売主ハ其ノ責ニ任ゼズ

以上が、斗満・足寄・美里別・音更・上川・然別などの国有林野を対象にして大正2年12月に王子製紙との間に結ばれた年期特売契約書である。それは、大正3年から大正12年までの契約期間10年間で年割額を定め、製紙原料としてトドマツ・エソマツ692万石を払下げるものであった。第6表に示したこの第一期の年期特売契約の内容もほぼ上記のような契約書の内容に沿って北海道国有林との間に契約が締結されていたと思われる。年期特売契約書の内容が変化するのは第二期に入って北海道国有林が官行斫伐事業を開始するにいたってからであるが、これについては後に触れる。

これまでみてきたように北海道国有林の年期特売は基本的には安価⁴⁰⁾な木材を大量にかつ長期間にわたって保障することによって、紙パルプ資本を中心とする独占資本を優遇するものであると同時に、拓殖政策を展開するために森林収入を恒常的に確保するものであったといつてよい。まさにそれは、「人民の移住」から「資本の移住」へという拓殖政策の転換とその拓殖政策それ自体の推進のために生み出された立木処分の方法であった。当時の北海道では鉄道・道路が整備されておらず、さらに、広大な国有林野内では森林鉄道・林道が敷設されいかなかったこと、森林費支出を増大させ得なかったために、北海道国有林自からが伐出事業を展開することが困難であった。だが、拓殖政策の財源として位置づけられた北海道国有林は、収入を確保しなければならなかった。このために明治40年代から紙・パルプ資本、商社資本を優遇する年期特売を大々的に設定し、「……ニカ年以上引続キ年割額ニ対スル二分ノ一以上ノ引渡ヲ請求セザル時」には解除されるということに示されるように、地代収入の安定を計ろうとしたのである。

足寄事業区において大正2年に王子製紙との間に設定された年期特売による立木の伐採は大正4年から開始される。それ以前の足寄事業区での伐出事業は、小規模なものにすぎない。たとえば、明治41年、明治42年の立木処分は4,800石、4,000石であり、大正2年、大正3年、大正4年ではそれぞれ2,700石、200石、1,004石にすぎず、しかも、マッチ軸木用材、銃床用材などのための限られた樹種の広葉樹が立木処分の主体をなした。だが、大正5年からは11万石に達し、大正6年、大正7年では14万石、15万石へと激増するとともに、その立木処分の樹種はパルプ用材である針葉樹が大部分を占めにいった。この点は足寄事業区以外の陸別営林区署の国有林野ばかりでなく年期特売が設定された他の国有林野でも同様であり、北海

道国有林の伐出事業は年期特売による立木処分によって開始もしくは本格化したといえよう。

次に、王子製紙の年期特売による立木の伐採・造材・搬出がどのように行われたかについて触れておく。それは他の年期特売または公売による立木処分を受けた資本の場合でもほとんど変わりがなく、当時の北海道国有林の伐出事業の有り様、立木処分すなわち国家的土地所有としての地代の実現条件を示している。それはまた戦前期北海道の国有林野の上に形成・確立された一つの林業構造でもある。

戦前期の王子製紙の造材事業は、一流域一専属造材請負業者によって実行されていた。王子製紙の専属造材請負業者のうちいわゆる「御三家」として有名な中村組（後に菱中林業）、坂本木材、関木材（後に高谷木材）が知られている。このような専属造材請負業者による造材事業の実行形態は、王子製紙のみならず、戦前期の一般的形態であった。たとえば、三井物産の専属造材請負業者として、瀬棚方面の早瀬吉松、早来・室蘭方面の永谷仙松、天塩方面の大滝甚太郎などが知られている。これらの専属造材請負業者と「資本主」との関係は「あたかも領主に対する老家臣のような忠勤ぶりであった」といわれる⁴¹⁾。この一流域一専属造材請負業者による実行形態は、造材された木材の搬出がもっぱら流送によらねばならなかったことに起因していると考えられる。

大正2年の足寄外七国有林を対象とした年期特売による立木の造材事業は、年期特売が設定された地域を河川流域ごとに分けて、それぞれ王子製紙の専属造材請負業者によって実行された。「坂本は澁別・足寄・美里別の各河流域に、高谷は音更流域に、菱中（当時は中村組……秋林）は十勝川上流において、王子製紙の年期特売山の請負事業を、流送事業廃止まで独占していた」といわれている。だが、澁別・足寄・美里別の各河流域の国有林野での造材事業は当初から坂本木材によって実行されたわけではない。坂本木材は、年期特売契約が締結された翌年の大正3年から澁別事業区と大正4年から美里別事業区の造材事業を請負った。他方、斗満事業区は大島金蔵、足寄事業区は大塚仙五郎が請負って、年期特売による立木の造材事業が開始されたのである。その数年後に足寄事業区と斗満事業区の請負業者が交代するが、さらに澁別・斗満・足寄事業区で官行斫伐事業が開始されるにおよんでこれらの事業区での年期特売による立木の造材事業が中止されるにいたった。美里別事業区では王子製紙が昭和初期の一時期に美里別・音更などでの年期特売を放棄するまで坂本木材が造材事業を請負っていた。

坂本木材による王子製紙の造材事業の請負は、明治40年に沙流川流域で開始したことに始まる。そして、王子製紙が国有林・御料林との間に広範に年期特売を設定するとともに坂本木材の造材請負の箇所とその規模は増加した。坂本木材はこの造材事業の請負を実行するにあたって、各事業地に事業地主任をおいた。美里別事業区では、大正9年以前のそれは不明だが大正9年からは畑中重兵衛⁴²⁾が事業地主任に就任している。この澁別営林区署の国有林での造材事業の請負を開始するにあたって、坂本木材はその基幹的労働力を沙流川流域の請負造材事業に従事した労働力から確保した⁴³⁾。その労働力の性格・労働過程・労働組織は、沙流川流域

第7表 国有林の立木処分

| | 年期特売 | | | 特売及公売 | | | 合計 | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | N (千石) | L (千石) | 計 (千石) | N (千石) | L (千石) | 計 (千石) | N (千石) | L (千石) | 計 (千石) |
| 明治 41 年 | 254 | — | 254 | 165 | 394 | 560 | 420 | 394 | 815 |
| 42 | 344 | 15 | 359 | 179 | 322 | 501 | 523 | 327 | 861 |
| 43 | 412 | 57 | 469 | 89 | 404 | 494 | 501 | 461 | 963 |
| 44 | 491 | 26 | 517 | 315 | 677 | 993 | 807 | 703 | 1,510 |
| 大正 1 年 | 627 | 37 | 664 | 462 | 687 | 1,150 | 1,090 | 724 | 1,814 |
| 2 | 837 | 4 | 841 | 197 | 954 | 1,152 | 1,035 | 958 | 1,994 |
| 3 | 1,040 | 46 | 1,086 | 185 | 537 | 722 | 1,225 | 584 | 1,809 |
| 4 | 1,234 | 61 | 1,295 | 276 | 719 | 996 | 1,511 | 781 | 2,292 |
| 5 | 1,866 | 20 | 1,887 | 744 | 721 | 1,516 | 2,611 | 742 | 3,403 |
| 6 | 1,946 | 47 | 1,994 | 1,153 | 327 | 1,481 | 3,100 | 374 | 3,475 |

注 1) 「北海道第一期拓殖計画事業報文」より作成。

2) 年期特売を除いた特売は、「縁故者即ち地元住民に自家用材として処分したるもの」(「北海道第一期拓殖計画事業報文」p.106)である。

3) Nは針葉、L樹は広葉樹である。

4) 千石未満は切り捨てたので、合計は必ずしも合わない。

でのそれとほとんど変わりが無い。その労働組織は、造材事業の労働力を地縁、血縁関係を媒介にして「前貸」を行って募集し、戦後の民主化、「近代化」のもとでその姿を消したいわば「前期的」といわれる組頭制度に編成されたものであった。

この第一期の北海道国有林の伐出事業は年期特売・公売・特売の形態での立木処分で行われた。第7表に第一期の北海道国有林の立木処分の推移を特売・公売・年期特売別に示した。第一期の立木処分は、明治40年代では80万石から100万石、大正初期では100万石から200万石で、大正中期に入って300万石に達し、北海道国有林の伐出事業が本格化するのは大正中期からである。

また、この立木処分の中で明治41年から大正6年までは年期特売による立木処分が55%を占め、この点にこの時期の北海道国有林の伐出事業での特質をみる事ができる。それは、北海道国有林が拓殖財源を確保するために立木処分を拡大して収入の増大を図らねばならなかったこと、そのためには当時の国有林野の大部分を占めた奥地未開発林の伐出は紙・パルプ資本を中心とする大資本に依らねばならなかったものであり、また、「資本を植える」拓殖政策のもとで大資本を優遇する年期特売による立木処分が広範に展開したことの表現である。さらに、第一次大戦下の好況のもとでは、木材価格の高騰と国有未開地処分の減少によって年期特売による立木処分ばかりでなく、公売による立木処分の拡大を可能にした。

ii 育林事業

第一期の育林事業は天然更新が主体をなし、人工造林は局部的かつ小規模に行われたにすぎない。第8表にこの時期の育林事業の実績を示した。明治40年代の人工造林面積は100町

歩から300町歩台へと到達するが、大正期に入ってから300町歩台を維持したにすぎない。この第一期の人工造林面積のうちで大半を占めた国有林野は札幌管林区署管内のそれであり、この外では、上川・倶知安・函館管林区署管内の国有林野で人工造林が行われたが、その年間の実績は数町歩から数10町歩と小規模なものであった。しかも、この第一期においても伐出事業の中心をなした漣別・帯広・野付牛・網走・遠軽などの国有林野ではほとんど人工造林が行われていない。すなわち、第一期の人工造林は小規模であるばかりでなく、人工造林が行われた地域も札幌を中心とする道南の国有林野に偏在していたといえよう。

他方、戦前期北海道国有林の育林事業の主体をなした天然更新の第一期の実績はさきの第8表に示してある。第一期の北海道国有林全体では、明治41年の2.9千町歩を除いて、年間約4千町歩がこの天然更新によって実行された。この天然更新の内容を示し、この当時の育林事業で指針的役割を果たしたといわれる⁴⁾「エゾマツ・トドマツ天然更新実行ニ関スル件」(明治42年9月 丑林務第4727号)の全文を巻末の資料1として掲げておく。ここでは、この「トドマツ・エゾマツ天然更新実行ニ関スル件」を中心にして、第一期の天然更新の内容を検討しておく。

この時期の天然更新は補助作業をともなったのであり、その主要なものは下種地拵、補植、そして、防火線の設定であった。まず、天然更新を計画するにあたって、更新地を選定し、その更新地域の中に下種地拵地、補植地を選定し、それぞれに下種地拵、補植の補助作業を行うものである。下種地拵地、補植地として選定されるのは「後継樹種二坪ニ一本未満(一町歩当り1,500本未満……秋林)」の場合であり、これ以外の天然更新地は自然生育であった。

下種地拵地は、上記の外に次の項目を充さなければならない。その第一には、「确实ニ結実セル相当母樹」があること。第二には、「落葉厚クシテ下種地拵ヲ行フニアラサレバ種子落下スルモ稚樹ノ発育困難」な箇所であること。下種地拵の作業の内容は、「後継樹凡ソ二坪ニ付一本以上」になることを目標にして、唐鋏、熊手による列間8尺から9尺で幅四、五寸の落葉のかき除き、シダ類の葉の除去を行うというものである。こうして下種地拵された箇所は、必要に応じて次のような手入が行われた。すなわち、下種が行われ稚樹が発生する前の落葉、笹およびシダ類の取り除きと稚樹発生後の必要に応じての落葉のかき除きである。

補植は、さきに述べた「二坪ニ一本未満」の箇所であつ「未立木、地礫林地又ハ雑草笹類

第8表 国有林の育林事業(第一期)

| | 人工造林 (町) | 天然更新 (町) |
|-------|-------------|-------------|
| 明治41年 | 121 | 2,925 |
| 42 | 186 | 4,899 |
| 43 | 269 | 3,163 |
| 44 | 320 | 4,637 |
| 大正1年 | 372 | 3,919 |
| 2 | 274 | 4,241 |
| 3 | 371 | 4,000 |
| 4 | 382 | 4,000 |
| 5 | 342 | 4,006 |
| 6 | 233 | 3,173 |
| 第一期平均 | 287 | 4,396 |

注1)「北海道第一期拓殖計画事業報文」より作成。

ノ繁茂地ニシテ下種地拵地ニ適當セル箇所」に行われるものであった。補植する苗木は、「幹長一尺四、五寸ニシテ……細根多キモノ」を補植地附近から掘り取ったもので、大苗であり、補植後の手入を省略しようとする意図がうかがえる。補植地の地拵は、「六尺乃至九尺置キニ三、四尺幅ヲ払取」る線刈法によっていた。植付の季節は秋期および春期であり、「約二坪ニ一本位」を目標に植付けるものである。

こうして天然更新が計画され補助作業が行われた地域に対して「五間乃至十間」の普通防火線と「三十間乃至六十間」幅の大防火線を設定して、それを保護しようとした。

第一期の天然更新面積は年間平均4千町歩であるが、この天然更新の経費は1町歩当りで76銭、手入事業では1町歩当りで6銭にすぎなかった。当時の労賃水準からすれば1町歩当り76銭では投下労働力は1町歩につき1人にすぎず、実際には天然更新面積の大半は自然生育という放置の状態であったとみてよい。まさに、北海道国有林が拓殖財源として位置づけられたことによって、天然更新の補助作業が「集約作業の故に回避」⁴⁵⁾されたのであろう。そしてまた、この第一期の天然更新の補助作業で最も事業費が投下されたのが防火線の設定であったことから、放置の状態が大半であったことを推定しうる。

この天然更新補助作業を実行するために、その労働力は成るべく「直接雇傭」することとし、人夫頭をおいて、人夫頭が作業の指揮・監督にあたるとしている。

王子製紙との間に年期特売が設定され伐出事業が本格化した逿別営林区署では、この第一期では天然更新の補助作業および人工造林も実行されず、それらが実行されるのは第二期からである。

第四節 小 括

第一期 北海道国有林の収支状況とその性格

第一期を通じての北海道国有林の収支状況については第9表にみる通りである。これで見ると、第一期では、北海道国有林整理綱領が樹立される以前の明治19年から明治40年までの年間の平均収入は約15万円で、そのすべてが立木処分の代金であった。

北海道国有林整理綱領が実施された明治41年以降の国有林収入では、立木処分の代金のほかに不要林処分による地所私下代金が増える。明治41年から大正6年までの年間の平均収入は明治41年以前のその7倍にあたる約100万円に達し、その内訳は立木処分の代金、地所私下代金がそれぞれ67%、約30%を占めた。他方、明治41年から独立して設けられた森林費は、大正6年までは年間平均約36万円が支出され、そのうちで奏任官・判任官および事業手の給料と事務費が67.4%の約24万円を占め、境界測量・造林などの事業費は32.6%の約12万円にすぎない。この結果、明治41年から大正6年までの国有林の年間平均の収益は森林費の2倍強にあたる約73万円に達した。この収益は拓殖財源に組み込まれて、拓殖政策が推進された。

第9表 国有林の収支状況(第一期)

| | 国有林収入 | | | | | 計(A) (千円) | 森林費 (B) (千円) | 収益 (C) (千円) |
|---------------------------|---------------|-------------------|--------------|---------------|------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| | 立木処分 (千円) | 副産物 処分 (千円) | 地所貸下 (千円) | 地所払下 (千円) | 弁償 約金 (千円) | | | |
| 明治19年から 明治40年 までの計 | 3,106 | 98 | 33 | — | 128 | 3,367 | ? | ? |
| 明治19年から 明治40年 までの平均 | (92.3) 141 | (2.9) 4 | (1.0) 1 | — | (3.8) 11 | (100.0) 153 | ? | ? |
| 明治41年 | 381 | 9 | 4 | 73 | 31 | 500 | 365 | 135 |
| 42 | 425 | 8 | 3 | 117 | 13 | 567 | 382 | 184 |
| 43 | 494 | 8 | 3 | 198 | 15 | 720 | 371 | 403 |
| 44 | 663 | 10 | 3 | 172 | 20 | 870 | 392 | 478 |
| 大正1年 | 544 | 13 | 4 | 201 | 21 | 785 | 387 | 398 |
| 2 | 558 | 7 | 4 | 75 | 27 | 672 | 365 | 307 |
| 3 | 462 | 7 | 4 | 203 | 43 | 722 | 351 | 370 |
| 4 | 580 | 16 | 4 | 165 | 33 | 799 | 336 | 462 |
| 5 | 1,141 | 22 | 4 | 728 | 21 | 1,919 | 339 | 1,580 |
| 6 | 2,057 | 22 | 8 | 1,230 | 54 | 3,374 | 336 | 3,037 |
| 第一期平均 | (66.9) 731 | (1.1) 12 | (0.4) 4 | (29.0) 316 | (2.6) 28 | (100.0) 1,093 | 362 | 730 |

注1) 「北海道第一期拓殖計画事業報文」より作成。

2) 千円未満は切り捨てたので、合計は必ずしも合わない。

3) ()内は国有林収入の構成比。

4) (C)=(A)-(B)。

これまで述べてきたように第一期の北海道国有林は拓殖政策に次の三点にわたって位置づけられてた。それは、拓殖を進める上での土地ファンド(国有未開地への編入と不要林処分)、資本を誘致するための木材資源のファンド(年期特売による立木処分)、そして、拓殖財源を確保するための土地所有体としての位置づけである。

そして、明治41年以降、森林調査が急速に進められ、国有未開地への編入、不要林売払が進展するとともに、戦前期の国有林野が確定していった。また、国有林野を確定させる一方で、林籍台張の作成を主要な目的としながらも施業案の編成を本格的に行い、王子製紙・富士製紙・三井物産などの独占資本との間に年期特売契約を締結して、立木処分を拡大していった。この年期特売の立木処分による収入は、前期的諸関係を色濃くもった組頭制度を基礎とした原生林採取的林業によってもたらされる地代にほかならない。公売による立木処分の場合も同様である。

他方、育林事業については、人工造林面積が年間で100町から300町歩にすぎず、天然更新が主体をなした。この天然更新では下種地拵、補植などの補助作業が指示されていたが、拓殖財源として位置づけられた北海道国有林の森林費が年間平均約36万円前後に押えられて育林事業費が絶対的に不足し、天然更新の実態は「自然生育」による放置にならざるを得なかった。

すなわち、この第一期の北海道国有林は、年期特売による立木処分を中心とし、森林の維持・管理も主要な内容とする土地所有にとどまっていた。北海道国有林が土地所有から経営へと展開するのは第二期からであり、いわば第一期は経営へと展開する準備期であったといえよう。

注

- 1) この「北海道官林種別調査規程」の全文は2章32条から成り立ち、『北海道山林史』(北海道庁 昭和28年)に収録されている。
- 2) 小関隆祺「北海道林業の発展過程」(北大演研報, 第22巻, 第1号) p. 31。
- 3) 1尺 ϕ =1.2石 500尺 ϕ =600石 \approx 167m³。
- 4) 「北海道官林種別調査規程」第7条第五項。
- 5) 「注北海道国有林整理綱領」の全文は9章から構成され、「北海道森林関係書」(北海道庁)に収録されている。
- 6) 北海道庁「北海道拓殖計画改訂願末」p. 184。
- 7) 6)に同じ, p. 61。
- 8) 2)に同じ, p. 35。
- 9) 2)に同じ, p. 49。
- 10) 国有未開地の売払については前掲「北海道林業の発展過程」および北海道「北海道農地改革史」, 浅田喬二「北海道地主制史論」を参照。
- 11) 2)に同じ, p. 34。
- 12) 前掲「北海道農地改革史」下, p. 479。
- 13) 足寄町の軍馬補充部(明治29年5月の軍馬補充部条例)用地は明治40年代に設定され、軍用馬の育成を主要な業務としていた。この設定当時「同地帯に移住し、開拓に従事していた者は、その貸付地、牧場地など返還命令によって、土地を返還し引揚の止むなきに至り、幾年の間血と汗とによりて折角切り開いた畑を取り上げられ」たばかりでなく、軍馬補充部用地の存在は当時の本別町を本別町と西足寄町との二つに分離させる要因となった。さらに、この軍馬補充部用地に対して附近の住民の間に解放要求が根強く存在し、昭和3年には5千町歩を解放せざるを得なかった。戦後の陸軍の解体によって、一部は町有地として解放され緊急開拓地となり、他は現在の九大演習林となった(本別町史編纂委員会「本別町五十年史」, 足寄町「足寄町史」)。
- 14) 「森林監守」は後に「保護区員」「担当区員」と改称され、今日の担当区員と同じである。
- 15) 営林区分署は昭和 年に営林区署に昇格される。以後では、野付牛分署、滝別分署をそれぞれ野付牛営林区署、滝別営林区署と称する。
- 16) 「釧路営林区署河西分署足寄事業区施業案説明書」明治44年。
- 17) 秋山智英「国有林経営史論」p. 147。
- 18) 林 常夫「北海道林政林業逸史話」(林業経済研究所編「大正昭和林業逸史 上巻」所収)。
- 19) 大金永治「北海道林業における経営展開の構造」(三島教授退職記念事業会編「北海道林業の諸問題」所収) p. 127。
- 20) 17)に同じ, p. 148。
- 21) 本別町史編纂委員会「本別町五十年史」p. 518~519。
- 22) 16)に同じ。
- 23) 16)に同じ。
- 24) 足寄町「足寄町史」p. 905。
- 25) 十勝での銃床材のための伐採は、石黒林太郎が明治23年に大津村(現在の広尾町)に入植したときから始

- まる。石黒林太郎が事業主となって、銃床材を横浜の渋谷商会に移出していた(21)に同じ, p. 905)。
- 26) 陸別営林区署管内でのマッチ軸木工場の設立は、本別町で明治37年に柴田製軸工場(経営主は神戸の柴田友蔵)に始まり、さらに、明治42年に大阪公益社本別製軸所が設立された。その最盛期は明治39年から明治43年までであり、明治末期には原木不足のためにマッチ軸木工場は相次いで閉鎖された。
- 27) 「北海道国有林施業案編成方針」(明治41年7月21日決議)第41条。
- 28) 27)に同じ, 第42条。
- 29) 大金永治「林業経営論」p. 178~180。
- 30) 16)に同じ, 以下では特に断わらない限り16)からの引用である。
- 31) 大金・生井・前田・和「北海道林業技術発達史論」p. 23。
- 32) 2)に同じ。
- 33) 農林大臣官房総務課「農林行政史」(第5巻 下)に所収。
- 34) 33)に同じ。
- 35) 「特別施設」とは、林産物の運搬に必要な道路、鉄道その他の運搬設備を意味する。
- 36) 33)に同じ, p. 1441。
- 37) 赤井英夫「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」(林業経営研究所報告, 1967, 10)。
- 38) 24)に同じ, p. 907。
- 39) 16)に所収。
- 40) 国有林の針葉樹の立木価格と年期特売による製紙原料の単価の推移は次のとおりである。

(円/石)

| | 明治41年 | 明治43年 | 明治45年 | 大正3年 | 大正5年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 立木価格 | 0.207 | 0.173 | 0.177 | 0.178 | 0.265 |
| 製紙原料単価 | 0.192 | 0.149 | 0.147 | 0.164 | 0.236 |

「北海道山林史」および「国有林業成績」より作成。

- 41) 帯広営林局「東北海道の林業」p. 136。
- 42) 畑中重兵衛は、坂本木材の事業地主任、十勝地別支配人を努め、戦後にいたって造材業・製材業を開始して独立し、その後、林業資本として急速に成長した。その略歴は次の通りである。
- 明治26年5月生まれ。
- 明治43年 坂本木材合名会社に入る。
- 大正9年 同社事業地主任となる。
- 昭和10年 同社十勝地区支配人となる。
- 昭和15年 足寄素材生産組合(造材組合)および伐出組合の組合長となる。
- 昭和21年 独立して造材業(畑中木材店)を開始。
- 昭和26年 畑中林業株式会社を設創し、製材業を開始。
- 昭和33年 東北北海道運輸株式会社を創設。
- 43) 聞き取り調査によれば、後に陸別営林区署の官行斫伐事業の山頭となった秋田谷金之助は沙流川流域の坂本木材の造材事業で藪出人夫をしていたが、坂本木材が陸別で造材事業を開始するとともに藪出人夫の小頭として陸別にきて、その後に入夫頭となった。また、坂本木材の十勝地区支配人となった畑中重兵衛も沙流川流域での造材事業に従事していた。
- 44) 生井郁郎「育林技術の発展過程に関する研究(II)」(北海道農林研究 第47号冊別)。
- 45) 44)に同じ, p. 26。

第二章 官行斫伐事業の開始と国有林経営

（第二期 大正7年～昭和7年）

第一節 拓殖政策と国有林経営

i 拓殖政策と国有林

この第二期の北海道国有林経営に大きな影響を与えたのは、第一期では触れなかったが、第一期から引き続いて帝国議会、山林局官僚の中で問題となっていた北海道国有林の内務省から農商務省への移管問題であった。この北海道国有林の移管問題というのは、内務省の所管であった北海道国有林を農商務省に移管して、林政の統一を図ろうとするものである。この後も林政の統一は度々問題とされるが、これが実現をみるのは周知のように戦後の昭和21年である。この第二期初頭の北海道国有林の移管問題の表面化に端を発して、拓殖計画が度々改訂され森林費が拓殖費に編入された。こうして北海道国有林の収入と森林費との間の連鎖が回復され、森林費が増額される。こうした条件のもとで、林内歩道の新設などによって国有林野の保護・管理を一段と強化し、森林鉄道を一定の地域に集中的に新設して官行斫伐事業を開始するにいたった。そして、第二期拓殖計画が樹立され昭和2年から実行されるが、拓殖政策での北海道国有林の位置づけが変化する。以下に、北海道国有林の移管問題の表面化に端を発する森林費の拓殖費への編入、度重なる拓殖計画の改訂と北海道国有林の官行斫伐事業の開始などの様々な事業の開始、そして、第二期拓殖計画の樹立とその拓殖政策上での北海道国有林の位置づけについて触れる。

まず、北海道国有林の内務省から農商務省への移管問題について述べよう。北海道国有林を内務省から農商務省へ移管して府県国有林とともに農商務省山林局がその経営にあたって林政の統一を図るべきだという意見は、第一期から農商務省山林局内部の官僚の中にあった。この北海道国有林の移管問題は、山林局官僚の中で問題とされたばかりでなく、第24回帝国議会の貴族院第五分会でもとりあげられている¹⁾。この移管問題が表面化するのには、大正6年に農商務大臣が北海道国有林の紙・パルプ資本に対する原木払下問題の視察のために来道したことに始まる。農商務省の移管問題に対する主張は、「北海道における国有林はすでに固定国有林と国有未開地との区分が明瞭になったから国有林経営と拓殖事業との関係はさほど密接とはいえず、したがって国有林を農商務省の主管として経営を合理化し、毎年一定額の純収益を拓殖費に提供すること」²⁾であった。この主張のもとに、農商務省は次のような内容の「北海道国有林経営計画並説明書」を樹立した。それは、森林費を経常費と臨時費とに分離して、その事業を実行しようとするものである。この「北海道国有林経営計画並説明書」の事業計画を北海道庁が森林費を拓殖費に編入する際に樹立した事業計画と比較すると次のような特徴をもち後の北海道国有林経営に影響を与えた。第一には、官行斫伐事業の開始を計画したことである。また、この官行斫伐事業を行うために車馬道、軌道、貯木場等の新設を予定した。第二に

は、育林事業では将来の伐採跡地の約1割に対して人工造林を、そして、火災跡地および既往伐採跡地への人工造林の実施を時期を早めて行うことである。北海道庁が森林費を拓殖費に編入する際に樹立した事業計画では、官行斫伐事業の開始および伐採跡地への人工造林も計画されていなかった。いわば、農商務省の「北海道国有林経営計画並説明書」は拓殖政策に位置づけられた北海道国有林経営に対する痛烈な批判であり、農商務省への移管こそ実現しなかったが、北海道国有林は、度重なる拓殖計画の改訂によって森林費を拓殖費に編入し、官行斫伐事業などを開始しなければならなかった。

この北海道国有林の農商務省への移管は、北海道庁を中心とする内務省の強い反対にあって実現しなかった。すなわち、当時の日本資本主義の「人口・食糧問題」の解決のために北海道の拓殖政策が林政統一よりも優先されたのである。その後も度々移管問題が提起されるが、それが実現されるのは戦後の林政統一においてである。

さて、森林費の拓殖費への編入についてであるが、明治43年から実施された第一期拓殖計画のもとでは国有林収入は国有未開地売払による収入と同様に拓殖費に編入されていたのに対して、森林費は政府の一般歳入から支出され、国有林収入と森林費が分離されていた。このために、森林費は「行政整理其他政府財政事情により逐年削減」³⁾されたのであった。明治41年の「北海道国有林整理綱領」では「森林経営は主とせずして専ら之か整理」を目的としたが実際には「整理を主とせずして収入か主」となったのである⁴⁾。このために「当初計画予定の事業は累次齟齬を来し本道森林経営上頗る寒心すべき状態に陥」⁵⁾った。このような状態は今後の拓殖政策にも重大な影響を及ぼすとして、北海道庁は森林費を拓殖費に編入するにいたった。だが、この森林費の拓殖費への編入は、さきに述べた北海道国有林の移管問題に対する対応にすぎない。ちなみに、森林費の拓殖費への編入を要請するにあたって、北海道庁長官俵孫一が大正6年7月16日づけで内務大臣後藤新平、大蔵大臣勝田主計にあてて提出した意見書「北海道森林費ヲ拓殖費ニ編入スルノ件」⁶⁾では北海道国有林経営と拓殖計画との関係について次のように述べている。それは、森林費を拓殖費に含めて「収入ト事業ト能ク調節ヲ図ルハ緊要ノコト」であり、さらに、「本道国有林整理若ハ経営ニ関スル事業ハ拓地殖民経営ハ最モ密接ノ関係ヲ有シ彼是相以テ其事業ヲ経営スルニ非サレハ本道ノ拓殖ハ到底之カ目的ヲ達スルコト能ハサルナリ……」として、北海道国有林経営と拓殖計画との関連を「国有林ノ整理ト未開地ノ処分」・「国有林ノ荒廃ト拓殖計画」・「国有林ノ保護改良ト拓殖計画」の三点にわたって触れている。

第一の「国有林ノ整理ト未開地ノ処分」については、この時点で「林野ノ分解境域ノ画定大半之ヲ終了シタリ」といえども、その「整理タルヤ主トシテ輪廓ノ梗概ヲ定メタル」にすぎず、今後、国有未開地も国有林に編入することもあり、また、拓殖政策の進展とともに「林野ノ分解」も行わねばならないということである。第二の「国有林ノ荒廃ト拓殖計画」については次のとおりである。当時の開墾は火入によらねばならず、しかもこの森林の荒廃をもたらす

恐れのある火入を全く禁止してしまふことができないために、山林・原野への火入を制限し、「林道開削消火具備付等防火施設ヲ完備シ森林監守ノ数ヲ増」して取締を強化しようとした。その被害跡地に対しては「相当造林ノ計画ヲ樹テ森林ノ保護ヲ厚フ」するとした。第三の「国有林ノ保護改良ト拓殖計画」では、「治山治水其他国土保安上」のために「国有林ノ保護経営ニ力ヲ」つくすというものである。以上の三点にわたって触れた北海道庁長官俵孫一の意見は北海道の拓殖政策を進める上で拓殖計画と国有林経営とを切り離すべきでないというもので、さきの農商務省の意見と比較すれば、北海道国有林経営に対する方針は国有林野の保護・管理に重点をおいたものといえる。この俵長官の意見がいれられて、大正7年から森林費が拓殖費に編入されたのである。

このように森林費の拓殖費への編入が実現されたものの、北海道国有林の整理・経営の基本方針は依然として明治41年の「北海道国有林整理綱領」に基づいていた。だが、この森林費の拓殖費への編入のときに拓殖計画が部分的に改訂されて、新たに開始されたり拡張された国有林野事業がある。新たに開始された事業は立木調査と特殊樹種調査であり、また、森林費の拓殖費への編入によって森林費の増大がもたらされ、従来からの境界調査・三角測量・施業案調査の積極的な実行と国有林野の保護・取締の強化、育林事業の拡大が可能となった。

この後にも拓殖計画が改訂されて、新たな事業の拡大と従来からの事業の拡張がもたらされる。北海道国有林経営に関わる拓殖計画のなかで注目しなければならないのは大正8年と大正10年の改訂である。

第一次世界大戦のもたらした日本資本主義の好況によって大正8年に拓殖計画が改訂され北海道国有林は固定資本投資である森林鉄道・軌道の敷設をとともなう官行斫伐事業を開始するとともに営林区分署を増設して経営・管理体制を強化した。この官行斫伐事業については後に述べるように北海道木材業組合連合会を中心とした木材業者の反対運動があったが、北海道国有林はこの反対運動を押し切って大正8年から開始した。北海道国有林は、これによって従来からの年期特売を中心とした立木処分による土地所有から経営へと転化を遂げた。

大正10年にいたって、新たに林内殖民の設置・林内歩道の開設・防風林の造成などの事業を開始した。林内殖民は、「森林事業拡張ノ結果労働者ヲ林内ニ移住セシメ勞力ノ供給ヲ確實ナラシムト共ニ森林保護ノ周到ヲ図」⁷⁾ことを目的として設定しようとしたものである⁸⁾。その設定の計画は「大正10」年度以降毎年百戸ツ、ヲ林内ニ移住セシムル⁹⁾ということであったが、北海道国有林での林内殖民の入地戸数の最大時は有永明人の整理によると大正15年でその戸数は352戸にすぎない¹⁰⁾。陸別営林区署でも林内殖民が設定されたが、その最大時は昭和2年の37戸であった。この林内殖民は、国有林が国有林野内の農耕適地を1戸当り3町歩を貸付け、林内殖民がその代償として国有林の事業に対して出役の義務を負うものである。だが、入地戸数の実績からみて、北海道国有林経営の労働組織としてほとんど意味を持たなかったと考えてよい。他方、林内歩道は、国有林野の保護・管理、集約的な育林事業の基礎となる

ものである。その開設の計画は、「固定国有林 250 万町歩ノ内要急箇所 30 万町ニ対シ、一町当り二間、此総延長 60 万間ノ歩道」¹¹⁾を完成させようとするものである。

大正 15 年で第一期拓殖計画が終り、昭和 2 年から昭和 21 年まで第二期拓殖計画が実施された。この第二期拓殖計画は、「抑々本道拓殖の業務たる帝国々富増進の一大要件にして特に輓近国家内外の状勢に照し、人口並食糧政策上重要な問題の一たらずばあらず」¹²⁾とうたわれているように、「人口並食糧」問題に資して、深化しつつある日本資本主義の体制的危機を緩和しようとするものにほかならなかった。その計画の目標は、昭和 2 年からの 20 年間に 96,330 万円を支出して、農牧地 250 万町、人口約 600 万人、米産額 700 万円にしようとするものである。この第二期拓殖計画にあらわれた拓殖政策の特徴は、第一期拓殖計画では、道路・港湾などの公共資本形成に重点が置かれ、また、開拓のために国有未開地を処分することが課題となっていたのに対して、農業を軸とした地域産業振興に重点が移され、移住開墾の移民に対して直接的な保護を復活し、民有未墾地の開発が課題となったことである。また、民有未墾地の開拓のために北海道の大地主の団体である北海道協会が主導して、民有未墾地開発事業および自作農創設事業が展開された¹³⁾。このような拓殖政策の転換は国有林経営にも影響を与えずにおかない。その第一は、多少ではあるが「公共的資本形成のための犠牲は軽減」¹⁴⁾され、国有林の「収益の使途も、従来以上に民有林、農用林等の助成策にむけられるにいたった」¹⁵⁾ばかりでなく、森林費が増加し、その中で育林事業が拡大されたことである。第二には、その経営対象である国有林野が安定したことである。それは、民有未墾地の開発、自作農創設に拓殖政策の重点が移され、従来までのような国有林の大規模な土地処分が行われなくなったからである。

これまで述べてきたように、北海道国有林は、農商務省への移管問題の影響を受けて大正 7 年に森林費を拓殖費に編入し、国有林の経営・管理体制を強化して、経営の基礎的条件を整えた。大正 8 年の拓殖計画の改訂によって森林鉄道および軌道の敷設をとまなう官行斫伐事業を開始し、さらに、昭和 2 年の第二期拓殖計画によって北海道国有林は拓殖政策のための犠牲という点では第一期よりも若干軽減され、大地積処分も行われなくなり、その経営の基礎が安定した。とわいえ、北海道国有林が、前期と同様に依然として拓殖政策のための財源として位置づけられていたことは変わりがない。第 10 表に北海道国有林の収入および森林費、森林費が国有林収入に占める割合、さらに、北海道の拓殖費の推移を示した。これで見ると、拓殖費はこの第二期の初頭から増大して、第一期平均の約 8 倍にあたる 1,931 万円に達した。これに対して国有林収入は第一期平均の 4 倍にあたる 491 万円にすぎない。このために国有林収入の拓殖費に対する割合は、第一期では約 45% であったのに対して、この第二期では 25.5% に低下している。他方、国有林経営のための森林費は、第一期では約 35 万円にすぎなかったが、この第二期では約 8 倍の 282 万円に達し、森林費が国有林収入に占める割合も 57.8% と増加している。このことから、この第二期の国有林経営が、拓殖政策のための犠牲が軽減され

第10表 拓殖費と国有林収入および森林費 (第二期)

| | 拓殖費 (千円) | 国有林収入 (A) (千円) | 森林費 (B) (千円) | (B)/(A)×100 (%) |
|-------|-------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 大正7年 | 5,574 | 3,442 | 585 | 16.8 |
| 8 | 8,450 | 4,093 | 1,085 | 26.5 |
| 9 | 12,311 | 4,614 | 1,929 | 41.8 |
| 10 | 17,973 | 4,842 | 2,910 | 60.1 |
| 11 | 20,734 | 4,545 | 3,116 | 68.6 |
| 12 | 20,156 | 5,173 | 4,128 | 79.8 |
| 13 | 17,562 | 5,732 | 2,940 | 51.3 |
| 14 | 15,570 | 5,239 | 2,550 | 48.7 |
| 昭和1年 | 18,764 | 5,157 | 2,946 | 57.1 |
| 2 | 25,152 | 5,676 | 3,814 | 67.2 |
| 3 | 26,558 | 6,135 | 3,525 | 57.5 |
| 4 | 26,880 | 5,964 | 3,608 | 60.5 |
| 5 | 25,159 | 4,238 | 2,992 | 70.6 |
| 6 | 22,346 | 4,738 | 3,068 | 64.8 |
| 7 | 26,471 | 4,189 | 3,118 | 94.4 |
| 第二期平均 | 19,310 | 4,915 | 2,820 | 57.8 |

注1) 「北海道第一拓殖計画事業報文」, 「北海道第二期拓殖計画実施概要」より作成。

2) 千円未満は切り捨てた。

て、前期よりも集約な経営を行う条件が確保されたことがうかがえる。

ii 北海道国有林の管理・経営体制

この第二期の北海道国有林の管理・経営体制ということでは、営林区署の増設、さらに、担当区の増設について触れておかねばならない。さきの大正8年の拓殖計画の改訂によって、野付牛・遠軽・陸別の三営林区分署が新設された。これらの新設された営林区分署の国有林は、後に述べるように第二期・第三期を通じて北海道国有林の官行斫伐事業の中心となった。さらに、昭和3年にいたって、これまでの営林区分署が営林区署へと昇格してゆく。

また、北海道国有林の管理機構の末端である担当区は、北海道国有林整理綱領以降の第一期ではその数が125から130で、その担当面積は平均27千町歩であった。

第11表 陸別営林区署の担当区

| 担当区名 | 設定年月 | 備考 |
|------|---------|----------------|
| 足寄 | 大正6年4月 | 昭和7年「芽登」に名称を変更 |
| 目遠 | 〃 | |
| 小利別 | 大正8年3月 | 「斗満」とも書く |
| 陸別 | 大正8年4月 | |
| 鹿山 | 大正9年3月 | 〃 |
| トマム | 〃 | |
| 螺湾 | 〃 | 昭和8年に廃止 |
| 喜登牛 | 大正11年1月 | |
| 上足寄 | 大正9年3月 | 〃 |
| 本別 | 大正11年4月 | |
| 茂足寄 | 〃 | 大正14年に廃止 |
| 大營地 | 〃 | |

注1) 「国有林事業成績」より作成。

だが、この第二期に入って、担当区の数に200以上に増加し、その担当面積も約14千町歩ないし15千町に縮小し、国有林野の保護・管理を強化した。たとえば、滝別営林区署の国有林の担当区は、第一期にあっては、滝別・足寄・本別の三担当区にすぎなかったが、この第二期に入ってからの増設が著しい。滝別営林区署での担当区名とその設定年度を示したのが第11表である。このような担当区の新設は、北海道国有林全体についても同様である。

第二期の北海道国有林は、営林区分署の新設とその営林区署への昇格、担当区の新設によって、管理・経営体制を整備し、国有林野の保護・管理を強化したといえよう。

第二節 施業案編成と施業方針

第二期当初の滝別営林区署の足寄事業区では第一期に編成された施業案によって施業された。だが、大正12年に第一次検訂が行われて検訂案が編成され、昭和8年まではこの検訂案によって施業が行われたのであるから、これが第二期の施業案であるといつてよい。この検訂案は、大正9年に制定された「北海道国有林施業案編成規程」（以下ではこれを「規程」と略す）に基づいている。

i 施業案編成の方針

この第二期の施業案編成の方針はさきの「規程」によっていたが、この「規程」は大正3年に制定された府県国有林の施業案編成規程に準じたもので、それと大きな差異がないといわれる¹⁶⁾。

その編成の方針は、「之（固定国有林……秋林）ヲ法正ナル状態ニ導キ其ノ利用ヲ永遠ニ保持シ国土保安其ノ他公益ヲ保持」（第1条）とし、「最多ノ純益ヲ得ル」（第52条）ことを目的としていた。輪伐期は、「最多ノ純益ヲ得ル」（第52条）ように定め、その例外として、「国ニ必要ナル材種ノ生産及間接ノ効用ヲ目的トスル森林ニ付イテハ之レニ適応スル輪伐期ヲ選定スベシ」（第52条）としている¹⁷⁾。收穫規整法は、「主伐ニ係ル伐採量ハ面積ヲ標準トシ」（第61条）とあるように面積平分法によっていた。だが、「施業上特別上ノ事由アル場合ニ於テハ材積ヲ標準トシ」とあるように材積平分法によることも可能であった。作業種は、皆伐・数段・前更・択伐の各喬林作業と矮林作業および中林作業の6種である（第47条）。伐採列区については、「令級配置ノ整理木材ノ需要供給産物搬出ノ関係及森林間接ノ効用等ニ鑑ミ之ヲ設クベシ」（第50条）とされているように、前期に比較して積極的に設定されようとしているのが特徴的である。

以上にみるように、第二期の施業案の編成方針は、第一期のそれに比較すると、編成方針の目的で「材積ヲ多量ニ生産シ」がなくなったこと、作業種が5種から6種類に増えたこと、伐採列区の設定が年齢配置を考慮し積極的に設定されるようになったこと以外には大きな相違がない。

第二期の北海道国有林は、この「規程」によって施業案・検訂案を編成した。滝別営林区

署の澁別・斗満・足寄・美里別・本別の各事業区でも、この「規程」によって施業案が検訂されている。前期と同様に、この足寄事業区の第一次検訂案を分析して施業方針を明らかにしよう。

ii 施業案編成と施業方針

足寄事業区では、明治44年3月に施業案が編成されたが、その後の大正12年にいたって第一次検訂案が編成されて、施業方針が変更された。その変更の理由は次のようなものである。それは、大正10年代の足寄事業区では、「附近植民地ハ大部分開拓セラレ木材ノ不足ヲ来シ一方利用ノ増進ト供ニ価格昂騰シ本林ノ利用状態モ亦大ニ改善」され、大正10年から約43kmの森林鉄道を敷設し、「大正拾壹年度ヨリ本事業区ニ対シ官行斫伐事業開始セラル、ニ至ったからである¹⁸⁾すなわち、明治末期では民有未墾地からの木材供給が大量にあったが、大正期に入ってから民有未墾地からの木材供給が減少し、これに代って国有林が供給の中心を占めるようになるとともに、森林鉄道などの固定資本投資を行い、官行斫伐事業を開始するに至ったからその施業方針を変更しなければならないとしている。

この第一次検訂案の施業方針を具体的にみていこう。第一次検訂案では、約37千町歩の森林を139箇の林班、331箇の小班に分け、前案の林班を1/2から1/3に縮小した。この結果、1箇の林班面積は平均715町歩から269町歩へと縮小している。こうした林班区画の変更と林班面積の縮小の理由は、「本林ノ如ク比較的交通不更ノ地域ニ編在スル森林ニアリテハ一般ニ利用ノ程度低ク従テ各種施業ノ如キモ粗放ナルヲ免レサリシヲ以テ原案編成当時ニアリテハ前案ノ森林区画ハ寧ロ適当ナリシナランモ当時ニ比シ集約ナル施業ノ行ワル、今日ニ至リテハ既ニ従来ノ如キ区画ニヨル時ハ施業ノ完全ヲ期シ難キ¹⁹⁾」からであった。

さらに、37千町歩の森林面積を普通施業地34千町歩、施業制限地2千町歩、除地0.127千町歩とし、作業種はトドマツ・エゾマツ混淆択伐喬林作業だけを採用し、第一期において二つとられていた作業種のうちトドマツ・エゾマツ・ザツ混淆択伐喬林作業は採用されなかった。第一次検訂案はこれを廃止した理由を次のように述べている。「……固ヨリ本道国有林中附近ハ比較的針葉樹優勢林ニ富ムト雖モ本林至ル所闊葉樹ヲ混生シ其ノ蓄積亦尠カラズ且ツ火災風害其他ノ被害ヲ受ケ或ハ伐採セラル、ニ従ヒ林相疎開スル時ハ自ラ闊葉樹ヲ発生シ来リ一時的其ノ優勢林ニ変化セントスル傾向アリ……人為ニヨリ針葉樹ノ保護増殖ニ努メザレバ却テ針葉樹減少シ闊葉樹ハ益々蓄積ヲ増大セントスルノ嫌アリ故ニ本林ニ於テハ特ニ針葉樹ヲ排シ闊葉樹ノ増殖ヲ図ラザルベカラザルノ理由ハ無カルベク²⁰⁾」という理由からであった。こうして足寄事業区では、エゾマツ・トドマツを主体とした択伐喬林作業がとられるにいたった。

輪伐期は、「規程」では「最多ノ純益ヲ得」ることを目的として決定するとしていたが、現実にはこれによって決定することが困難であった。そのために、「目下ノ経済状態ハ現実林ノ成長更新関係等ニ鑑ミ将来ヲ推定シ利用上適当ノ大サニ達スル年令ヲ想定シ以テ之ヲ其輪伐期²¹⁾」とすると、前期と同様に目通り直径一尺二寸に達する年齢を120年と想定し、これ

を輪伐期とみなした。

回帰年は、前案では30年であったが、「従来ノ施業実行ノ成績ニ徴スルニ斫伐面積稍々過大ニ失シ伐採運搬上不便不勤ノミナラズ造林及手入事業自ラ散慢トナリ更新上遺憾トスル点多ク施業ノ集約ヲ期シ難キ」²²⁾ ために、40年に延長された。

伐採列区は、稲牛川および螺湾川・茂足寄川・足寄川本流に合計三個の伐採列区を設定した。この伐採列区の設定は、付近民有林の森林資源の激減による国有林への木材需要の増大に應ずること、木材搬出系統の便・伐採面積が過大になることを防ぎ、施業を集中するために行われたとしている。

収穫規整法は、森林面積が大きく林相も大差のない場合には材積平分法・面積平分法のいづれによっても差異はなく、さらに、「面積平分法ニ依ル時ハ実行上容易ニシテ林相整理上便」であるとして、面積平分法を採用した。斫伐木は目通り直径一尺二寸以上とし、斫伐率は17%から37%としている。各伐採列区ごとの第一施業期間の主伐面積と主伐材積を示すと第12表の通りである。

育林については、天然更新によることとして、10年間で19,665町歩を予定した。その内容について触れると、伐採跡地については、「全部伐採後6年目ヨリ引続キニカ年間毎年一回蔓切り程度トスル手入ヲ施行」²³⁾ することとしている。未立木地、散生地についても、「大部分ハ、闊葉樹密生シ相当手入ヲ施行セバ後継林ノ造成容易ナリ」²⁴⁾ として、補植は行わずにもっ

第12表 足寄事業区の伐採列区ごとの主伐面積および主伐材積

| 伐採列区 | 面積 (町) | 蓄積 | | 第一施業期斫伐 | | |
|------|-----------|----|----------|-----------|----|--------|
| | | | | 面積 (町) | 材積 | |
| I | 12,535 | N | 4,305 千石 | 2,104 | N | 562 千石 |
| | | L | 4,345 | | L | 205 |
| | | 小計 | 8,650 | | 小計 | 767 |
| II | 6,992 | N | 2,451 | 1,250 | N | 170 |
| | | L | 2,735 | | L | 140 |
| | | 小計 | 5,186 | | 小計 | 310 |
| III | 14,683 | N | 7,766 | 4,919 | N | 799 |
| | | L | 4,065 | | L | 392 |
| | | 小計 | 11,832 | | 小計 | 1,192 |
| 合計 | 34,210 | N | 14,522 | 8,174 | N | 1,532 |
| | | L | 11,145 | | L | 739 |
| | | 小計 | 25,672 | | 小計 | 2,270 |

注1) 「足寄事業区第一次検訂案」より作成。

2) 面積は1町未満、材積は1千石未満を切り捨てたので、計は必ずしも合わない。

3) Nは針葉樹、Lは広葉樹である。

ばら手入だけとしていた。

以上が第二期の施業方針であるが、第一期に比較すると、林班面積の縮小、伐採面積の縮小および「施業ノ集約ヲ期」すために回帰年を30年から40年に延長し、伐採列区が積極的に設定されたところに特徴がある。

第三節 国有林野諸事業の実績

この第二期の北海道国有林は、さきに述べた「規程」のもとに施業案を編成して、施業方針の修正・確立を行って、諸事業を展開した。まず、第二期の森林費のうちの事業費を概観しておこう。

この第二期の北海道国有林の事業費の内訳とその推移を示したのが第13表である。前期と比較して言えば、拓殖計画が改訂されて森林費が拓殖費に編入され、国有林の各種の事業が拡張されるとともに新しく開始されたことを指摘しておかねばならない。それは、とりわけ、大正7年度からの森林監護費、大正8年度からの官行斫伐事業費と森林鉄道・軌道の設置費、大正10年度からの林内歩道費と林内殖民設置費などの費目の新設である。この第二期の年平均の事業費は1,739.1千円で、第一期の118.3千円に比較すると14.7倍に達し、第二期に入っ

第13表 国有林の事業費の内訳とその推移

| | 常務費 (千円) | 測量費 (千円) | 施業案 調査費 (千円) | 森林 監護費 (千円) | 造林費 (千円) | 病虫害 防除費 (千円) | 林内 歩道費 (千円) | 林内 殖民 設置費 (千円) | 官行 斫伐 事業費 (千円) | 林鉄・ 軌道 設置費 (千円) | その他 (千円) | 合計 (千円) |
|-------|-------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------|------------|
| 大正7年 | — | 31 | 17 | 40 | 121 | — | — | — | — | — | 14 | 221 |
| 8 | — | 37 | 28 | 47 | 215 | — | — | — | 219 | 2 | 17 | 567 |
| 9 | — | 40 | 32 | 46 | 308 | — | — | — | 534 | 225 | 28 | 1,118 |
| 10 | — | 50 | 35 | 70 | 366 | — | 14 | 2 | 437 | 761 | 25 | 1,765 |
| 11 | — | 52 | 39 | 89 | 398 | — | 30 | 2 | 659 | 396 | 56 | 1,725 |
| 12 | — | 50 | 41 | 64 | 442 | — | 38 | 5 | 1,116 | 916 | 96 | 2,773 |
| 13 | — | 33 | 37 | 56 | 353 | — | 11 | 3 | 846 | 344 | 70 | 1,753 |
| 14 | — | 35 | 27 | 57 | 310 | 9 | 22 | 2 | 723 | 291 | 55 | 1,527 |
| 昭和1年 | 24 | 30 | 41 | 58 | 286 | 11 | 31 | 4 | 833 | 436 | 133 | 1,891 |
| 2 | 28 | 44 | 39 | 109 | 501 | 16 | 34 | — | 1,004 | 594 | 150 | 2,523 |
| 3 | 39 | 42 | 41 | 100 | 509 | 14 | 35 | — | 1,043 | 339 | 172 | 2,339 |
| 4 | 38 | 43 | 44 | 92 | 525 | 15 | 34 | — | 1,048 | 339 | 358 | 2,340 |
| 5 | 34 | 39 | 44 | 110 | 482 | 13 | 33 | — | 615 | 230 | 253 | 1,760 |
| 6 | 38 | 42 | 41 | 89 | 676 | 19 | 134 | — | 497 | 94 | 287 | 1,820 |
| 7 | 35 | 38 | 41 | 78 | 548 | 28 | 105 | — | 963 | 176 | 305 | 1,975 |
| 第二期平均 | 15 | 40 | 36 | 73 | 402 | 8 | 34 | 1 | 677 | 342 | 127 | 1,738 |

注1) 「北海道第一期拓殖計画事業報文」, 「国有林事業成績」より作成。

2) 千円未満は切り捨てたので、合計は必ずしも合わない。

3) その他は、防風林造成費、林業試験費、造林奨励費、不要林調査費である。

てからの北海道国有林の諸事業が急速に拡大されたことを示している。北海道国有林の事業費のうちで、第一期において最も大きな比重を占めたのは約40%の造林費で年平均4万円であったが、第二期では約10倍の40万円に達した。だが、その比重は23%へと低下している。これに代って大きな比重を占めるにいたったのが官行斫伐事業費の39%とそれにともなった森林鉄道および軌道の設置費の20%である。この官行斫伐事業費と森林鉄道および軌道の設置費で事業費の約60%を占め、第二期の北海道国有林の主要な事業が官行斫伐事業であったことを示している。

この官行斫伐事業は、北海道の国有林野の全域で行われたわけではない。第14表に第二期の官行斫伐事業の規模と推移を営林区署別に示した。これで見ると、この時期の官行斫伐事業の中心地は、野付牛営林区署の温根湯・置戸事業区、滝別営林区署の滝別・足寄事業区、旭川営林区署の富良野・愛別事業区であった。第二期のころから網走営林区署の釧木禽(ボンキキ)事業区、遠軽営林区署の南湧別事業区で官行斫伐事業が開始され、第三期の戦時体制への突入とともに一段と官行斫伐事業が拡大されて、北海道の国有林野の全域に広がる。ともあれ、北海道国有林の第二期の官行斫伐事業は置戸・温根湯・滝別・足寄に集中して開始さ

第14表 国有林の営林区署別官行業伐事業の推移

| | 大正 8年 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 昭和 1年 (千石) | 2 (千石) | 3 (千石) | 4 (千石) | 5 (千石) | 6 (千石) | 7 (千石) |
|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 林 試 | | | 20 | | 2 | 8 | 13 | 17 | 11 | 5 | 4 | 2 | 2 | 3 |
| 函 館 | | | | | | | | | | | | | | |
| 札 室 | | | | | | | 5 | 19 | 17 | 15 | 25 | 19 | 8 | 20 |
| 浦 河 | | | | | | | | 61 | 68 | 52 | 49 | 8 | | 21 |
| 旭 川 | | | 80 | 71 | 51 | 103 | 96 | 125 | 160 | 183 | 175 | 86 | 149 | 188 |
| 帯 広 | | | | | | | | | | | | | | |
| 滝 別 | | | 144 | 228 | 295 | 218 | 274 | 276 | 340 | 331 | 341 | 303 | 296 | 335 |
| 釧 路 | | | 25 | 22 | 20 | 21 | 22 | 26 | 17 | 24 | 18 | | 14 | 18 |
| 根 室 | | | | | | | | | | | | | | |
| 網 走 | | | | | | | | | 98 | 109 | 78 | 87 | 55 | 161 |
| 野 付 | | | 215 | 404 | 486 | 429 | 378 | 468 | 281 | 300 | 347 | 226 | 219 | 348 |
| 遠 軽 | | | | | | | | 12 | 160 | 278 | 208 | 169 | 189 | 365 |
| 中 頓 | | | 31 | 35 | 42 | 40 | 38 | 20 | 19 | 22 | 20 | 18 | 15 | 16 |
| 稚 内 | | | | | 10 | 10 | | | | | | | | |
| 天 塩 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 263 | 476 | 517 | 768 | 931 | 832 | 853 | 1,028 | 1,176 | 1,224 | 1,268 | 916 | 948 | 1,481 |

注1) 「国有林事業成績」より作成。

2) 千石未満は切り捨てたので、合計は必ずしも合わない。

れ、その後、網走川上流の津別（鱒木禽）・湧別川上流の白滝と丸瀬布（南湧別）・渚骨川上流の滝ノ上および濁川に拡大されたのであり、それは北海道国有林が阿寒・大雪山系に集中的に存在したことおよび国有鉄道の新設に深い関連がある。北海道の国有林野の位置と大正15年までの国有鉄道の新設状況については第1図に示してある。官行斫伐事業が早期に開始され、その中心となった足寄・渚別・置戸・温根湯では大正5年までに国有鉄道の敷設を終え、また、この第二期中葉に官行斫伐事業が拡大された津別・湧別川および渚骨川流域でも、官行斫伐事業を開始する以前の大正15年までに国有鉄道の敷設を完了している。すなわち、北海道国有林の官行斫伐事業は国有鉄道の敷設を前提にして開始されたのであり、この国有鉄道からの延長として森林鉄道が新設され、森林鉄道を軸にして官行斫伐事業が展開された。

他方、第一期から王子製紙などの紙・パルプ資本との間に年期特売契約を締結し立木処分を行っていた鶴川・沙流川の国有林野、美里別の国有林野では第二期にあっても年期特売契約による立木処分が継続され、紙・パルプ資本による独占的支配が続けられた。これらの地域の国有林は、施業案の編成、保護・管理、そして、補助作業をともなる天然更新による育林事業を行い、伐出事業は紙・パルプ資本への年期特売による立木処分によって実行し、土地所有にとどまった。また、第二期に入っても官行斫伐事業が行われず、年期特売も設定されずに、拓殖政策の展開によって形成・定着してきた地場資本・地元住民への立木処分だけが行われ、国有林経営としては放置の状態の国有林も存在した。したがって、この第二期の北海道国有林は次の三つのタイプを内包するにいたった¹⁵⁾。

第1のタイプ——官行斫伐事業の開始によって国有林自から経営を行うタイプ。

置戸・温根湯・足寄・渚別・富良野・愛別の国有林

第一期ではその多くは年期特売契約を結んで立木処分を行っていたが、第二期に入ってから、国有林自からが森林鉄道を集中的に新設し、官行斫伐事業を開始した。

第2のタイプ——前期からの年期特売契約による立木処分を継続し、紙・パルプ資本による独占的支配が続いた。

鶴川・沙流川・美里別・東大雪山系の十勝川上流・然別川上流・音更川上流の国有林

明治40年ごろからの年期特売契約による立木処分によってその国有林の紙・パルプ資本による独占的支配が戦前期を通じて継続した。国有林は年期特売による立木処分によって地代を実現する土地所有にとどまる。

第3のタイプ——官行斫伐事業、年期特売による立木処分も行われずに、国有林経営としては放置の状態に置かれた。

道南・道北の国有林

一定程度の国有林野付近への住民の定着、地場資本の形成・成長によって薪炭材の立木処分が行われるにすぎない。国有林は保護・管理を行うが、経営的には放置する。

こうしたタイプにあっては、いうまでもなくその生産構造が異っていたのであり、その生産構造の相違は第三期の戦時体制下で薄められ、戦後段階にいたって喪失する。こうした国有林野の三つのタイプへの分化はそれぞれの地域の歴史的・自然的条件からの森林資源の状態を基礎とし、拓殖政策の展開、紙・パルプ資本の北海道への進出後の国有林の掌握の過程、および、国有鉄道の敷設状況などからもたらされたものであった。

以下では、第二期の北海道国有林の諸事業の内容を、溇別営林区署の国有林でのそれを中心にしながらみてゆこう。

i 伐出事業

第二期の北海道国有林の伐出事業は、立木処分と官行斫伐事業によって実行された。立木処分の方法には、第一期と同様に、年期特売、特売、公売の三つの形態があった。年期特売の形態での立木処分は、さきの第2のタイプの国有林で行われ、紙・パルプ資本がその契約・払下の対象となっている。特売は、地元住民への薪炭材の払下が大部分であり、ほとんどの国有林野で行われた立木処分の形態である。

溇別営林区署の国有林での本格的な森林伐採は、第一期で述べたように王子製紙との間に年期特売契約が締結されたのちであり、足寄事業区では大正4年から始まったが、大正10年から溇別営林区署の国有林で官行溇伐事業が開始されるにおよんで、大正2年の年期特売契約が解除され、新たに大正10年から大正19年(昭和5年)までの年期特売契約を締結した。なお、この大正10年に王子製紙との間に締結した年期特売の契約書は次の通りである。

売 買 契 約 書

釧路国足寄郡足寄事業区外一事業区ニ於テ

一 トドマツ・エゾマツ材積三百八拾九万九千七百六拾石

右(上記の意味……秋林) 売買シタルニヨリ買人ハ明治42年7月北海道庁令第65号北海道国有林野産物売払規則及左記(下記の意味……秋林) 条項ヲ遵守スベク仍テ本書ニ通ヲ作り各一通ヲ領有スルモノナリ

大正10年5月10日

売 主 北海道庁長官 笠 井 信 一

買 主 王子製紙株式会社

専務取締役 藤原銀次郎代人

王子製紙株式会社苫小牧分社

工 場 長 足 立 正

第 一 条 本契約ニヨリ引渡ヲ受ケタル物件ハ製紙原料ニ供スルモノトス

第 二 条 本契約ニヨリ売買期間ハ大正10年度ヨリ同19年ニ至ル10ケ年トス

第 三 条 毎年度引渡スベキ売買物件ノ年割額ハ三拾八万九千九百七拾六石トス

- 第四 条 林力又ハ其他ノ事故ニヨリ生立木ヲ引渡ス事ヲ得ザル場合ハ該生立木以外ノ同一樹種ヲ以テ引渡ヲ為スモノトス
- 第五 条 売主ニ於テハ必要ニ応シ年期契約中ノ箇所ニ於テ斫伐ヲ行ヒ造材トシテ年期契約ニヨル数量ヲ引渡ス事ヲ得此ノ場合ニ在リテハ其ノ材積ハ当該年度ニ引渡スヘキ資材ノ六割トス
- 第六 条 前条斫伐材ハ売主ノ都合ニヨリ其全部又ハ一部ヲ他ニ売払フ事ヲ得此場合ニ在リテハ年期契約箇所外ノニ於テ斫伐シタル造材ヲ以テ引渡スモノトス
- 第七 条 斫伐材ハ何レノ箇所ニ於テ引渡サル、モ買主ノ異議ナキモノトス売主ノ査定シタル代金ニ付テモ亦同シ
- 第八 条 斫伐材ハ角材丸太材又ハ割材ニ之ヲ造材スルモノトス
- 第九 条 公用若クハ公益ノ為又ハ売主ノ事業上必要アル時ハ売主ハ本契約ノ区域及物件ノ数量ヲ増減変更スル事ヲ得但シ大正 14 年度以降ニ於ケル本契約ノ区域ハ施業案検訂後之ヲ定ムルモノトス
- 第十 条 買主ハ毎年九月末日迄ニ書面ヲ以テ当該年割額ノ引渡ヲ逭別営林区分署ヘ請求スヘシ但シ部分引渡ノ請求ハ参回ヲ超ユヘカラス
- 前項ノ期間内ニ引渡ヲ請求セサル数額ハ本契約ノ売買数額ヨリ控除シ第三者ニ売払フ事ヲ得
- 第十一 条 毎年度年割額ヲ引渡スヘキ地域ハ売主ノ指定スル所に依ル
- 第十二 条 年割額ノ引渡ヲ終リタル地域ハ物件ノ搬出期間満了ト供ニ当然本契約ノ区域ヨリ之ヲ控除セラル、モノトス
- 第十三 条 売主ハ買主カ国有林ニ放棄シタル物件又ハ使用ヲ終リタル設備ノ除去若ハ原状回復ヲ請求スル事ヲ得但シ買受物件搬出後一ケ年ヲ過キタル時ハ此ノ限りニアラス
- 買主前項ノ請求ニ応セサル時ハ売主ニ於テ之ヲ施行シ其費用ヲ買主ヨリ徴収ス買主ノ除去セサル物件ハ売主ニ於テ無償ニテ其所有権ヲ取得スルコトヲ得
- 第十四 条 伐木運材ニ関スル国有林内ノ施設ハ売主ノ指定ニ従フヘシ
- 第十五 条 売主カ地元住民ニ対シ其自家用材ヲ売払ワントスル時ハ本契約ノ目的物件ト雖モ之カ売払ヲ拒ム事ヲ得ス
- 第十六 条 売主ノ事業計画上本契約ノ区域内ニ存スル目的物件以外ノ樹木ヲ売払ハントスル場合ニ於テ之カ買受ヲ命シタル時ハ買主ハ其ノ払受ケヲ拒ム事ヲ得ス
- 第十七 条 左ノ場合ニ於テハ売主ハ本契約ヲ解除スル事ヲ得
- 一 公用若クハ公益ノ為又ハ売主ノ事業上必要アル時
 - 二 第十四条ノ指定ニ従ハサル時
 - 三 売主ノ承諾ナクシテ年割額ニ対スル二分ノ一以上ノ引渡ヲ請求セサル時
 - 四 買主ニ於テ引渡ヲ請求セル物件ノ代金ヲ売主ノ指定セル期間内ニ完納セサル時

第十八条 第九条ハ増減変更又ハ第十七条ノ契約解除ニヨリ買主ニ於テ損出ヲ被ル事アル
モ売主ハ其ノ責ニ任セス

以上が、大正10年に陸別管林区署の国有林を対象に王子製紙との間に締結された年期特売契約書である。この契約書中の足寄事業区外一事業区というのは、足寄事業区と斗満事業区のことをさす。大正2年の年期特売契約書の中で足寄、斗満事業区とともに契約対象地となっていた美里別・音更・上川・然別・陸別事業区はこの契約対象地とされていないが、美里別・音更・然別・上川事業区については別個の年期特売契約が締結されている。その後、大正10年の年期特売契約が改更され、大正13年に足寄・美里別・斗満事業区を対象にした年期特売契約が結ばれた。それは、年期特売の契約期間を大正13年から大正19年(昭和5年)の7年間とし、年割額は足寄事業区—153千石、斗満事業区—93千石、美里別事業区—119千石とするものであった。

ここで注目すべきことは、足寄・斗満事業区を対象にして大正10年に締結された年期特売契約書の内容である。その契約書を前期の契約書と比較すると、最も大きなことは官行斫伐事業に関わる条項が追加されたことである。それは、さきに挙げた大正10年の契約書の中の第五条、第六条、第七条、第八条である。これらの条項からわかるように、北海道国有林は年期特売による立木処分のすべてを、「必要ニ応シ年期特売中ノ箇所ニ於テ斫伐ヲ行ヒ」(第五条)、「角材丸太材又ハ割材」(第八条)に造材して、「当該年度ニ引渡スヘキ資材ノ六割」(第五条)の官行斫伐事業の製品によって代替できることとなった。しかも、官行斫伐事業の製品の売渡は「売主ノ都合ニヨリ其全部又ハ一部ヲ他ニ売払フ」(第六条)ことができその、代金の査定は北海道国有林が行い、王子製紙への官行斫伐事業の製品の売渡は年期特売契約箇所以外のどこにおいてもできるようになった。また、北海道国有林の事業計画によってトドマツ・エゾマツ以外の立木を売り払おうとする場合には、王子製紙はその払受けを拒むことができないとされている。さらに、第十七条の契約解除の条項で「売主ノ承諾ナクシテ年割額ニ対スル二分ノ一以上ノ引渡ヲ請求セサル時」とされているように、大正2年の契約書では「二カ年以上引続キ」であったものが大正10年の契約書では一年だけで解除されうることとなった。すなわち、契約書でみるかぎり、前期に比較して国有林による王子製紙への規制が強まり、国有林の優位ができてきているといつてよい。

以上のような官行斫伐事業にかかわる条項が追加された年期特売契約書は、この第二期に官行斫伐事業が予定されている事業区で年期特売が設定されたときに使われた。足寄・斗満事業区以外では、大正10年に王子製紙との間に年期特売契約が締結された愛別事業区などがその例である。これに対して、第二期に入っても年期特売による立木処分が行われている美里別・音更・然別・上川事業区の年期特売契約書では大正10年の足寄・斗満事業区での契約書の中の第五条から第八条までの官行斫伐事業に関わる条項が含まれていない。

足寄・斗満・塗別事業区では、官行斫伐事業の開始とともに年期待売による立木処分が行われなくなり、その代わりに官行斫伐事業による製品が売り払われることとなった。斗満事業区では大正13年、足寄事業区では大正14年からそれぞれ年期待売による立木処分が行われなくなったのに対して、美里別事業区ではこの第二期ばかりでなく次の第三期にいたっても官行斫伐事業が行われず、王子製紙への年期待売による立木処分の対象地域としてとどまっている。

この第二期にいたって、塗別営林区署の国有林野は、先に述べた三つのタイプのうちでの二つのタイプに分化した。第Ⅰのタイプとしては足寄・塗別・斗満・本別事業区である。これらの事業区ではこれまで王子製紙に対して年期待売による立木処分を行ってきたが、第二期からは森林鉄道を新設して官行斫伐事業を開始した。第Ⅱのタイプは美里別事業区である。この事業区では引き続き年期待売契約を王子製紙との間に締結して立木処分を行い、戦前期を通じて王子製紙による独占的支配が継続した。塗別営林区署の国有林野は以上の二つのタイプにすぎなかったが、北海道国有林全体ではさきにも述べたように地場資本、地元住民に対して立木処分を行うが経営的には放置された第Ⅲのタイプもある。

官行斫伐事業を中心とした第Ⅰのタイプの国有林野では、全く立木処分が行われなかったわけではない。足寄事業区では、王子製紙との間での年期待売契約による立木処分が大正14年まで伐出事業の大部分を占め、そして、官行斫伐事業が開始された数年後の大正15年から官行斫伐事業が中心となった。この年期待売による立木処分、官行斫伐事業以外に、小規模な

第15表 足寄事業区伐出事業の推移 (第Ⅱ期)

| | 立 木 処 分 | | | | 官 行 斫 伐 | | | | 合 計 (千石) |
|---------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| | 用 材 | | 薪 材 (千石) | 計 (千石) | 用 材 | | 薪 材 (千石) | 計 (千石) | |
| | N (千石) | L (千石) | | | N (千石) | L (千石) | | | |
| 大 正 7 年 | 191.4 | 0.4 | — | — | — | — | — | — | 191.8 |
| 8 | 160.2 | 5.9 | — | 166.2 | — | — | — | — | 166.2 |
| 9 | 184.0 | 9.2 | — | 193.3 | — | — | — | — | 193.3 |
| 10 | 178.5 | 5.2 | — | 183.8 | — | — | — | — | 183.8 |
| 11 | 98.5 | 2.2 | — | 100.7 | — | — | — | — | 100.7 |
| 12 | 178.6 | — | 3.3 | 181.9 | 69.4 | — | — | 69.4 | 251.3 |
| 13 | 65.5 | 0.6 | 2.0 | 68.2 | 56.8 | 10.4 | 4.3 | 71.7 | 140.0 |
| 14 | 88.6 | 0 | 1.8 | 90.5 | 65.9 | 5.4 | 0.8 | 72.2 | 162.8 |
| 15 | 0.4 | 0.2 | 0.7 | 1.4 | 66.3 | 2.8 | 1.7 | 70.9 | 72.4 |
| 昭 和 2 年 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 0.8 | 133.8 | 18.1 | 1.5 | 153.5 | 154.3 |
| 3 | 0 | 0 | 0.9 | 1.1 | 115.2 | 12.8 | 0.4 | 128.6 | 129.7 |
| 4 | 0.1 | 0.2 | 1.3 | 1.8 | 148.6 | 17.3 | 1.7 | 167.7 | 196.5 |
| 5 | 0.4 | 0.2 | 2.3 | 3.0 | 98.7 | 12.7 | — | 111.4 | 114.4 |
| 6 | 1.7 | 0.1 | 2.7 | 4.7 | 101.7 | 16.1 | — | 117.9 | 122.6 |
| 7 | 1.8 | 0 | 2.6 | 4.5 | 116.6 | 18.2 | — | 134.9 | 139.4 |

注1) 足寄事業区「第一次検訂案」,「第二次検訂案」より作成。

2) 100石未満は切り捨てたので、合計は必ずしもあわない。

がらも地元住民への薪炭材の特売による立木処分があった。足寄事業区での第二期の伐出事業の推移を示したのが第15表である。これで見ると、足寄事業区の伐出事業では大正11年までは立木処分が全てであり、大正12年から大正14年までは立木処分と官行斫伐事業が相半ばし、大正15年以降では官行斫伐事業が大部分を占め、立木処分は1千石から4千石にすぎなくなる。年期特売による立木処分の廃止とともに立木処分量は激減するが、この地域での拓殖の進展とともに民有地での立木が不足し、大正12年ごろから地場資本・地元住民への薪炭材などの立木の払下が行われるようになってきた。昭和5年度の足寄事業区での立木処分の買受人とその規模を示したのが第16表である。最大規模でも489石にすぎず、最低が14石で、一件あたりの平均規模では約130石前後である。また、これら立木の買受人についてみると、澁別町で木工場を経営しているものが一人で、他は森林防火組合の役員、村会議員などの地元有力者であった。したがって、立木処分による木材の用途は、その規模および買受人の性格か

第16表 足寄事業区の立木払下と払受人(昭和5年度)

| 払 受 人 | 払 下 量 (石) | 備 考 |
|--------|--------------|--------------------------|
| 工藤恒吉 | 211 | 大正6年8月設立の工藤木工場(澁別)を経営 |
| 本多善三郎 | 25 | |
| 郎斎須芥一 | 60 | 昭和24年より村議員 |
| 伊藤源蔵 | 117 | |
| 只野栄治 | 313 | |
| 野中増次郎 | 183 | 明治43年から大正2年利別村総代人 |
| 里木千代吉 | 28 | |
| 阿部善吉 | 489 | |
| 鈴木鉄之助 | 183 | 螺湾森林防火組合係長 |
| 早坂巧 | 137 | |
| 中西菊松 | 29 | |
| 青木森蔵 | 15 | 昭和12年から村議員、螺湾森林防火組合長 |
| 本多〇四郎 | 22 | |
| 西川徳次郎 | 14 | 下白愛森林防火組合係長 |
| 松本善蔵 | 117 | 大正14年より村議員、上足寄茨城森林防火組合係長 |
| 星嘉一 | 53 | 昭和17年より村議員、農地改革第一期委員 |
| 木綿久常次郎 | 272 | 上足寄ピリベツ森林防火組合係長 |
| 天野卯之助 | 131 | 同 上 大正14年から昭和4年まで村議員 |
| 吉荒延次郎 | 274 | 昭和10年から昭和22年まで足寄村収入役 |
| 青木歌之助 | 52 | |
| 鈴木寅之助 | 14 | |
| 計 | 2,799 | |

注1) 「澁別営林区署立木売払指令簿」, 「足寄町史」, 「森林防火組合一般」(大正12年北海道庁拓殖部)より作成。

らみて、自家用材あるいは地場市場を対象とするものにすぎない。

滝別営林区署での年期特売によって王子製紙へ払下げられた立木は、前期と同様に王子製紙の専属造材請負業者によってパルプ用材に造材された。滝別事業区では大正12年まで美里別事業区と同じく坂本木材によって造材事業が請負われた。斗満・足寄事業区では、前期までの大島金蔵と大塚仙五郎に代わって、大正7年から菅原鉄之助²⁶⁾によって請負われ、大正11年まで続いた。菅原鉄之助が大正11年に王子製紙の専属造材請負業を止めてからは、足寄事業区の造材事業は一時期王子製紙の直営で行われたが、それ以降から昭和元年までの造材事業は坂本木材が請負って実行された²⁷⁾。また、斗満事業区は大正13年まで、足寄事業区では昭和元年まで王子製紙への年期特売による立木の請負造材が続けられたが、これ以降では、斗満・足寄事業区での年期特売の残りの部分については官行斫伐事業による製品の払下によっていた。さらに、昭和3年に年期特売契約の更改が行われた後も、立木処分が行われず、官行斫伐事業の製品の払下によっている。この第二期では、王子製紙への年期特売による立木処分はこの滝別営林区署では美里別事業区だけとなったが、その払下げられた立木の造材は前期と同様に専属造材請負業者によって行われた。その労働組織、伐木・造材技術、流送の方法には第一期と比較して大きな変化がないといつてよい。

これまで滝別営林区署に沿って述べてきたが、この第二期の北海道国有林の伐出事業は置戸・温根湯事業区を嚆矢として開始された官行斫伐事業と従来からの立木処分によって実行さ

第17表 国有林の伐出事業の内訳とその推移(第二期)

| | 立 木 処 分 | | | | | | | | 官 行 斫 伐 | | | 合 計 (千石) | |
|---------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------|-------|-----|-------------|-------|
| | 年 期 特 売 | | | | 公 売 及 特 売 | | | | 計 | N | L | | 計 |
| | N (千石) | L (千石) | 薪炭材 (千石) | 計 (千石) | N (千石) | L (千石) | 薪炭材 (千石) | 計 (千石) | | | | | |
| 大 正 7 年 | 2,212 | 424 | — | 2,637 | 1,239 | 360 | — | 1,599 | 4,237 | — | — | — | 4,237 |
| 8 | 2,402 | 100 | — | 2,502 | 680 | 800 | — | 1,481 | 3,983 | 244 | 26 | 270 | 4,254 |
| 9 | 2,109 | 489 | — | 2,598 | 805 | 82 | — | 888 | 3,486 | 417 | 59 | 478 | 3,962 |
| 10 | 1,670 | 47 | — | 1,718 | 1,191 | 655 | — | 1,847 | 3,565 | 443 | 73 | 517 | 3,082 |
| 11 | 625 | 45 | — | 671 | 834 | 721 | — | 1,556 | 2,227 | 667 | 98 | 765 | 2,997 |
| 12 | 2,278 | 42 | — | 2,321 | 1,042 | 913 | — | 1,956 | 4,277 | 761 | 257 | 918 | 5,196 |
| 13 | 1,119 | 81 | — | 1,200 | 880 | 878 | — | 1,759 | 2,959 | 756 | 95 | 851 | 3,815 |
| 14 | 1,335 | 48 | — | 1,383 | 919 | 862 | — | 1,781 | 3,165 | 770 | 71 | 841 | 4,007 |
| 15 | 1,369 | 14 | — | 1,321 | 783 | 947 | — | 1,730 | 3,052 | 880 | 106 | 987 | 4,036 |
| 昭 和 2 年 | 1,275 | 36 | — | 1,311 | 1,035 | 196 | 869 | 2,101 | 3,413 | 1,055 | 121 | 1,176 | 4,589 |
| 3 | 1,347 | 42 | — | 1,390 | 872 | 211 | 913 | 1,993 | 3,384 | 1,110 | 114 | 1,224 | 4,608 |
| 4 | 1,268 | 45 | — | 1,313 | 1,810 | 1,385 | 923 | 4,118 | 5,432 | 1,419 | 119 | 1,268 | 6,701 |
| 5 | 82 | 1 | — | 83 | 786 | 279 | 807 | 1,736 | 1,819 | 824 | 107 | 932 | 2,752 |
| 6 | 1,231 | 64 | — | 1,295 | 848 | 702 | 957 | 2,509 | 3,805 | 848 | 99 | 948 | 4,753 |
| 7 | 1,096 | 37 | — | 1,133 | 1,518 | 1,082 | 1,032 | 3,632 | 4,766 | 1,289 | 192 | 1,481 | 6,247 |

注1) 「国有林事業成績」より。

2) 千石未満は切り捨てたので、計および合計は必ずしも合わない。

れるにいたった。この第二期の北海道国有林の伐出事業の推移を示したのが第17表である。

ii 官行製炭事業

滝別営林区署の国有林では、大正9年から官行製炭事業が開始された。この官行製炭事業は滝別営林区署では滝別事業区で行われ、他の事業区では全く行われなかった。北海道国有林が官行製炭事業を開始した理由は、第一次大戦後の不況のもとで木炭価格が下落し、このために「薪炭材価格調節」²⁸⁾を行おうとしたことにあるとされている。この時期に官行製炭事業を行った事業区では、この滝別事業区以外では鶴川事業区がある。

滝別事業区の官行製炭事業は、当初、北海道庁が直接に炭窯を築き、滝別営林区署が製炭事業を行っていたが、大正10年からは滝別営林区署から北海道庁に官行製炭事業の経営が委ねられ、大正10年まで続けられた。この滝別営林区署での官行製炭事業の推移は、第18表に示した。この事業のための焼子は「二十戸ぐらい」²⁹⁾で、実行形態はいわば焼子制度によっており、赤羽武のいう事業製炭にはかならない³⁰⁾。ちなみにこの事業製炭の性格について、奥地正は「土地所有を基盤としてそのうえに事業製炭が行われるかどうかという点が決定

第18表 滝別営林区署の木炭生産量

| | 木炭生産量 (俵) |
|------|--------------|
| 大正9年 | 9,366 |
| 10 | 24,389 |
| 11 | 7,614 |
| 12 | 14,257 |
| 13 | 27,655 |
| 14 | 9,922 |

注1)「滝別村史」(滝別村研究会、昭和13年)より作成。

的なポイント」とし、土地所有を基盤として事業製炭を行う場合は地主経営であるとしている。だが、こうした官行製炭事業は、滝別事業区では大正14年に、鶴川事業区では昭和6年から中断されている。そして、北海道国有林の官行製炭事業は、第二次大戦末期の特殊な条件のもとで広範に再開されるが、戦後直後まで続き、それ以降は全く行われていない。

iii 育林事業

北海道国有林は、この第二期劈頭の森林費が拓殖費に編入される時点で、従来の育林事業を反省して、「本道の国有林は伐採跡地又は無立木地にして急速造林要する面積頗る広大なるに拘はらず造林費極めて小額の為何等適当なる経営を為す能はず」³¹⁾としている。すなわち、こうした造林費の不足のために、「伐採跡地の放置せらるゝもの明治41年度以降大正5年度末迄実に十万四千町歩に達し……山火其の他の害に罹れる無立木地若しくは疎林地等……の内人工造林を必要とする箇所二万七千余町」³²⁾が、第二期の育林事業に引き継がれた。北海道国有林は、こうした事態とそれに対する反省に立って第二期の育林事業を積極的に展開するために造林費を増加させるとともに、天然更新の補助作業の内容を変えた。

造林費については、第一期では年間約4万円にすぎなかったが、第13表でみたように第二期の初年度ではその3倍の12万円に一挙に増額されている。その後も増額されて、第二期の年間の平均造林費は第一期の10倍にあたる40万円前後が支出されるにいたった。

また、天然更新の方針およびその補助作業の内容についても、森林費が拓殖費に編入され

る時に変更された。これについては浅野勇弥「天然更新事業ノ沿革」に詳しいので、これによって述べることにする。

まず、天然更新の計画は、前期からの更新未済面積 124,531 町歩と大正 7 年から大正 15 年までの伐採見込面積 126,400 町歩に対して、大正 7 年から大正 15 年までの毎年 27,880 町歩の天然更新を企画した。昭和 2 年からは、第二期拓殖計画の樹立にともなって、昭和 2 年からの 7 年間で天然更新面積を 195,747 町歩と計画している。

第二期の天然更新の補助作業の内容は、次の諸点で第一期のそれと異なる。第一には第一期では傘伐天然更新と択伐天然更新とを併用する方針であったが、第二期では天然更新は択伐天然更新によるものとしたことである。これとともに、第一期では傘伐作業、択伐作業の何れを問わず下種を主眼とする掻起作業を行っていたが、第二期では下種作業と掻起作業が廃止された。第二には、第一期の撫育作業を手入作業と除伐作業とに分けたことであり、その内容も変えたことである。第一期の撫育作業は「予備下種後伐目的樹種以外ノ伐除即チ巻枯」であったが、第二期では、「伐採跡地ノ稚樹ニ被害ヲ及ホス蔓切、笹類ノ刈払」を内容とする手入作業と過密林分を対象とした除伐作業が行われることとなった。第三には、第一期では天然更新を行う樹種はエゾマツ・トドマツ・ヤマナラシの三樹種に限られていたが、第二期からは「伐採跡地ナルモノハ針闊ノ別ナク」とあるように樹種にこだわらず天然更新を行うこととなった。第四には、防火線の設置の仕方が変更されたことである。第一期の防火線は「天然更新事業施行セル場合必ス之レニ林ノ内外ヲ間ハス設置」したが、第二期では「専ラ林縁ニ設置」するにいたった。

上記のように第二期の天然更新の方針・内容は第一期のその失敗を踏えて変更されたがその第二期の天然更新の方法は大正 6 年の拓林第 2939 号「天然更新事業方法書」とそれとはほぼ内容を同じとする大正 7 年 4 月の「天然更新事業打合事項」に具体的に示されている。前者が手許にないので、後者によって第二期の天然更新の方法をみてゆこう。

天然更新は、第一期では「良壯木ノミ択伐セラルル傾向アリテ理論ト背馳」することがあったが、第二期からは「今ヤ木材ノ欠之材価ノ騰貴等ノ事実ニ徴シ最早収入充実ノ為メト云フガ如キ陳腐ナル理由ノ下ニ林木処分ヲ行フノ必然全然之無」く、「森林ノ更新林相ノ改善等主トシテ造林上ノ見地ヨリ厳格ニ伐採木ノ撰定ヲ行フコトヲ得」るから「合理的」に遂行しようとした。大正 7 年 4 月の「天然更新事業打合事項」は、予備調査・作業の順序・山苗の養成から「手入除伐量業ニ対スル人夫配置監督ノ方法」にまで触れている。これによれば、天然更新の補助作業は伐採が行われてから 5 年を経過して実行を開始するものである。それは、まず天然更新を開始するにあたって予備調査を行って天然更新の補助作業を実行すべき区域を定め、作業地を区画して、そこに補助作業を施すものであった。この第二期の天然更新の補助作業の内容とその工期を示したのが第 19 表である。これで見ると、補植は天然更新面積の 5% に行い、手入は補植地以外の 25% に施し、残りの 70% の天然更新地は「自然生育」という全

第19表 国有林の天然更新補助作業の内容(第二期)

| 項目 | 内容 | 割合 (%) | 作業 | 功 程 | 単 価 (円) | 1町当 経 費 (円) |
|------|--|---------------|--------------------------|--|-------------------------------|---------------------------|
| 自然生育 | 伐採跡地=後継樹存在シ将来天然=放置シ成林見込充分ナルカ処=対シテハ自然生育=委ス | 70 | | | | |
| 手 入 | 伐採跡地=後継樹存在セル其發育不充分ナルカ処=対シテハ蔓切程度ノ手入ヲ行フ 伐採後平均五ヶ年目ヨリ着手 | 25 | 蔓 切 地 拵 | 一年目1町 1.5人/町 二年目2町 | 0.6 | 0.9 |
| 補 植 | 伐採跡地=後継樹不足ノケ所ニ対シ補植ヲ行フ 伐採後平均5ヶ年目ヨリ着手 | 5 | 地 拵 植 付 手 入 苗 木 | 一年目筋刈 10人/町 1,000本植 4人/町 二年目8人, 三年目6人, 四年目5人, 五年目4人 1,000本/町 | 0.6 0.6 0.6 0.004円/町 | 6.0 2.4 13.8 4.0 |
| 除 伐 | 伐採後平均10ヶ年目=於テ後継樹人密ノ林分ノ疎伐枝打及目的樹種=有害ナル悪木ノ除伐ヲ行過尚老悪木ハ可成荒払処分,止ムヲ得サルモノヲ巻枯ヲ行フ | N 100 L 50 | 掃除伐 | 2人/町 | 0.6 | 1.2 |

注1)「天然更新事業ノ沿革(未定稿)」より作成。

2) 単価は1日の賃金。

くの放置状態におかれる。そして、除伐は伐採後の10年目に行われ、針葉樹の林分では天然更新地の全面積を、広葉樹の林分の場合には天然更新地の5割の面積を対象にして行うことを予定するものであった。この手入・補植・除伐作業の内容を、さきの「天然更新事業打合事業」によってもう少し具体的に述べよう。

手入作業は、7月から8月にかけての蔓切と下刈が主体をなし、ときには、伐採跡地の後継樹のない箇所では補植が行われない場合に天然又は人工下種を行うものである。下刈は「経費=余力アル場合=行ハレル」ものであった。

次に補植について述べると、針葉樹の林分ではエゾマツ・トドマツそして外来樹種であるドイツトウヒを補植樹種とし、広葉樹の林分に対しては白楊(ヤマナラシ)、イタヤ、アカシア、クルミ、ヤチダモを補植樹種として、その苗木は天然苗または養成苗を使用することとしている。補植地として選定されるのは、伐採跡地の伐根付近、伐採区域内の成林する見込みのある2町歩以内の未立木地、同じく5町歩以内の山火被害地である。また、経費に余裕のある場合には5町歩以上の伐採跡地と山火被害地および2町歩以上の既存の未立木地に補植することとした。植付の標準は、1町歩当りの後継樹本数を3坪に1本を配置すること、すなわち、1町歩当りに1,000本を仕立てるとしている。補植の方法は下草の状態によって異なっている。下

草が少なく草丈が低くて植栽後の手入れ・下刈をあまり要しない箇所では、補植をする時に地拵を坪刈によって行い、植栽間隔は列間2間苗間1間半とした。下草が簇生し草丈が高く補植後の数年のあいだ手入れ・下刈を要する場合は、地拵は列間2間あるいは3間、幅3尺あるいは4尺の筋条刈によっていた。筋条刈の方向は、普通では山麓から山頂に向わせ、急峻なところでは十度以内の傾斜の方向に向わせるとしている。植栽は、筋条刈の線上に6尺あるいは9尺毎に苗木を植える。そして、必要に応じて5年以内の間毎年一回の下刈を行うとしている。

上記のような方針のもとに北海道国有林の第二期の天然更新が実行されたが、足寄事業区の天然更新によって具体的に触れておこう。足寄事業区の天然更新の補助作業は、大正7年の24町歩の補植作業を始めとして、この第二期では、補植面積が79町歩、手入れ面積が5,497町歩、除伐面積850町歩が実行された。足寄事業区の第二期の斫伐面積が14,252町歩であるからこの斫伐面積からの補植面積と手入れ面積の合計との差8,676町歩が「自然生育」として放置された。天然更新面積のうちで補植が9.6%、手入れ面積が約38.6%となっている。さらに、第一期の斫伐面積が5,071町歩あるので、補植面積と手入れ面積の比率はまださがり、「自然生育」の名のもとに放置された天然更新面積がいかに多いかがうかがえる。この足寄事業区での第二期の天然更新の補助作業の規模をさきに挙げた第19表から計算すると、毎年平均して700人区から800人区の補助作業が行われたにすぎない。その補植樹種はトドマツ・エゾマツとオニグルミである。ちなみに、足寄事業区での天然更新の補助作業の経費は、大正7年で5円64銭、大正13年では6円84銭にすぎない。また、足寄事業区での人工造林についてみると、昭和5年にトドマツの2.6町歩があるにすぎず、その植栽本数は1町歩当たり約2,000本という疎植である。

これまで述べてきたことから明かなように、第二期の足寄事業区では、天然更新は極めて粗放にしか行われず、官行斫伐事業を中心とした伐出事業に重点がおかれていた。また、足寄事業区でのこれらの事業のほか、大正10年から森林の保護・監理および育林事業の基盤となる林内歩道および防火線の設置が開始されたことを付け加わしておく。

以上のような足寄事業区の育林事業は労働力を恒常的に需要するような規模ではなく、地元農民の臨時的労働力に依存して実行された。この点については、大正12年の施業案編成当時「本林地元地方ハ従来交通不更ノタメ森林利用ノ程度低ク林業労働者モ亦少シ」³³⁾といった状態であったが、昭和8年前後では「……逐年民有地上ノ林木減少ヲ来タシ今後ハ薪炭材スラ本国有林ノ恩恵ヲ受ケサルヘカラサル状態トナリ特ニ近時道路モ完成ノ域ニ達シ官行斫伐事業造林事業等ニ従事スルモノ増加セリ」³⁴⁾と施業案は述べている。

こうした育林事業の労働組織では人夫頭・小頭が置かれ、また、天然更新の補助作業を実行する場合、五人毎に班を編成して班長をおくこともあった。この人夫頭、小頭、班長の役割と機務について、生井郁郎「育林技術の発展過程に関する研究(II)」³⁵⁾を中心にして述べよう。

人夫頭は、「例へハ実行吏員一人ノ使役人夫数ヲ平均普通人夫二十人、人夫頭二人計二十二人トシ之カ配置ハ恰モ軍隊ノ散歩式トシ……人夫頭ハ人夫十人ノ後方中央部ニ若干間隔ヲ距テ

人夫ヲ指導督励シツ、行進シ尚手入不足ノ箇所ニ対シテハ自身手直ヲナス³⁶⁾と述べられているように作業（＝労働過程）の指揮・監督にあたるとともに、労働力の配置、育林技術の指導ばかりでなく、補植地の選定および標識づけも行った。だが、この人夫頭には労働者の募集機能は付与されておらず、育林事業の労働力は営林区署が「前年度の就労者に作業開始日、集合場所、日時を記載した葉書を送付する方法」³⁷⁾によって募集された。班長は、「天然更新人夫凡ソ五人毎ニ一班ヲ組織シ各班ニ班長ヲ置キ該班長ニハ能ク更新作業ノ要領ヲ了解シ實際ノ作業ニ当ツテハ卒先活動シテ常ニ範ヲ示スノ実力ヲ有スル者ヲ充当スルト同時ニ一方彼等ノ待遇ニ関シテハ人夫頭トシ相当高賃金ヲ支給可致ヲ有効ト認メ施業従事人夫賃ヨリ平均ニ於テ自拾銭至貳拾銭高³⁸⁾」としているように、天然更新の補助作業におかれ、労働者の指揮にあたり、作業能率を高めようとするのがねらいであった。さきの小頭はこの班長にあたるものと思われる。人夫頭、班長には大正10年前後では普通の育林事業の労働者よりも10銭から20銭の割増しの賃金が支払われていた。

北海道国有林全体の第二期の育林事業の規模とその推移については後に述べることとしてここでは育林事業の労働力について触れておく。北海道国有林の労働力と1人当りの就業日数は後出の第22表のとおりであるが、育林事業の労働力は人頭数で1万数人から最も多いときでは昭和恐慌期の3万人前後である。また、1人当りの就業日数は20日にみたく、極めて臨時的であったことがうかがえる。こうした育林事業の労働力の性格について、ここでは大正13年前後の林業労働者の状態を調査報告した農商務省山林局の「本邦ニ於ケル林業労働者ノ状況」に依拠して述べよう。この「本邦ニ於ケル林業労働者ノ状況」は、必ずしも北海道国有林の労働者だけを調査したものではないが、当時の北海道での育林事業の規模が最も大きかったのが北海道国有林であったから、北海道国有林の育林事業での労働力の傾向を反映すると考えられる。

これによれば、育林事業のための労働力の供給される地域については「造林事業ニ従事スル労働者ハ斫伐事業ニ比スレハ著シク僅少ニシテ道外出稼者ヲ使用スルコトナシ然レトモ数年来北海道庁ニ於テ造林事業ヲ拡張スルニ及ヒ地元労働者ノ不足ヲ感シ渡島、後志、担振ノ海岸地方ヨリ労働者ヲ募集スルニ至リツカ主トシテ漁民ニシテ多少ノ農民其他ヲ含メリ³⁹⁾」とされている。すなわち、育林事業の労働力は基本的には地元農民の臨時的賃労働に依存し、不足の場合には渡島、後志、担振の漁民の出稼賃労働に依存した。こうした労働力の性別・年齢については「北海道庁ノ造林事業ニアリテハ募集人夫ハ全部男子ニシテ年令ハ大部分壮令者ナリ地元人夫ニハ多少女子ヲ混スルコトアルモ其ノ割合僅ニ五%内外ニシテ年令ハ偶老年及幼年ヲ見受クルモ極メテ僅少ナリ⁴⁰⁾」と報告されている。就労期間は、4月中旬ないし5月上旬から11月下旬の約7カ月間であり、一カ月の就労日数は最大限で25日であって、地元農民の場合にはこの就労日数がさらに短くなっていると考えられる。育林事業の賃金は大正13年で1.76円であり⁴¹⁾、雨天によって作業が中止される場合には出稼賃労働である「募集人夫」に限って

日給額の4割から5割が支給された。そして、地元農民の場合は自宅から通勤であったが、出稼賃労働である「募集人夫ハ山地ニ作業小屋ヲ建設シ之ニ宿泊」⁴²⁾した。また、この作業小屋には「労働者ノ共同炊事ニ依ルモノト人夫頭ノ家族炊事ヲ請負モノト二種アリ」⁴³⁾と報告されている。

以上のような北海道国有林の育林事業の労働組織は、府県国有林および北海道の他の国家的土地所有(大学演習林、道有林)のそれと比較すると次のように言えよう。府県国有林の労働組織は、「(1) 国有林野の地元利用そのものが幕藩体制下の農民による封建的林野利用の直接の継承物であること、(2) 国有林野への『出役』が地元施設という『恩恵』に対する『義務』として上から与えられ、それが部落の共同体規制として下からも支えられ」⁴⁴⁾た「半封建的」労働組織であった。明治維新以前の北海道では育林事業の労働力の析出基盤となるべき農民・地元住民がほとんど存在せず、継承すべき「幕藩体制下の農民による林野利用」もなかったのである。こうした中において、北海道の御料林、大学演習林、道有林では、農地における地主——小作関係をてこにして林内殖民が地主直営地における林業労働力として出役する義務をもついわゆる林内殖民制度を確立していわば「半封建的」というべき労働組織を上から創出した。これに対して、林内殖民制度が確立しなかった北海道国有林の育林労働組織は地元農民を

第20表 国有林の育林事業の推移(第二期)

| | 人工造林 (町) | 天 然 更 新 | | | 計 (町) | 除 伐 (町) |
|-------|-------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
| | | 自然生育 (町) | 補 植 (町) | 第一回手入 (町) | | |
| 大正7年 | 745 | 13,637 | 492 | 7,329 | 21,458 | 9,059 |
| 8 | 973 | 16,300 | 917 | 8,907 | 26,124 | 9,405 |
| 9 | 893 | 14,782 | 586 | 8,738 | 24,106 | 7,694 |
| 10 | 984 | 17,985 | 319 | 10,146 | 28,450 | 8,342 |
| 11 | 1,227 | 14,507 | 488 | 9,551 | 24,546 | 6,692 |
| 12 | 1,176 | 11,457 | 502 | 12,543 | 24,502 | 6,182 |
| 13 | 1,119 | 7,806 | 273 | 10,111 | 18,195 | 4,568 |
| 14 | 602 | 10,530 | 264 | 8,162 | 19,031 | 2,392 |
| 昭和1年 | 724 | 19,693 | 603 | 7,917 | 28,213 | 2,710 |
| 2 | 1,274 | 14,571 | 643 | 14,678 | 29,888 | 6,476 |
| 3 | 2,129 | 9,512 | 588 | 12,993 | 23,093 | 5,025 |
| 4 | 2,129 | 7,375 | 928 | 13,958 | 22,761 | 5,121 |
| 5 | 1,527 | 13,678 | 1,171 | 13,679 | 28,528 | 5,136 |
| 6 | 1,521 | 6,677 | 1,540 | 30,774 | 38,991 | 13,182 |
| 7 | 1,266 | 7,838 | 1,070 | 16,938 | 25,846 | 7,617 |
| 第二期平均 | 1,197 | (47.7) 16,456 | (2.7) 692 | (48.6) 12,428 | (100.0) 25,582 | 6,634 |

注1) 「北海道第一期拓殖計画事業報文」, 「北海道第二期拓殖計画実施概要」より作成。

2) ()内は、天然更新の補助作業の割合。

臨時的賃労働として組織したものであり、この点は北海道国有林経営の性格の一端を示すものにはかならない。

第二期の北海道国有林の育林事業は上記に述べてきた方針・内容と労働組織によって行われ、その実績は第20表に示したとおりである。これで見ると、第二期の人工造林面積は第一期の3倍から4倍の1.2千町歩に達し、とくに昭和初期からは1.5千町歩以上になっている。天然更新面積は18.1千町歩から38.9千町歩の規模であり、とくに昭和恐慌期では補植・手入面積の割合が多くなっている。第二期の年間平均の天然更新面積は25.5千町歩で、このうち自然生育が48.7%であるが、補植は2.7%にすぎない。残りの48.6%が蔓切と下刈を中心とする手入作業であり、補植面積は予定の5%に及ばないが、手入面積は予定を大きく上回っている。また、昭和初期から天然更新面積のなかで手入作業と補植作業の割合が高くなっている。すなわちそれは、昭和初期からの拓殖政策の転換によって拓殖財源のための犠牲が軽減され、育林事業費が増加したこと、また、従来予定通りに天然更新の補助作業を進めても択伐林をつくることができないという反省に立って、天然更新の補助作業を積極的に進めたためであろう。だが、戦前期の北海道国有林の育林事業が最も積極的に行われるのは第三期の昭和10年から昭和14年である。もっとも、戦時体制の強化のもとでは、積極的な育林事業は放棄されて、伐出事業に偏ったのである。

第四節 官行斫伐事業とその労働組織

i 官行斫伐事業の開始とその実績

北海道国有林の官行斫伐事業に触れる前に、まず、戦前期府県国有林の官行斫伐事業の展開について素描しておこう。

わが国の官行斫伐事業は、殖産興業のもとで官営事業が花々しく展開した明治初期までさかのぼる。最初の官行斫伐事業は明治8年静岡県天城山でのケヤキを主体とした軍艦建造材を確保するために海軍省主船寮の手によって開始された。だが、この官行斫伐事業は、明治維新政府の軍艦政策が木造軍艦から鋼鉄軍艦の建造へと変わるに及んで廃止された。そして、明治9年鉱山寮の要請によって坑木供給のための官行斫伐事業が青森県内の真部村で開始され、これときびすを接して、「官行伐採そのものの有利性を出発点」⁴⁵⁾とする木曾での官行斫伐事業、さらに同じく明治9年「手入伐木を目的」⁴⁶⁾とする官行斫伐事業が静岡県門桁山で開始された。この木曾および静岡県門桁山での官行斫伐事業がのちの府県国有林の官行斫伐事業の前身をなすものである。そして、明治11年から鉄道、電信、鉱山、造幣などの他の官営事業と同様の「作業費」制度にもとづく官林経営の一環としての官行斫伐事業が青森・秋田・木曾・飛騨・美濃高知などの地域に拡充された。「作業費」制度にもとづく官営事業は太政官札以来の不換紙幣の消却を意図する「準備金」の増殖を目的とするものであって⁴⁷⁾、いわば、府県国有林の官行斫伐事業はこの官営事業の一環として官林経営に位置づけられて拡大された。だが、明

治13年からのいわゆる「松方財政」による官営事業の民間払下げ政策のもとで、官行斫伐事業は不成績と評価されて縮小された。その後の府県国有林は、国有林野の管理と保護に重点を移し、立木処分を主体として、官行斫伐事業は小規模かつ断続的行ったにすぎない。

日露戦争を経過した日本資本主義は急速に躍進し、「軍事力の拡充政策と相まって工場建設・鉄道・造船・坑木・パルプなどの用材需用が激増」⁴⁸⁾するなかで、府県国有林は特別経営事業を開始するとともに、軍需用および建築用の長大材の生産を目的とする「国有林経営ノ方針」を確立した。こうしたなかであって官行斫伐事業は「日露戦争による軍需・産業用材の急迫と戦費調達のための財政逼迫」⁴⁹⁾を直接の契機として明治30年代後半に大規模に再開され、以降の府県国有林の長大材生産の基幹を担って展開する。しかも、この大規模な官行斫伐事業の再開とその展開は、封建時代からの伐出労働組織を継承・再編して、杣頭制度・功程頭制度など戦前期府県国有林の各地の官行斫伐事業に固有な労働組織を確立した。また、この明治30年代後半からの官行斫伐事業は官営製材事業を伴っていたが、秋田木材株式会社を急先鋒とする私的製材資本の反対運動の前に、この官営製材事業は大正初期にあえなく廃止された⁵⁰⁾。府県国有林の官行斫伐事業の拡大にあたって私的資本による反対運動の力点が官営製材事業の廃止におかれ、官行斫伐事業に対してはそれほどでなかった点は、戦前期の製材資本、素材生産資本の存在様式・蓄積様式が府県と北海道とでは異っていたことを示唆していると思われる。

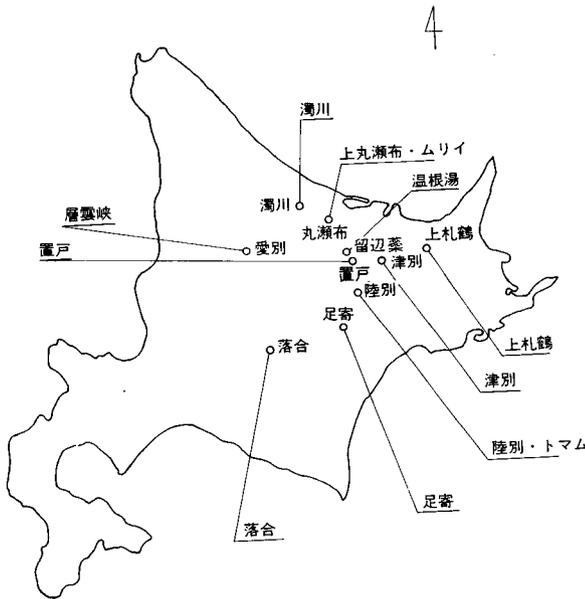
北海道国有林の官行斫伐事業は、大正7年に森林費が拓殖費に編入されたその翌年の大正8年に拓殖計画が改訂されて、拓殖事業のうちの森林事業が拡張されたときに始まる。この官行斫伐事業の開始の直接の契機は、「……大正6年度ニ於テ予定セル本道国有林ノ歳入ハ時局ノ影響ニ依リ実績ニ於テ多大ノ過剰生スルニ至レリ一方ニハ木材需給ノ調節国土ノ保安並ニ事務事業ノ改善進歩ヲ図ル為メ」⁵¹⁾とされている。このように北海道国有林が管理・経営に積極化したのは、内務省から農商務省への北海道国有林の移管問題の表面化に端を発している。北海道国有林は拓殖政策に位置づけられていて、北海道庁は、国有林が農商務省に移管されるならば、拓殖政策の遂行が土地政策上そして財源上困難に陥らざるをえないという認識にたっていた。このために北海道庁は農商務省の北海道国有林経営に対する批判に答えて森林事業を拡大し、国有林野の管理・経営に本格的に乗り出さねばならなかった。また、これを支える拓殖費については、大正7年には第一次大戦による好況の結果拓殖費の自然増収が大幅に伸び、その予算約63万円に対して決算は832万円に達した。こうした好条件のもとで、北海道国有林の官行斫伐事業は、「昨年策定シタル本道森林計画（大正7年に森林費を拓殖費に編入したときに樹立した森林計画……秋林）ノ合理的経営ニ更シ一ハ木材ノ利用ヲ集約ニシテ一般需要ノ調節ヲ図ランコト」⁵²⁾を目的にして開始されるにいたった。

こうした北海道国有林の官行斫伐事業の開始に対して、北海道木材業組合連合会と小樽商工会議所が中心になっていち早く反対運動を展開した。この北海道木材業組合連合会は、「北海道が林木の大産地にして大輸出地なるに拘わらず、全道を総括したる木材会なるもの無きを

遺憾とし」て、「小樽、札幌、釧路、網走其他の木材商組合及び木材業者」が中心になって大正5年に設立されたものである⁵³⁾。その組合員は、素材販売業者、製材業者であり、素材生産業を兼ねる地場資本であった。この北海道木材業組合連合会は、紙・パルプ資本との間に、国有林の立木払下をめぐって競合関係にあった。例えば、大正6年の北海道木材業組合連合会の第二回総会では、国有林の紙・パルプ資本に対する立木処分に制限を設けるとともに、売払の順位を第一に製材、第二に製紙原料、第三に坑木用材とするようにと決議して、北海道庁・道会に対して運動をしている。北海道国有林の官行斫伐事業に対する反対運動の中心的担い手はこの北海道木材業組合連合会に結集した地場資本であったとみてよい。なぜなら、それは、当時のそうした地場資本は素材生産業を兼ねており、北海道国有林の官行斫伐事業の開始によって地場資本の蓄積基盤が縮小されるからであった。他方、紙・パルプ資本を中心とした独占資本は、北海道国有林の官行斫伐事業の開始に対して、批判的な見解を内包しながらも静観の態度をとった⁵⁴⁾。

こうした反対運動にもかかわらず、官行斫伐事業は大正8年から開始される。この官行斫伐事業の当初の計画は、「大正8年以降15年まで8カ年に資材800万石を斫伐することとし……当年度は資材30万石(当時の用材処分材積427万8千石の約40%……秋林)とし、以降20万石乃至30万石を累加して、大正20年度において300万石(用材処分の70%……秋林)」⁵⁵⁾とするものである。この計画では、いわば、北海道国有林経営は天然林伐出型の「地主直営経営」を目指すものであった。

この第二期の北海道国有林の官行斫伐事業の推移とその国有林伐出事業に占める割合については、さきに挙げた第16表に示してある。第二期を通じての官行斫伐事業の規模は大体100万石台で、北海道国有林の伐出事業のうち約20%を占めるが、当初の計画には遠く及ばない。大正8年から官行斫伐事業が開始されたのは、野付牛の置戸・温根湯事業区、釧路の釧路事業区の三事業区である。大正10年にいたって、滄別の滄別・斗満・足寄・本別事業区、旭川の富良野事業区で官行斫伐事業が開始された。これらの事業区の中での置戸・温根湯、滄別・斗満・足寄事業区が、この第二期および次の第三期を通じて北海道国有林の官行斫伐事業の中心地域となっていく。さらに、この官行斫伐事業が軌道に乗り始めた大正末期から昭和初期にかけて官行斫伐事業が地域的にも拡大され、遠軽の南湧別・遠軽事業区、網走の釧木禽事業区でも開始されるにいたった。この第二期の営林区署別の官行斫伐事業の推移を示したのが第14表である。これで見ると第二期の官行斫伐事業の中心は池北線(池田—北見間)沿線の滄別、野付牛そして旭川営林区署、すなわち、さきに述べた置戸・温根湯、滄別・足寄・斗満事業区あり、これらの地域の国有林野に大規模に国有鉄道の延長としての森林鉄道を敷設して官行斫伐事業が行われた。戦前期北海道国有林の森林鉄道の位置とその敷設年度については第2図に、また、この第二期の森林鉄道の新設状況については第21表に示した。これらの森林鉄道の敷設は、土木請負業者や官行斫伐事業の請負業者によって請負われた。たとえば、足寄



第2図 戦前期北海道国有林の森林鉄道とその位置

| | 着工 | 全成 | 本線 (km) | 延長 (km) |
|--------|-------|-------|------------|------------|
| 温根湯 | 大正9年 | 大正10年 | 17.3 | 67.6 |
| 置戸 | 大正9年 | 大正10年 | 7.8 | 77.6 |
| 足寄 | 大正11年 | 大正12年 | 35.3 | 66.4 |
| 陸別 | 大正11年 | 大正12年 | 17.6 | 24.6 |
| トマム | 大正11年 | 大正13年 | 17.2 | 36.5 |
| 津別 | 大正15年 | 昭和2年 | 21.4 | 43.8 |
| ムリイ | 昭和2年 | 昭和3年 | 25.9 | 60.5 |
| 落合 | 昭和2年 | 昭和3年 | 10.1 | 19.0 |
| 濁川(渠骨) | 昭和10年 | 昭和11年 | 11.3 | 35.0 |
| 上札鶴 | ? | 昭和13年 | 20.8 | ? |
| 上丸瀬布 | 昭和14年 | 昭和15年 | 14.0 | ? |
| 層雲峡 | 昭和19年 | 昭和20年 | 19.0 | ? |

注1) 小熊米雄「日本における森林鉄道用蒸気機関車について」(北大演習林, 演習林業務資料第16号)より。

事業区の森林鉄道は大正13, 14年に土木請負業者の地崎組が請負って敷設工事が行われ、陸別事業区の森林鉄道は陸別営林区署の官行斫伐事業の請負人である金崎組、斗満事業区の森林鉄道は工藤組によってそれぞれ請負われて敷設された。

第21表 森林鉄道と軌道の新設状況

| | 森林鉄道 (里) | 軌道 (里) |
|------|-------------|-----------|
| 大正7年 | — | — |
| 8 | — | — |
| 9 | 0 | — |
| 10 | 4 | — |
| 11 | 36 | 10 |
| 12 | 30 | 7 |
| 13 | 36 | 0 |
| 14 | 13 | 2 |
| 15 | 11 | — |
| 昭和2年 | 25 | — |
| 3 | 22 | 12 |
| 4 | 16 | 1 |
| 5 | 13 | — |
| 6 | 2 | 2 |
| 7 | 4 | 2 |

注1) 「第二期拓殖計画実施概要」より作成。

第二期の北海道国有林の官行斫伐事業は、上述したようにして敷設された森林鉄道を基軸にして展開した。

ii 官行斫伐事業における伐出技術と労働過程

北海道国有林の官行斫伐事業の労働組織は、前期からの王子製紙や三井物産などの造材請負業者のもとでの労働組織を基礎とし、それを再編したものである。この官行斫伐事業の実行形態は、「事業ノ実行ハ直营ニ依ルヘシ但止ムヲ得サル場合又ハ特ニ利益アリト認メタルトキハ之ヲ請負ニ附スルコトヲ得」⁵⁶⁾とされているように、直营と請負の二つの形態のものがあつた。この二つの形態のいずれにあつても、その労働過程および伐出技術には大きな差がない。以下に官行斫伐事業の労働過程と伐出技術について述べよう。

北海道国有林の官行斫伐事業の労働過程は、次の部分工程から成り立っている。

伐木—技打—玉切—(剥皮)—木寄(木直)—上びき—

土場巻立—積込—運材—卸し—土場巻立。

この各部分工程ごとにその部分工程の作業を専門的に担う労働力が配置されて、官行斫伐事業が行われた。伐木造材 {材木—技打—玉切—(剥皮)}—杣夫, 集材 {木寄 (木直)—上びき}—木直 (木寄) 人夫と馬夫, 土場巻立—巻立人夫, 積込と卸し—積卸人夫, 運材—林鉄の運転手などである。各部分工程ごとの技術については、和 孝雄「伐出技術の展開」⁵⁷⁾に詳らかにされている。

伐木の方法には ① 斫断法, ② 鋸断法, ③ 斧鋸併用法の三つがあるが、北海道国有林の官行斫伐事業では斧鋸併用法が広範に採用された。官行斫伐事業の伐木では伐根高が高いという問題があった。和は、伐根の高低について「積雪量の多少に左右されるが、基本的には木材価格の高低の問題」⁵⁸⁾としている。これについて北海道庁は、「斫伐事業手続」で「伐根ノ高さ……1尺以下」を標準とすることを指示していた。だが、こうした指示にもかかわらず、「集約利用ノ趣旨ニヨリ、従来伐根ハ地上1尺以下……ニ於テ伐採ノコトニ定メアルニ不拘、尚伐根高」⁵⁹⁾い状態であった。その後も、この伐根高を低めるためにたびたび指示が出されている。造材は、斧と鋸によって杣角と丸太にするものであるが、官行斫伐事業の開始とともに針葉樹は杣角にされず丸太にとられるのが一般的になった。

「木直し小道付け」は、木直人夫約6名が1組となりその組に頭が置かれ、その頭の指揮のもとに「トビとガンタ」を使って、伐木採面内の丸太を……小道の周辺まで材を集める作業で⁶⁰⁾あり、木直の方法には「突落し」と「平落し」とがあった。こうして小道まで出された木材を馬夫が、夏季に森林鉄道で運材されるまでの間貯材される山土場まで玉びきした。この玉びきの方法にはいろいろあるが、大別すると「かさねびき」と「環びき」にわかれる。「かさねびき」は小径木の多い根室・釧路で採用され、「環びき」は大径木の多い陸別営林区署で行われたとされている⁶¹⁾。集材された木材は、鳶夫によって山土場に巻立てられ、森林鉄道による運材が始まるまで山土場に積んでおかれた。

北海道国有林の官行斫伐事業の開始、その展開によって著しく技術が改善され、労働過程が改変されたのは運材工程である。旧来の運材方法はもっぱら河川の流送 (管流・筏流) によっていたが、この方法では木材の損傷と減耗をもたらすことが多いと同時に水量に左右されて計画的な生産が困難であり、しばしば河川流域の河岸を破壊し流域の農業に損害をおよぼした⁶²⁾。この流送から農業を保護しなければならなくなったこと、さらに、大正期に入って北海道内の鉄道網が発達したことを条件として、その鉄道からの延長として森林鉄道が敷設されたのである。この森林鉄道の敷設によって、北海道国有林の官行斫伐事業の運材工程は、旧来の運材方法には不可避的であった季節性および水量による左右といった自然の制約を大きく打破することが可能となった⁶³⁾。北海道国有林は、こうした運材工程の改変を基軸にして、明治末期から大正中期までの民間の伐出労働組織を継承・再編し、その官行斫伐事業に固有な労働組織を確立するにたいたった。

iii 官行斫伐事業の労働組織の形成・確立

北海道国有林は、官行斫伐事業の開始とともに、その実行組織を系統的に整備していった。この官行斫伐事業は当初北海道庁が直接に業務主任を派遣して実行するという「本庁直轄事業」の形で行われた。事実、「大正8年に官行斫伐事業が置戸、留辺蘂で開始され、すべて本庁直轄事業で行われなわれ、昭和4年まで続けられ」⁶⁴⁾た。その後の官行斫伐事業の拡大とともに、営林区署、営林区分署が実行するようになり、「本庁直轄事業」もまた営林区署、営林区分署の実行に移された。そして、官行斫伐事業地毎に事業所が設置され、それぞれに実行員が派遣されて、官行斫伐事業の一切の指揮・監督にあたった。

以上のように系統的に実行組織を整備する一方で、それと並行して実行形態および労働組織を整えていった。まず、実行形態についていえば、先にも述べたように基本的には直営形態と請負形態の二つの形態があったが、このうち請負形態は「止ムヲ得サル場合」または「特ニ利益ア」る場合に限定されたものであって、制度的には直営形態が普遍的なものとされていた。それは、当時の北海道国有林の更新方法が天然更新法によっていたために、官行斫伐事業の実行形態もこの天然更新を促進するために直営形態によらざるを得なかったからである。北海道国有林の官行斫伐事業の請負形態を府県国有林のそれと比較すると、次のような特徴がある。まず、九州国有林の請負形態は、杣頭請負などにみられるように組頭請負であった。これに対して北海道国有林のそれは、九州の杣頭に比較して「資本」化した業者による請負と見てよい。また、今日の北海道における国有林の直営生産事業の請負と比較すれば、今日の請負業者は国有林から立木処分をも受けている素材生産業者が主であるのに対して、当時の北海道国有林のそれは森林鉄道の敷設などの国有林の様々な事業の請負を兼ねる業者であった。陸別営林区署の官行斫伐事業の請負業者として知られているものには、金崎甚太郎⁶⁵⁾、河向駒吉⁶⁶⁾などである。金崎甚太郎は明治36年から三井物産の専属造材請負業者となり、大正11年から陸別営林区署の官行斫伐事業および森林鉄道新設工事の請負業者となった。河向駒吉は当初土木事業の請負業を行っていたが、大正11年からは陸別営林区署の官行斫伐事業および森林鉄道の敷設工事を請負った。すなわち、請負形態による官行斫伐事業は、三井物産などの専属造材請負業者の系譜をひく請負業者によって実行されたとみてよい。この請負業者のもとの労働組織は三井物産、王子製紙などの専属造材請負業者の労働組織とほとんど変わりがない。

北海道国有林の官行斫伐事業は、以上のような請負業者による請負形態で実行される一方直営形態でも実行された。その労働組織は、従来からの王子製紙、三井物産などの資本の請負業者によって形成・確立された労働組織を継承するとともに、森林鉄道などの画期的な設備投資を基軸として再編成されたものである。まず、北海道国有林が官行斫伐事業を開始する以前の労働組織について簡単に触れておこう。

明治維新以前にあって北海道の森林伐採が行われたが、それは小規模なものであって、後の資本による大量の森林伐採を担う伐出労働組織は形成されていなかった。その後、マッチ

それぞれの役割と機勞について述べよう。

山頭： 造材請負業者のもとでの山頭とほとんど相違がない。この山頭は、人夫から叩き上げた熟練者であって、営林区署・営林区分署によって任命された官行斫伐事業の定夫であることが多かったが、臨時雇のものもある。また、官行斫伐事業所内では実行員につぐ最高の権威者であって、営林区署または営林区分署の事業計画に基づいてこれを具体化し、冬山事業の大道・中道の選定、伐木造材・集材などの各部分工程への労働力の配置、人夫小屋の設定、採面割り、単価交渉の仲裁・決定などに関与しその仕事は官行斫伐事業を遂行する上での基本に関わる広範なものであった。こうした山頭は、中には人夫供給請負人としての性格を持つものもあったが、基本的には北海道国有林の官行斫伐事業の実行組織の最末端に位置する一傭人にすぎなくなっていた。北海道国有林の山頭を他地域の官行斫伐事業の労働組織のそれと比較すれば、この山頭に相当するものは、若干の相違があるにしても、秋田国有林の小屋司、九州国有林の大杣頭であろう。大杣頭は、「大正末期から昭和初期にかけて有名無実化し、一部の事業所ではその名称さえ喪失」⁶⁷⁾するのに対して、北海道国有林の山頭は、秋田国有林の小屋司とともに、確固として存在した。それは、奥地 正の指摘するごとく東北における労働諸関係の前期性の強さの故であり、冬山事業の遂行上における山頭・小屋司の経験と技能が大きな存在意義をもたらしたからであろう。しかし、北海道国有林の山頭と秋田国有林の小屋司、九州国有林の大杣頭とでは基本的な相違がある。それは、小屋司・大杣頭は封建的労働組織を明治維新以降の府県国有林が引き継いだ労働組織上の職階性であるのに対して、北海道国有林の山頭は「辺境」の地に資本が創出した労働組織の職制であったことである。

次に、山頭のもとにあった杣夫部屋頭、馬夫部屋頭、人夫部屋頭についてみよう。これらのうちで、杣夫部屋頭、馬夫部屋頭と人夫部屋頭とではその性格が異っていたので、ここでは杣夫部屋頭と馬夫部屋頭とを一括して述べ、ついで、人夫部屋頭について触れることにする。

杣夫部屋頭・馬夫部屋頭： 杣夫そして馬夫たちの中から技能熟練者で人格的徳望の高いものが、杣夫および馬夫たちから押され、さらに、事業所主任から認められて、その地位についた。その役割は、事業所の指揮監督を受けて、「労働者ノ連絡統制並ニ作業ノ訓練」にあたるものであった。さらに、杣夫部屋・馬夫部屋を取り仕切るとともに、単価交渉にあたっては杣夫・馬夫の代表として事務所との交渉にあたった。簡単に言えば、杣夫部屋頭および馬夫部屋頭は、北海道国有林官行斫伐事業の労働組織の総括機構の末端に位置するとともに、労働者の利益代表という二重の性格をあわせ持つものであった。

人夫部屋頭： 人夫部屋頭には藪出部屋頭、積込部屋頭、巻立部屋頭などがあつた。これらの藪出・積込・巻立の作業は、数人の共同作業で行われるもので、共同出来高制、

共同請負などによって実行された。これらの作業ごとに人夫部屋が設立され、部屋頭が配置された。藪出・積込・巻立の作業に必要な労働力を募集し、これらの作業を請負う人夫供給請負人がこれらの工程に介在することが多く、人夫部屋頭にはこの人夫供給請負人か、あるいは、その配下のものがその地位についた。この人夫供給請負人の機能について詳しく述べるのは次章に譲るとして、簡単に触れておくと次のようなものであった。この人夫供給請負人は営林区署あるいは営林区分署の事業を遂行する上で必要な労働力を自から募集し、官行斫伐事業などの各部分工程あるいはそれ全体の作業を請負ったり人夫を供給するものであった。

以上に述べてきたものが、北海道国有林官行斫伐事業の労働組織の事例である。官行斫伐事業の労働組織は、以上に述べてきたものばかりではなく、山頭が人夫供給請負人(組頭)となっている場合、さらに、伐木造材・木直道付など各の部分工程ごとに人夫供給請負人(組頭)が存在する場合など多様であったが、上述の事例が普遍的なものであった。それは、完全な組頭制度ではないが、部分的に依然として人夫供給請負機能をもつものを内包して、組頭制度が残されていた。北海道の国家的土地所有の官行斫伐事業の労働組織で組頭制度が強固に存在したのは北海道御料林である。藤本 武は、『林業労働賃金に関する研究』で北海道国有林の労働組織は「旧組頭制度の残滓を最も多くをもっているもの」⁶⁸⁾とされたが、この調査対象地は「われわれの調べたのは旧御料林の事業所」⁶⁹⁾と藤本が述べている。北海道御料林の組頭は「人夫募集には賃金の前貸し、自らの責任において飯場を設置するとともにそれを経営し、出

第22表 北海道国有林の労働力とその就業日数

| | 官行斫伐事業 | | 森林土木事業 | | 育林事業 | | 合計 | |
|------|------------|---------------------|------------|---------------------|------------|---------------------|------------|---------------------|
| | 人頭数 (人) | 1人当り 就業日数 (日) | 人頭数 (人) | 1人当り 就業日数 (日) | 人頭数 (人) | 1人当り 就業日数 (日) | 人頭数 (人) | 1人当り 就業日数 (日) |
| 昭和1年 | 3,629 | 55.0 | 1,173 | 24.4 | 13,611 | 14.0 | 21,315 | 23.3 |
| 2 | 5,572 | 36.6 | 1,332 | 26.0 | 17,246 | 15.6 | 28,542 | 22.4 |
| 3 | 6,309 | 41.8 | 1,299 | 26.9 | 18,827 | 17.8 | 30,977 | 24.0 |
| 4 | 4,726 | 51.9 | 2,628 | 29.0 | 20,460 | 15.0 | 32,446 | 23.2 |
| 5 | 3,576 | 57.1 | 1,295 | 28.6 | 18,572 | 15.6 | 27,785 | 23.0 |
| 6 | 3,313 | 54.5 | 3,367 | 14.8 | 29,518 | 18.7 | 41,737 | 21.6 |
| 7 | 4,871 | 57.0 | 871 | 14.7 | 28,528 | 17.6 | 40,566 | 23.0 |
| 8 | 5,399 | 54.5 | 603 | 12.7 | 21,470 | 16.1 | 34,497 | 23.0 |
| 9 | 5,955 | 54.7 | 911 | 6.7 | 17,838 | 16.4 | 31,611 | 25.3 |
| 10 | 5,612 | 52.2 | 522 | 12.0 | 16,487 | 18.2 | 28,567 | 26.7 |
| 11 | 13,218 | 36.8 | 1,523 | 19.7 | 21,387 | 18.0 | 45,876 | 24.9 |
| 12 | 10,169 | 45.2 | 1,170 | 34.2 | 20,397 | 19.1 | 39,038 | 29.5 |
| 13 | 10,444 | 34.4 | 2,649 | 28.0 | 19,298 | 18.3 | 40,370 | 29.2 |
| 14 | 12,294 | 51.9 | 1,949 | 30.2 | 23,947 | 17.3 | 46,354 | 31.1 |

注1) 国有林事業成績より作成。

張所から作業を請負って、賃金を一括して受領して各人に分配したと言える」^{70),71)}。

北海道国有林の官行斫伐事業の労働力を示せば第22表のとおりである。官行斫伐事業の労働力は人頭数で3千人から6千人前後で、その1人当りの平均就業日数は40日から50日前後である。こうした労働力の性格および賃金の支払形態などについて検討に耐えうる資料がないので、聞き取り調査を中心にして述べよう。労働力の性格、賃金の支払形態などはその労働者が配置された各部分工程ごとで異っていたので、配置された各部分工程ごとにみてゆかねばならない。

伐木造材工程を担った杣夫の賃金の支払形態は、官行斫伐事業の伐木造材の形態が「伐りばなし」⁷²⁾であったために、個人出来高払（「功程払」とも呼ばれる。）であった。これらの杣夫は、地元からが約半分、その他は青森・秋田などの東北地方から山頭の縁故関係、人夫供給請負人を通じて募集されたといわれる。専門的な杣夫もいたとされるが、その大半は「半労半農」型の労働力であったと考えられる。

集材工程の玉曳を担った馬夫については、その作業が馬夫個人で行うが積込人夫が一人つくだけであって、その賃金の支払形態は個人出来高払である。その募集された地域は地元および置戸などの北見地区、そして、朱鞠内などの道内であったといわれ、「半労半農」型の労働力が中心であったと考えられる。また、この馬夫の場合には、10人前後の「組」を作って、募集に応ずることが多かったと言われている。

藪出・道付の工程は、「事業請負払」⁷³⁾といわれる賃金の支払形態によることが多く、なかには日給払による場合もあった。巻立・積込の工程は「功程払」による賃金の支払形態が一般的である。だが、これらの工程の作業は人夫供給請負人、組頭などによって請負われ、さらに人夫供給請負人、組頭はその作業を数人の組に請負わせていた。塗別では、これらの工程を担った労働力のうちの基幹的な部分は、冬山の藪出・山土場の巻立、夏季には森林鉄道への積込・卸・土場巻立などに従事して、林業専門労働者として賃労働者化していた。しかし、大部分の労働者は、道内では積丹半島付近、道外では東北地方から人夫供給請負人を通じて供給された。東北地方からの労働者は「半労半農」型の労働力であり、積丹半島からの労働者は漁業と林業との間を循環する兼業賃労働者であった。

運材工程を担った森林鉄道の労働力のうち機関士は定夫、火夫・転てつ手は準定夫などの常用として営林区署に雇用されて、官行斫伐事業実行の末端組織に組み込まれ、賃労働者化していた。さらに、この森林鉄道の維持するための保線夫なども同様である。

これまで述べてきたように、北海道国有林の官行斫伐事業の労働組織は、東北地方からの出稼ぎ「半労半農」型労働力、道内の「半労半農」型労働力、漁業と林業との間を循環する賃労働者、常用化された「近代」型の賃労働者と同様な性格の労働力によって編成されていた。こうした多様な性格の労働力による労働組織の編成は、北海道が労働力を地元で調達できない「辺境」であった故であろう。この点は府県国有林の官行斫伐事業の労働組織—杣頭制度・功

程頭制度一とは異質な点でもある。北海道国有林の官行斫伐事業の労働組織は、縁故関係さらに人夫供給請負人の介在によって編成され、「前期」的性格をもつものであった。

第5節 小 括

第二期 北海道国有林経営の収支状況とその性格

この第二期の北海道国有林経営の収支状況を示したのが第23表である。第二期の北海道国有林の収入は、前期の100万円台から一躍300万円へと増加し、第二期平均では491万円に達した。前期では地所払下による収入が国有林収入の約30%近くを占めていたが、この第二期に入ってから地所払下による収入は低下してほとんど意味をもたなくなっている。また、大正8年からは官行斫伐事業を開始して、この官行斫伐事業の製品払下と立木処分による収入が第二期の国有林収入の主体となり、とくに、この第二期の中期からは国有林収入のうちで立木処分による収入と官行斫伐事業の製品払下による収入がそれぞれ半々を占めるにいたった。

他方、大正7年から拓殖費に編入された森林費は、第一期の年平均約36万円から284万円へと激増し、さらに、この森林費のうちで実際の事業に支出される事業費が約61%にも達した。この事業費は、育林事業への投下も増加したとはいえ、その大部分は官行斫伐事業と森

第23表 国有林の収支状況(第二期)

| | 国 有 林 収 入 | | | | | | | 森 林 費 (千円) | 収 益 (千円) |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------|---------------|-------------|
| | 立 木 処 分 (千円) | 官 斫 事 業 (千円) | 副産物 処 分 (千円) | 地 所 貸 下 (千円) | 地 所 払 下 (千円) | 弁償・ 違約金 (千円) | 計 (千円) | | |
| 大 正 7 年 | 2,829 | — | 19 | 555 | 8 | 32 | 3,442 | 598 | 2,843 |
| 8 | 3,324 | — | 16 | 694 | 9 | 48 | 4,093 | 1,158 | 2,934 |
| 9 | 3,621 | 515 | 14 | 326 | 10 | 90 | 4,614 | 2,854 | 1,759 |
| 10 | 3,441 | 614 | 15 | 647 | 10 | 113 | 4,842 | 3,078 | 1,764 |
| 11 | 2,220 | 1,687 | 17 | 540 | 8 | 70 | 4,545 | 3,226 | 1,318 |
| 12 | 3,238 | 1,821 | 16 | — | 13 | 82 | 5,173 | 2,882 | 2,291 |
| 13 | 3,093 | 2,499 | 17 | 0 | 16 | 106 | 5,732 | 2,944 | 2,788 |
| 14 | 2,744 | 2,361 | 15 | — | 30 | 87 | 5,239 | 2,567 | 2,672 |
| 昭 和 1 年 | 2,859 | 2,184 | 15 | 0 | 27 | 70 | 5,157 | 3,187 | 1,970 |
| 2 | 2,922 | 2,634 | 13 | 35 | 3 | 67 | 5,676 | 3,814 | 1,862 |
| 3 | 2,978 | 3,911 | 15 | 36 | 0 | 92 | 6,135 | 3,525 | 2,610 |
| 4 | 2,854 | 2,889 | 15 | 37 | 59 | 107 | 5,964 | 3,608 | 2,356 |
| 5 | 1,951 | 2,159 | 14 | 40 | 1 | 70 | 4,238 | 2,992 | 1,246 |
| 6 | 3,010 | 1,627 | 15 | 28 | 0 | 56 | 4,738 | 3,068 | 1,670 |
| 7 | 2,277 | 1,840 | 14 | 78 | — | 29 | 4,917 | 2,841 | 1,071 |
| 第二期平均 | 2,890 | 1,722 | 15 | 201 | 12 | 74 | 4,917 | 2,841 | 2,076 |

注1) 「北海道第一期拓殖計画事業報文」, 「北海道第II期拓殖計画実施概要」より作成。

2) 千円未満は切り捨てたので、計は必ずしも合わない。

林鉄道の設置を中心とする森林土木事業に集中的に投下された。このために、さきにも述べたように国有林収入は立木処分と官行斫伐事業の製品払下によるようになり、その収益は第二期平均で森林費の約0.73倍にあたる約207万円に達するにいたった。こうした収益が拓殖財源に組み込まれて、拓殖政策が展開されたのである。

第二期の北海道国有林の拓殖政策上での位置づけは、第一期のそれと若干の相違がある。第一期では、拓殖財源、土地処分を行うための土地ファンド、立木の大量処分を行うという三点にわたって拓殖政策に位置づけられていた。だが、この第二期に入って、不要林処分が一段落するとともに拓殖政策が転換されて国有林野が安定し、また、紙・パルプ資本の樺太への進出によって立木の大量処分を行う必要が前期よりも薄らいた。しかし、拓殖政策の転換によって国有林の「公共資本形成のための犠牲」が軽減されたとはいえ、第二期にいたっても北海道国有林は拓殖財源としての位置づけを失っておらず、国有林収入から森林費を差し引いた収益は第一期に比較して格段に増加した。そして、森林費が拓殖費に編入されたことによって森林費が増大し、従来からの事業を一段と充実させるとともに新たに事業を拡大し、国有鉄道網の整備を前提として官行斫伐事業を開始したのである。

府県国有林の官行斫伐事業は日露戦争のもとの軍需・産業用材の確保と戦費の調達を直接の契機として大規模に拡大され、長大材生産の基幹的部分を担ったのに対して、北海道国有林の官行斫伐事業は中小地場資本の反対運動を押し切って北海道国有林の農商務省への移管をさげ拓殖政策の推進を直接の契機として国有鉄道沿線の国有林野で開始され、一般用材生産を担った。この第二期の北海道国有林経営は官行斫伐事業を基軸に展開し、それが北海道国有林の伐出事業に占める割合は2割である。

他方、第一期の伐出事業のうちで大半を占めた年期特売による立木処分は、第二期の初頭をピークとして減少したが、紙・パルプ資本への年期特売による立木処分は継続した。その対象となった国有林野は、鶴川・沙流川の国有林野、東大雪山系の然別川上流・音更川上流・美里別川上流の国有林野であり、明治末期から大正期にかけて発展した国有鉄道網から遠い位置にあった。これに対して、前期からの拓殖政策の展開による拓殖農民の定着と地場資本の形成・成長のもとで、この第二期からは地元農民を対象とした薪材の特売による立木処分および明治40年代から北海道に進出した資本と地場資本への公売による立木処分が増加した。

こうしたもとの、第二期の北海道国有林は、官行斫伐事業の開始と年期特売による立木処分の継続によって三つのタイプがもたらされる。この国有林野の三つのタイプへの分化は、戦前期の北海道国有林野での生産構造の確立でもあった。

第二期初頭から開始された官行斫伐事業は、直営形態と請負形態との二つの形態によって実行された。請負形態の請負人は官行斫伐事業を営林区署から官行斫伐事業を請負うもので、別営林区署の場合、森林鉄道の新設工事の請負などを兼ねる「資本」化した請負業者から人夫供給請負人まで含まれた。だが、直営形態、請負形態のいずれにあっても、その労働組織には

大きな相違がなく、その労働力の調達にあたって人夫供給請負人が介在し、北海道国有林の官行斫伐事業に固有な労働組織が編成されたのである。いわば、この労働組織は、秋田国有林の功程頭制度、九州国有林の杣頭制度のように幕藩体制下から伐出労働・組織が継承再編成されたものではなくて、明治40年代からの日本資本主義の「辺境」—北海道—への進出を契機として資本によって編成された伐出労働組織を継承・再編成したものである。しかしながら、その労働組織の性格は、人夫供給請負人の広範な存在にみられるごとく「前期」的性格を色濃く持つものであった。この人夫供給請負人の存在は、北海道国有林の官行斫伐事業に特有な現象ではなく、戦前期日本資本主義の鉱・工業、土建業、運送業に広範にみられるものでもあった⁷⁴⁾。この問題は日本資本主義の資本の性格および労働市場の側面から解明するべきであるが、さしあたり北海道国有林の官行斫伐事業に限定すれば次のようにいえよう。それは、北海道国有林が官行斫伐事業を開始するにあたって、北海道内で農民層分解が始まっていた⁷⁵⁾とはいえ、基本的には遠隔地からの出稼ぎの労働者を中心にその労働組織を編成しなければならず、そうした労働者の募集、作業管理、労務管理そして飯場経営を請負う人夫供給請負人を広範に存在せしめたのであろう。また、官行斫伐事業の労働組織は基本的には出稼ぎの労働力を中心に編成されたとはいえ、この労働組織を構成する労働者は、東北からの出稼ぎ「半労半農」型労働者、道内出稼ぎ「半労半農」型労働者、地元の「半労半農」型労働者、他産業との間を季節的に循環する賃労働者、官行斫伐事業の森林鉄道の部門で生み出されたいわば、定用化された近代的賃労働者など多様な性格をもつものでもあった。

第二期の北海道国有林では、更新方法は天然更新を中心とし、第一期に比べれば育林事業の天然更新補助作業および人工造林が比較的大規模に実施されるにいたった。だが、国有林の事業のなかで大きな比重を占めたとは官行斫伐事業と立木処分の伐出事業であったことは第一期と変わりが無い。ただ、官行斫伐事業の開始によって、北海道国有林は「前期」的性格を色濃くもちながらも土地所有から経営へと展開し、上からの資本主義化を開始した。府県国有林の場合、明治初期から開始された官行斫伐事業は明治30年代後半に大規模に拡大されるが、特別経営事業および第一次大戦を通じて地主経営として確立し、その地主経営の遅々たる資本主義化の道を歩み、戦後段階の「合理化」「近代化」を通じて資本主義化を達成した。これに対して、北海道国有林の土地所有から経営への展開は、地主経営としての確立をみることなく当初から上からの資本主義化として出発したのである。

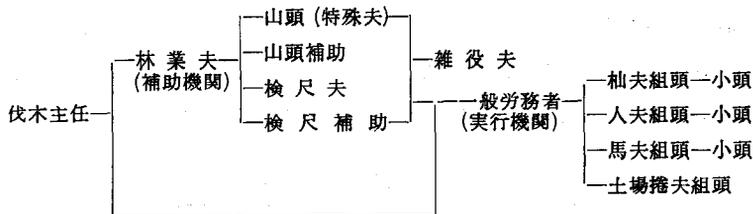
注

- 1) 農林大臣官房総務課「農林行政史」第5巻下, p. 1618~1621。
- 2) 1)に同じ, p. 1622~1623。
- 3) 北海道庁『北海道拓殖計画改訂顛末』p. 57。
- 4) 3)に同じ, p. 187。
- 5) 3)に同じ, p. 57~58。

- 6) 3)に全文所収。
- 7) 北海道庁「北海道国有林事業計画経過大要」p. 58。
- 8) 林内殖民の設定は北炭山林が最も古く、東大演習林・北大演習林・御料林などの国家的土地所有において広範に設定された。この林内殖民の歴史のおよび社会・経済的性格およびその山林経営との関係は、有永明人・小鹿勝利の一連の研究がある。
- 有永明人「北海道における大山林経営の展開と林内殖民制度」(第84回日林講)。
- 有永明人「林内殖民制度に関する研究—北演大演習林の林内殖民制度—」(北大演研報, 第31巻第2号)。
- 小鹿勝利「北海道大学雨竜地方演習林の林内殖民制度について」(北大演習林業務資料13号)。
- 9) 7)に同じ, p. 58。
- 10) 有永明人「北海道における大山林経営の展開と林内殖民制度」(第84回日林講)。
- 11) 7)に同じ, p. 58。
- 12) 「第二期拓殖計画案説明」(北海道「新北海道史」第6巻所収)。
- 13) 第二期拓殖計画のもとでの民有未墾地開発事業の開始と北海道協会の活動との関係については、保志 恂「第一次大戦後の拓殖農業情勢」(北海道農業研究, 第15号, 第16号)に詳しい。これによると、北海道協会は寄生地主制の動搖のもとで北海道農地処理法案の成立に努力し、結局それは既墾地については自作農創設事業、未墾地については民有未墾地開発事業として結実した。
- 14) 萩野敏雄「北洋材経済史論」p. 114。
- 15) 14)に同じ。
- 16) 大金永治「北海道林業における経営展開の構造」(三島教授退職記念会編「北海道林業の諸問題」(所収)。秋山智英「国有林経営史」)。
- 17) 府県国有林と北海道国有林とでは、「施業案編成規程」上ではその編成方針は同じではあるが、実際に採用された輪伐期などに相違がある。
- 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」(古島敏雄編「日本林野制度の研究」所収)によると、明治以降の日本の山林政策は資源政策を軸に展開した。この資源政策の中で、府県国有林は軍需用材・長大材等の生産を使命とし、「日本林業生産構造における心臓部としての地位」に位置づけられたため、その輪伐期も極めて長いものとなっていた。
- これに対して北海道国有林は、拓殖政策の中で財源として位置づけられるとともに、紙・パルプ資本などの大量で安価な原料基地として位置づけられていた。その輪伐期は府県国有林に比較して低下する傾向をもっていた。
- 18) 「釧路管林区塗別分署足寄事業区 第一次検訂施業案説明書」(大正12年)。
- 19) 18)に同じ。
- 20) 18)に同じ。
- 21) 13)に同じ。
- 22) 18)に同じ。
- 23) 18)に同じ。
- 24) 18)に同じ。
- 25) 北海道の国有林野について三つのタイプに分けて考えるべきだと提唱したのは石井 寛である。著者も石井との討論の結果、そのように理解すべきだと思う。
- 26) 菅原鉄之助は、大正7年から大正11年にかけて王子製紙の専属造材請負業者として斗満・足寄事業区で造材請負をした後、大正12年から札幌の大正9年9月に設立された合名会社三木製材所の「代表社員又ハ工場主」となった。合名会社三木製材所は、その後、合名会社菅原製材工場、菅原木工場と社名を変更した。そして、菅原鉄之助は戦時統制下の昭和14年に組織された釧林納材者協会の理事長となった。この釧林納材者協会の会員資格は、「北海道ニ於ケル坑木及釧業用材ノ需給調整ヲ計ル」(瀨川 清「北海道ニ於ケル林材界事情」)ことを目的とした北海道釧山林業株式会社の株主で、坑木納入業者でなければなら

- なかった。戦時統制が強化していく中で、釧路納材者協会は、北海道坑木生産組合、さらに、北海道坑木生産取扱組合になり、坑木の生産・配給統制組織になっていた。
- 27) 王子製紙社史編纂室所収の資料より。
- 28) 滝別村「滝別村史」p. 328。
- 29) 滝別営林署「45周年記念誌」p. 58。
- 30) 赤羽 武「山村経済の解体と再編」によれば、事業製炭者の采譜を巨大山林地主と商人資本とにわけ、いづれにあっても焼子に賃焼させる場合のものを事業製炭としている。これに対して、奥地 正は、土地所有を基盤として事業製炭を行う場合、それを地主経営としている。
- 31) 3)に同じ, p. 78。
- 32) 3)に同じ, p. 79。
- 33) 18)に同じ。
- 34) 「滝別営林区署足寄事業区 第二次検訂施業案説明書」昭和8年。
- 35) 生井郁郎「育林技術の発展過程に関する研究 (II)」(北海道農林研究 第47号別冊)。
- 36) 浅野勇弥「天然更新事業ノ沿革」p. 293。
- 37) 35)に同じ, p. 37。
- 38) 大正10年12月27日拓林10462号「大正11年度造林事業使役人夫賃単金調定ノ件」。
- 39) 農商務省山林局「木邦ニ於ケル林業労働者ノ状況」p. 26~27。
- 40) 39)に同じ, p. 106。
- 41) 北海道庁「国有林事業成績」第4次。
- 42) 37)に同じ, p. 166。
- 43) 39)に同じ, p. 169。
- 44) 奥地 正「林業労働組織に関する研究 (1)」(林業経営研究所報告 67-1) p. 19。
- 45) 注萩野敏「雄明治期における官林経営の基本過程 (2)」(林業経済 No. 279) p. 21。
- 46) 45)に同じ, p. 21。
- 47) 小谷義次「範疇としての国家資本とその運動にかんする若干の考察」(小谷義次編著「国家資本の理論」所収) p. 86。
- 48) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開 (II)」(立命館経済学, 第23巻第5・6号) p. 28~29。
- 49) 48)に同じ, p. 29。
- 50) 林野庁「日本林業発達史」上。
- 51) 7)に同じ, p. 45。
- 52) 大正7年7月21日に北海道庁長官俵孫一が内務大臣に提出した「大正八年度拓殊費概算ニ付上申」(3)に所収)。
- 53) 「北海道林業会報」第14巻第5号。
- 54) 王子製紙の社内では小林 中などの反対意見などがあったが、本社は静観の態度をとった。
- 55) 北海道「北海道山林史」p. 735。
- 56) 大正9年4月16日拓林第3293号「斫伐事業手続」。
- 57) 大金永治編著「北海道林業技術発達史論」所収。
- 58) 57)に同じ。
- 59) 昭和2年11月28日拓林第4915号「斫伐事業改善ニ関スル件」。
- 60) 帯広営林局作業課「道東における製品生産事業の変遷」p. 26。
- 61) 60)に同じ。
- 62) 王子製紙の専属造材請負人として知られている関 直右衛門は、鵲川流域の流送事業のために河川周辺の土地を買い入れ、関農場を経営した。さらに、大正13年にいたって、流送事業の失敗から鵲川での造材請負を高谷木材に譲っている。

- 63) 北海道では、国有林が森林鉄道を敷設する以前に、沙流川・鶴川では苫小牧軽便鉄道(当初三井物産、後に王子製紙へ)が敷設されている。それは、三井物産、王子製紙の沙流川・鶴川流域での造材事業の運材を担ったのであるが、北海道国有林の森林鉄道による運材では流送をまったく排除していたのに対して、沙流川・鶴川の下流部までの流送を内包していた。
- 64) 北見営林局「北見営林局史」p. 113。
- 65) 金崎甚太郎は明治14年福井県に生れ、明治16年に父とともに渡道し、明治32年に父が富良野町で土木請負業を経営するにいたる。明治36年に独立し、三井物産の専属造材請負業者になるとともに、運送取扱業を兼営した。大正11年に遼別にきて、遼別営林区署の官行斫伐事業の請負人となり、森林鉄道新設工事の請負も兼ねたとされている(遼別村研究会「遼別村史」p. 378~379)。
- 66) 河向駒吉は、明治14年に石川県に生れて、父母とともに渡道した。その後、余市で澱粉工場及び土木建築工事の請負に従事し、「大正11年9月従来の人夫を従え」て遼別に移り、「斫伐事業所における作業及び森林鉄道開設一切の請負業を経営」した(遼別村研究会「遼別村史」p. 389)。
- 67) 48)と同じ、p. 39。
- 68) 藤本 武・高木督夫「林業労働賃金に関する研究報告」p. 102。
- 69) 藤本 武「林業労働組織の現状と諸問題」(林業経済 No. 37)。
- 70) 旭川営林局「旭川営林局史」p. 119。
- 71) 北海道御料林の「官行伐木事業」の労働組織を「昭和15年度官行伐木事業概要」(帝室林野局札幌支局定山溪出張所定山溪官行伐木事業所)によって示すと、下図のようなものであった。



この労働組織について若干の説明を加えると、「官行伐木事業所ニハ伐木掛員ニ直屬シ監督補助機関トシテ山頭以下数人ノ林業夫ヲ置キ外業、内業ノ補助ニ当ラシム……中略……又一方普通労働者ハ各々組頭毎ノ集団ヲ以テ伐木主任ノ直屬ノ下ニアルガ作業ノ性質トカ事業分量トカ作業期間等ニ応ジテ組頭ノ輩下ニ小頭ヲ設ケ」ていた。

- 72) 北海道の伐木造材の形態には、立木を伐木しそれを丸太あるいは柵角に造材するまでの「伐りばなし」と伐木造材から集材までを数人の組で行う「伐り出し」の二つがあったとされてる(加納瓦全・小関隆祺「北海道林業労働に関する研究 (II)」北大農演研報、第15巻第2号)。
- 73) 「事業請負払」は、「一定事業ノ範圍ヲ限定シ之カ兩成ニ対スル賃金ヲ定メ……二人或ハ以上ノモノノ共同」(農務商省山林局「本邦ニ於ケル林業労働者ノ状況」p. 190)で請負って、それに対して賃金が支払われるものであった。
- 74) 道立科学研究所「臨時工」。
- 75) 伊藤俊夫編「北海道における資本と農業」。

第三章 戦時体制下の国有林経営 (第三期 昭和8年～昭和21年)

第一節 戦時体制と国有林経営

i 戦時体制の確立と国有林

この第三期は昭和8年から昭和21年までの14年間である。それは、「……日中戦争・太平洋戦争の真の発端¹⁾」となった満州事変を契機としての戦時体制、さらに戦時統制下の北海道国有林経営を対象とする。まず、この第三期に入って、満州事変による景気回復と昭和7年からの樺太林政改善によって北海道材の内地市場への再進出を可能にし、それらはまた国有林の立木価格の上昇をもたらした。

こうした北海道国有林経営をとりまく条件の中で、北海道国有林の経営を基本的に規定した拓殖計画の改訂問題がおこってきた。まず第一に、第二期拓殖計画の発足当時北海道に課されていた日本資本主義の「人口問題」「食糧問題」の「解決」がこの第三期に入ってからは他の地域に求められたのである。「人口問題」は、満州事変以降「そちら(満州……秋林)のほうへ目が向けられ」、「食糧問題にしろ、植民地台湾、朝鮮の産米計画が進展して、米は逆に生産過剰となり²⁾」、北海道の拓殖は色あせてきた。第二には、昭和恐慌、「昭和6, 7, 9, 10年の冷害凶作、あるいは水害」のために拓殖財源の自賄い主義が貫徹できず、一般財源から補充さ

第24表 拓殖費、国有林収入および森林費(第三期)

| | 拓殖費 (千円) | 国有林収入(A) (千円) | 森林費(B) (千円) | (B)/(A)×100 (%) |
|-------|-------------|------------------|----------------|--------------------|
| 昭和8年 | 28,904 | 5,876 | 2,899 | 49.3 |
| 9 | 25,128 | 8,811 | 3,231 | 36.7 |
| 10 | 33,490 | 10,469 | 3,244 | 31.0 |
| 11 | 25,995 | 11,950 | 4,201 | 35.2 |
| 12 | 27,766 | 18,825 | 5,128 | 27.2 |
| 13 | 25,566 | 21,939 | 6,267 | 28.6 |
| 14 | 29,506 | 32,519 | 9,260 | 28.5 |
| 15 | 32,763 | 43,494 | 11,960 | 27.5 |
| 16 | 44,315 | 58,250 | 20,214 | 34.7 |
| 17 | 48,039 | 59,326 | 24,790 | 41.8 |
| 18 | 49,345 | 63,834 | 24,647 | 34.6 |
| 19 | 92,754 | 74,626 | 31,678 | 42.4 |
| 10 | 102,798 | 66,236 | 41,592 | 62.8 |
| 第三期平均 | 42,797 | 36,627 | 14,547 | 39.7 |

注1) 「北海道第二期拓殖計画実施概要」より作成

2) 千円未満は切り捨てた。

れねばならなかった³⁾。たとえば、拓殖費のうち一般財源から補充されたものは、昭和8年で66%、昭和9年では実に86%に達する。こうした状況のもとで、第二期拓殖計画の改訂運動がおこるが、戦時体制への突入とともに消滅した⁴⁾。そして、戦時体制期では拓殖計画の方針は変更されて、「拓殖政策はすべて戦争完遂のための施策に集中され、食糧増産のための土地改良、国有林の斫伐による木材の供出、戦争末期の戦災者移民受入れ等に努力が払われた⁵⁾。

こうした拓殖政策の展開の中で北海道国有林経営に大きな影響を与えたのは、この第三期初頭では拓殖財源問題、戦時体制のもとでは「戦争完遂のための……国有林の斫伐による木材の供出」である。まず、北海道拓殖計画の財源と北海道国有林経営について述べよう。北海道国有林の収入と支出にあたる森林費が拓殖財源に組み込まれていることは、前期と変わらない。第24表に、この第三期の拓殖費、北海道国有林収入および森林費、森林費が国有林収入に占める割合を示した。これで見ると、国有林収入は、第二期では5,000千円台であったが、第三期に入って膨張しはじめ、戦時体制期に入ってさらに増大する。そして、国有林収入の拓殖費に占める割合は、第二期では20数%にすぎなかったが、第三期に入って増大しはじめ、戦時体制への突入とともに昭和12年では67%、昭和14年から昭和18年ではついに国有林収入が拓殖費を上回るにいたった。これに対して、北海道国有林の支出である森林費は、国有林収入の増大とともに増大する。

しかし、その増大の割合は国有林収入のそれに比較して低く、森林費の国有林収入に占める割合は第二期の50ないし60%から30%台へと大きく低下した。

第三期初頭では拓殖財源を確保するために北海道国有林からの収入の増大が図られた。これに対して北海道国有林は、第二期では年伐量水準に達するまでの森林伐採が行われなかったが、この財源確保の要請を受けて、後に述べるように年伐量水準、また、それを超えて森林伐採を行い、そして、満州事変、樺太林政改革の影響を受けた木材価格の上昇と相まって、前に述べたような国有林収入を実現した。以上のような国有林支出である森林費を押さえて、拓殖財源の確保に貢献したのである。

さらに、昭和12年の日中戦争への突入によって戦時体制を確立し、貿易統制によって、外材パルプ、綿花、羊毛が輸入制限されることとなった。このため国内でのパルプの自給自足が重要国策となり、また、外材の輸入制限による木材の不足を補うために、国有林からの森林伐採を激増した。また、これと同時に軍需用材の供出による増伐もこれに加わり、年伐量を多大に上廻った木材生産の展開をみるのである⁶⁾。北海道国有林は、この昭和12年からの戦時伐採を契機として北海道拓殖政策の遂行というよりも、「戦争完遂」という「国家目的」に沿って増伐を開始するのである。昭和12年以降の収入の激増は、この戦時増伐によってもたらされたものにほかならない。この戦時増伐によって北海道国有林経営は拓殖政策というより「戦争完遂」という国家目的に位置づけられたが、拓殖計画それ自体も戦時体制下のもとで変質したことを付け加えておく。すなわち、拓殖事業それ自体も「戦争完遂」のために食糧増産の

ための土地改良、国有林の斫伐による木材の供出、戦争末期の戦災者移民受入れを主要な事業とするにいたった。このうち「木材供出」について言えば、第23表にみたように、昭和15年から拓殖費に占める森林費の割合が極度に高くなり50%以上にも達し、この森林費はほとんど国有林の伐出事業に支出されたのであるから、いかにこの戦時増伐が激しかったかがうかがえる。

以上にみたように、北海道国有林はこの第三期の初頭から増伐を開始し昭和12年以降では戦時伐採を行なうが、他方では、後に詳しく述べるように昭和14年「国有林産物ノ価格並ニ配給統制要綱」を発表して、国有林の立木処分、官行斫伐製品の払下げを統制するとともに「地方造材事業協会」「製材工場組合」などの形で木材関連資本を組織し、戦時統制機構を作り上げていった。

ii 戦時体制下の国有林管理・経営体制

この第三期の北海道国有林の管理経営体制は、基本的には第二期のものをひきつぐ。しかし、戦時体制への突入とともに昭和12年に営林区署のもとに営林作業所を設置して戦時増伐を支えた。この営林作業所規程は資料2として揚げたとおりである。これで見ると営林作業所の業務は、営林区署の業務とほとんど変わりがない。この営林作業所の設置当初は、営林区署の管轄面積が大きく、「而も今後事業の充拡整備に伴ひ、営林区署の手足の延長として適当な実行機関設置の必要は頗る緊切となつて……植伐の纏つた事業区に営林作業所を設け之に事業実行を専務とする技術者を配置し、営林区署長の指揮の下に全能力を挙げて国有林経営の完璧を期せん」⁷⁾とするものであった。この営林作業所は、昭和12年では、函館の若松、旭川の落合、遠軽の濁川、網走の上札鶴、陸別の足寄と計五カ所に設定された。その後の戦時体制の強化とともに営林作業所の増設が続けられ、太平洋戦争の開始とともに、営林作業所のなかから営林区署に昇格させた例もある。昭和18年にいたっては、この営林作業所を廃止して、従来の道有林を組み込んで営林区署を増設し、ついに従来の国有林と道有林は29営林区署によって管理・経営されることとなった。この営林作業所の増設・廃止、営林区署の増設の過程は、「国有林経営の完璧を期す」ものではなく、まさに戦時増伐を支えていく過程であった。

第二節 施業案編成と施業方針

i 施業案編成方針

この時期の施業案編成方針は、次の二つに分けられる。この第三期の初期の施業案編成方針は、前期の大正9年に制定された「北海道国有林施業案編成規程」によつていた。これについては、前期のところで述べたのでここでは触れない。

戦時体制期に編成された施業案には、支那、満州事変を契機とする日本資本主義の帝国主義的侵略を開始した後の戦時木材需要に対応するための臨時検訂案と太平洋戦争に突入し敗戦の色濃くなった昭和19年に全道的に編成された戦時伐採案があった。ところがこれらの編成

方針についての資料がないので、ここでは詳細に述べることができない。ただ言えることは、臨時検訂案と戦時伐採案を貫ぬいていたのは戦時体制に応えた増伐方針であったということである。この点については、足寄事業区の臨時検訂案と足寄事業区に接した埴別事業区の戦時伐採案を検訂することによって示そう。

ii 施業案編成と施業方針

足寄事業区の施業案を分析する前に、この第三期の北海道国有林の施業案がどのように編成されたかを概観しておこう。

まず、第三期の北海道国有林では、第二次調査による施業案編成が大部分である。このことは、北海道国有林の大部分で施業案の編成が終了し、検訂案の編成に入っていることを示している。そして、太平洋戦争突入直前から戦時伐採に対応した臨時検訂案の編成が進行し、日本帝国主義の崩壊を目前に控えた昭和19年からは「戦力集中」のための戦時伐採案が編成されるにいたった。こうした施業案のもとでも北海道国有林の作業種は前期と同様に択伐作業が中心であり、皆伐および前更作業は、前期よりも減少している。次に、これらの施業案に示された第三期の施業方針がどのようなものであったかを、埴別営林区署の足寄事業区を中心に試してみよう。

① 昭和8年の施業案（足寄事業区第二次検訂案）

まず、林班区画についてであるが、林班・小班数では小班が8個増えた程度で、前期とほとんど変わらない。

事業区面積37千町歩を、普通林地33千町歩、施業制限地3千町歩、除地1千町歩に分け10年間の伐採面積を8,524千町歩とした。作業法は、前期と同様に、トドマツ・エゾマツ混交連年択伐喬林作業とし、更新方法は、後に詳しく述べるように天然更新によることにした。

輪伐期は「伐根ヨリ直径（胸高直径……秋林）ヲ推定」して120年、伐採列区は3個設置して、前期と変わらない。回帰年は40年である。択伐率は「各林分ノ位置地況等ニ鑑ミ林木ノ利用搬出関係伐採跡地ノ更新状態ヲ考慮シ収穫保続ノ安全ヲ期シ各林分ニツキ最モ適ト認ムベキ択伐率ヲ予定」し、33%を標準にその択伐率を林分ごとに変えた。収穫規整法は、前期と同様に森林面積が大きく林相も大差ない場合は材積平分法、面積平分法のいずれによっても大きな違いがないとしながらも、「将来実行ニアタリテ確實性アリ且ツ速カニ法正林ニ誘致シ得ル」という理由から面積平分法を採用している。

以上の結果、年伐標準面積は833.42町歩、その第1施業期の収穫予定量は針葉樹1,158千石、広葉樹507千石となったのである。

次に、伐採方法について試してみよう。伐採対象木は、前期では一尺二寸上を伐採するとしたが、この施業案では「林相ノ改善及林分ノ更新関係ニ考慮ヲ払フ必要上直径ニ拘泥スルコトナク」伐採することにした。すなわち、前期よりも森林の更新を考慮した伐採方法をとりうとしたことがうかがえる。この施業案における更新方法は、すべて天然更新によっていた。ここ

で人工造林を計画しなかったのは、「……現実林相ヨリ一步進ミタル次代ノ林相ヲ誘導セムニハ極メテ優秀ナル技術ニ俟ツベキモノ……」であって、「……実行ニ際シ充分慎重ナル計画」によらねばならないとし、「……現在ノ施業案調査ノ精度ニテ之ガ決定ハ至難」であるとしていることからわかるように、人工造林技術の未確立なためであった。天然更新は、天然生稚樹によって更新することを原則として、全面積の1/10を標準に「補植作業ノ可能ナル箇所」に補植を計画し、手入作業は伐採後5年を経過してから伐採面積の1/5を対象にして行うとした。すなわち、天然更新面積の30%に天然更新補助作業を行い、残りの70%は自然生育によっていた。

② 昭和15年の検訂案(足寄事業区臨時検訂案)

臨時検訂案の編成は、「……昭和12年支那事変ヲ契機トスル経済界産業ノ著シキ変動ニ伴ヒ木材界ニ於テモ亦必然的ニ大ナル影響ヲ蒙リ国内ニ於ケル木材ノ需要ハ躍進的増加ノ一途ヲ辿リ前案編成当時ニ比シ諸般ノ事情甚ダシク相違」したことを理由とした。つまり、この臨時検訂案は日本資本主義の帝国主義的侵略戦争を支えるための木材増伐案として編成されたものにはかならない。この臨時検訂案の特徴を簡単に述べると、まず第一に、その施業期が従来の10年から5年に短縮されたこと、第二には、検訂案編成のための調査の重点が土壌・林相・成長量などに重点がおかれていること、さらに、輪伐期・回帰年が短縮されて、伐採面積の拡大と伐採量の増大が意図されていることなどである。以上のことを念頭に置いて、この臨時検訂案の施業方針をみてゆこう。

作業法は、これまでのトドマツ・エゾマツの針葉樹を主林木としたものからトドマツ・エゾマツの針葉樹と広葉樹を主林木とする針潤混交択伐喬林作業へ変った。輪伐期はこれまでのトドマツ・エゾマツ120年からトドマツ・エゾマツ100年広葉樹140年へ、回帰年は40年から20年へと短縮された。施業期も前に述べたように10年から5年へ短縮された。収穫規整法は、面積平分法で昭和8年の第二次検訂案と変わらない。伐採列区は、「専ラ林産物ノ需給及搬出関係作業ノ便否等ヲ考慮シ之等ノ関係ニ依(傍点は……秋林)って、前案の3個から5個に増加された。この伐採列区の増加は、林産物の需給と搬出の関係からもたらされたのである。

さらに、択伐率は将来の森林蓄積を一町歩当り千石に導くとして原生林と既伐採跡地とは異った。原生林では針葉樹蓄積の34.6%、広葉樹蓄積の17.7%、既伐採跡地では針葉樹蓄積の22.3%、広葉樹蓄積の34.6%を択伐率としたのである。この結果、年伐面積は1,430.4町歩、年伐材積は針葉樹196,938石と広葉樹99,727石との計296,665石と、これまでと比較して、年伐材積が急増していることが指摘できる。

事実、後に触れるように、戦時体制に入ってからこの足寄事業区ばかりでなく北海道国有林全体がその伐採量を急増させる。

次に、伐採方針について述べよう。伐採対象木の選木は「第一不良木(劣勢木・被圧木・有菌木・損傷木の利用可能木……秋林)ヲ第一トシ、次イデ過熟大径木ヨリ順次選定シ所定ノ

伐採量＝達センチメ」ようとするものであった。しかし、実際には戦時体制のもとでは従来よりも一層良木択伐にならざるを得なかったと推定される。伐採にあたって、単木択伐ばかりでなくて、群状択伐も合わせて採用された。

更新方法については、昭和11年から北海道国有林で林相改良事業が開始され、足寄事業区でも林相改良事業が計画された。この足寄事業区の林相改良事業による人工造林計画が172町歩、さらに、既伐採跡地の361町歩と本期伐採予定地のうち361町歩に人工造林を計画し、人工造林の計画は、5年間で1,041町とした。そして、この人工造林の植栽本数は、皆伐跡地に2,500本、択伐伐採跡地には1,000本を予定した。その更新方法には、この特殊林相改良事業による人工造林のほかに、天然更新が予定され、これがこの時期の更新方法の中心をなした。天然更新の補助作業は、5年間で蔓切除伐を1,439町歩予定した。

③ 戦時伐採案（陸別事業区戦時伐採案）

昭和19年、戦前期日本帝国主義の崩壊を目前にして北海道国有林では戦時伐採案を編成した。

それは、これまでの施業案と異って、更新を全く放棄した文字通りの「伐採案」である。足寄事業区でもこの戦時伐採案が編成されたと思われるが、この戦時伐採案を発見できなかった。ただ、足寄事業区に隣接した陸別事業区の「戦時伐採案簿表」があるので、その中の「本案実行＝関スル指示事項」から、戦時伐採案がどのようなものであったかをみることにする。陸別事業区の「本案実行＝関スル指示事項」は、次の五項からなっている。

- (1) 本案ハ自昭和20年度至同22年度ケ三年分トス仍而年度別伐採箇所ハ現地ノ状勢ニ応ジ営林区署ニ於テ適宜決定スベシ
- (2) 本案編入箇所ハ専ラ搬出関係ヲ考慮シ利便ノ地ヲ選定セリ
- (3) 伐採木ノ調査ニ当リテハ大径木ヨリ順次選定シ所定伐採量ヲ確保スベク国土保安上大ナル支障ナキ限り利用可能ナルモノハ全部伐採スルモ差支無ク從テ適木伐採ノ為生ズル相当面積ノ皆伐又止ムヲ得ザル可ク且ツ之ニ伴ウ伐採率超過ハ差支ナン此際ト雖モ将来ノ造林関係ヲ考慮スベキニ論ナン
- (4) 造林案ニ於テハ伐採ニ伴ウ要植栽面積ノ概数ヲ記載セルニ止メタルヲ以テ植栽ノ時期到来セバ営林区署ニ於テ精査ノ上実行スベシ
- (5) 施業案要領欄ニ於テハ林況地況ノ概要搬出関係ヲ略記セリ

これで見ると、北海道国有林の戦時伐採案は、「専ラ搬出関係」だけが考慮され、「利用可能ナルモノハ全部伐採」し「相当面積ノ皆伐又止ムヲ得」ないというほど更新に全く考慮が払われていない文字通りの「伐採案」であったといつてよい。こうした無計画的な戦時伐採案の編成は、戦前期日本帝国主義の崩壊を目前にした最期の足掻きにすぎなかった。

第三節 諸事業の実績

この第三期の北海道国有林の事業の中で最も大きなものは立木処分と官行斫伐事業による伐出事業であることは前期と同様である。森林鉄道を軸にして展開する官行斫伐事業については節を新ためて述べることにして、ここでは伐出事業のうちの立木処分と育林事業を中心にして述べる。

この第三期の北海道国有林の諸事業の事業費を概観しておこう。ただ昭和15年以降の統計書がないので、昭和15年以降の事業費の内訳を示すことができない。昭和8年から昭和20年までの事業費と昭和8年から昭和14年までの事業費の内訳を示したのが第25表である。まず第一に指摘しておかねばならないことは、戦時体制下でその事業費が激増し、太平洋戦争への突入とともに事業費は第二期の10数倍に達したことである。この中で最も増加の著しいのは官行斫伐事業であり、それに伴って森林鉄道および軌道の設置費が増大した。森林鉄道と軌道の設置は、第二期では大正8年から始まり昭和2,3年ごろになって一段落し、この第三期では昭和13年ごろからその敷設が再開されるが、昭和15年から中止される。そして、この代わりに、車道の新設へと移っている。造林事業費は昭和10年ごろから増加するが、それは特殊林相改良事業の開始によって人工造林がこの第三期初頭に積極的に展開したためと思われる。だが、昭和18,19年から育林事業が全く放棄されたことについては施業方針のところ述べたとおりであり、昭和15年以降では官行斫伐事業に事業費が集中された。すなわち、この

第25表 国有林の事業費の内訳とその推移

| | 常務費 (千円) | 測量費 (千円) | 施業案 調査費 (千円) | 森 林 監 護 費 (千円) | 造林費 (千円) | 病虫害 防除費 (千円) | 林 内 歩道費 (千円) | 林 殖 設 置 費 (千円) | 官 行 斫 伐 事 業 費 (千円) | 林 鉄・ 軌 道 設 置 費 (千円) | その他 (千円) | 合 計 (千円) |
|------|-------------|-------------|--------------------|----------------------|-------------|--------------------|--------------------|----------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 昭和8年 | 46 | 33 | 36 | 86 | 383 | 15 | 35 | — | 790 | 155 | 268 | 1,755 |
| 9 | 64 | 44 | 44 | 67 | 381 | 11 | 30 | — | 1,083 | 166 | 267 | 2,604 |
| 10 | 63 | 46 | 41 | 71 | 391 | 11 | 34 | — | 1,033 | 200 | 263 | 2,062 |
| 11 | 89 | 49 | 44 | 74 | 577 | 11 | 56 | — | 1,508 | 261 | 322 | 2,899 |
| 12 | 64 | 44 | 36 | 70 | 631 | 11 | 53 | — | 2,255 | 303 | 356 | 3,732 |
| 13 | 77 | 50 | 51 | 65 | 746 | 11 | 48 | — | 2,558 | 824 | 464 | 4,801 |
| 14 | 109 | 47 | 73 | 71 | 1,142 | 14 | 57 | — | 4,666 | 698 | 592 | 7,378 |
| 15 | | | | | | | | | | | | 9,825 |
| 16 | | | | | | | | | | | | 17,355 |
| 17 | | | | | | | | | | | | 21,806 |
| 18 | | | | | | | | | | | | 21,818 |
| 19 | | | | | | | | | | | | 28,857 |
| 20 | | | | | | | | | | | | 38,483 |

注1) 「国有林事業成績」, 「北海道第二期拓殖計画実施概要」より作成。

2) 千円未満は切り捨てたので、合計は必ずしも合わない。

3) 昭和15年以降は資料の都合で内訳を示すことができない。

第三期の北海道国有林は官行斫伐事業と立木処分の伐出事業への傾斜を深め、戦時増伐を遂行した。

i 伐出事業

第三期の伐出事業は前期と同様に立木処分と官行斫伐事業によって行われた。ただ、戦時体制の末期にいたって石油の輸入が途絶したなかで北海道国有林は官行製炭事業を開始したことを付け加えておく。この第三期の伐出事業の実績は第26表にみるとおりである。このように、第二期では伐出事業は年間の平均が約400ないし500万石にすぎなかったが、昭和7年に一躍その1.5倍になり、戦時統制への突入とともに激増を続け、そのピーク時である昭和18年には実に22,113千石に達した。この戦時体制期の国有林の森林伐採は、前に述べたように「専ら搬出関係」の便利な、したがって、森林鉄道沿線、河川の近くに集中されたのである。この意味で、戦時伐採による乱伐は里山地帯に集中されたと言ってよい。奥地林を含めて北海道国有林の森林破壊が広範に進行したのは、昭和30年代以降の「高度経済成長」期のものである⁹⁾。

こうした第三期の伐出事業を官行斫伐事業と立木処分に分けて考察しよう。官行斫伐事業は、後で詳しく述べるとしても、次のことを指摘しておきたい。官行斫伐事業は、前期では約100万石台で、北海道国有林の伐出事業のうちの約20%前後にすぎなかった。しかし、昭和7、8年ごろから増加しはじめ戦時体制に及んで激増し、そのピークの昭和19年には、前期の7ないし8倍にあたる780万石に達する。そして、官行斫伐事業は、北海道国有林の伐出事業の

第26表 国有林の伐出事業の内訳とその推移 (第三期)

| | 立 木 処 分 | | | | | | | | 官 行 斫 伐 | | | 合 計 | |
|------|---------|------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|
| | 年 期 特 売 | | | | 公 売 及 特 売 | | | | 計 | N | L | | 計 |
| | N | L | 薪炭材 | 計 | N | L | 薪炭材 | 計 | | | | | |
| (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | (千石) | |
| 昭和8年 | 992 | 94 | — | 1,037 | 1,813 | 1,424 | 1,242 | 4,531 | 5,568 | 1,293 | 208 | 1,502 | 7,071 |
| 9 | 884 | 51 | — | 935 | 1,454 | 910 | 1,293 | 3,659 | 4,595 | 1,516 | 258 | 1,774 | 6,369 |
| 10 | 768 | 30 | — | 799 | 1,397 | 1,088 | 1,461 | 3,946 | 4,726 | 1,626 | 255 | 1,882 | 6,608 |
| 11 | 643 | 22 | — | 660 | 2,162 | 1,598 | 2,093 | 5,854 | 6,520 | 2,249 | 499 | 2,749 | 9,269 |
| 12 | 858 | 19 | — | 884 | 1,916 | 1,687 | 1,792 | 5,389 | 6,274 | 2,672 | 422 | 3,094 | 9,368 |
| 13 | 792 | 8 | 1,270 | 802 | 2,224 | 1,170 | 1,817 | 5,212 | 6,014 | 2,179 | 423 | 2,603 | 8,617 |
| 14 | 850 | — | — | 850 | 1,903 | 1,804 | 2,673 | 6,413 | 7,263 | 3,693 | 694 | 4,388 | 11,652 |
| 15 | | | | | | | | | 10,402 | 4,656 | 512 | 5,169 | 15,571 |
| 16 | | | | | | | | | 10,434 | 4,552 | 535 | 5,087 | 15,521 |
| 17 | | | | | | | | | 11,301 | 4,656 | 512 | 5,169 | 16,470 |
| 18 | | | | | | | | | 15,539 | 5,752 | 824 | 6,577 | 22,113 |
| 19 | | | | | | | | | 12,213 | 6,837 | 1,050 | 7,887 | 20,100 |
| 20 | | | | | | | | | 12,253 | 5,521 | 725 | 6,247 | 18,500 |

注1) 「国有林事業成績」、「北海道林業統計」および「林業統計要覧」より作成。

2) 千売未満は切り捨てたので、計および合計は必ずしも合わない。

3) 昭和15年からは資料の都合で、立木処分の内訳を示すことができない。

中で30%から40%を占めるにいたる。この戦時伐採は、官行斫伐事業の拡大によってその大部分を支えられたと言ってよい。この官行斫伐事業は、前期では北海道木材業組合連合会を中心とする激しい反対論があったが、第三期に入ってからには戦争遂行の目的のためにその利害関係が隠蔽され、地域的な拡大とその事業の通年化がもたらされた。

次に、立木処分について触れよう。第二期にあって北海道国有林の伐出事業のうちの80%近くで300ないし400万石であった立木処分は、第三期に入ってから600万石、さらに戦時体制の強化される中で1,000万石へと拡大した。しかし、前に述べたようにこの第三期の伐出事業では官行斫伐事業の拡大が著しく、立木処分は60%へとその相対的な比重を低下させた。

第三期の北海道国有林の立木処分の形態は、昭和14年までは前期までと同様に公売、特売、年期特売の三つの形態があった。だが、昭和13年に「総動員法」が公布されるにおよんで、北海道国有林は低物価政策の貫徹と木材の統制を行うために昭和14年10月「国有林産物価格配給統制要綱」を発表した。これによって従来からの立木処分の公売制度が廃止され、臨時特売制度がそれにとって代わった。したがって、これ以降の北海道国有林の立木処分の形態は臨時特売・年期特売・特売となったのである。

昭和8年から昭和14年までの北海道国有林の売払形態別の立木処分については先にあげた第26表に示してある。これで見ると、第三期に入ってから年期特売による立木処分が前期までの120ないし130万石から80万石へと減少するのに対して、年期特売を除いた特売と公売による立木処分が増加している。この特売・公売による立木処分のうちで著しく増加したのは薪炭材であり、それは民有林での森林資源の枯渇もさることながら、戦時体制のもとの石油輸入の途絶によるエネルギー危機への対応として北海道国有林が製炭業者への製炭原木の払下を増大させたことによることが大きい。この点については後に足寄事業区での立木処分を検討するときに再び述べる。さきに述べたように年期特売による立木処分は減少するが、この減少は用途別にみると紙・パルプ用材以外のものが最も著しい。こうした中で、紙・パルプ資本への年期特売による立木処分も前期の100万石から80万石へと減少するとはいえ、この第三期にあっては紙・パルプ資本への立木処分による優遇は基本的に貫徹されていた。第三期における王子製紙と国有林との間の年期特売契約書は手許に昭和9年9月18日に沙流事業区での昭和9年度から昭和18年度までの10カ年間のものがある¹⁰⁾。この契約書の内容は、契約面積5,230町歩、針葉樹材積1,166.4千石を10年間で売り払い、大正14年8月28日の「北海道国有林野産物売払規則」と契約書の全条項17条を承諾することとしている。それは前期で示した大正10年の年期特売契約書の内容と基本的には同じである。ただ、大正10年のものとは次の二つの点で異なる。その第一点は、前契約では「引渡ヲ受ケタル物件ハ製紙原料ニ供スル」としていたが、この契約では「一割以内ハ丸太、角材等素材販賣用ニ供スルコトヲ得」としたことである。すなわち、製紙原料として払下げを受けたものの一部を販売してもかまわないとされた。この点は、戦後段階で紙・パルプ資本がその技術革新によって原木を針葉樹から広

葉樹に転換し、国有林の立木処分を利用して中小の製材資本を系列化し従属させたが、その芽はこの第三期に用意されていたのである。第二には、前契約書にはなかったが、「年割額ノ引渡ハ前条代金（国有林が引き渡しのつど査定した代金……秋林）完納後十五日以内ニ着手スルモノトス」とされたことである。以上の二点以外は、基本的に前契約書と同じ内容である。こうした年割特売契約によって王子製紙に売払われた立木の造材は、前期と同様に専属造材請負業者によって請負われた。塗別管林区署の美里別事業区の造材は坂本木材によって請負われ、そのもとにおける労働組織・伐出技術などでは第二期とほとんど変わりが無い。このように紙・パルプ資本への年割特売による立木処分によって優遇されていたばかりでなく紙・パルプ資本へは官行斫伐事業の製品も年割特売によって売払われ、第二期までの年割特売での立木処分による原木の量が確保されていた。

これに対して、製材その他の資本への年割特売による立木処分は先にも触れたように前期の約30万石から10万石、さらに、1万石へと著しく減少した。さらに、製材その他の資本への官行斫伐事業の製品の年割特売による払下は9万石にすぎない。したがって、この第三期に入ってから紙・パルプなどの大資本への立木の売払、官行斫伐事業の製品の売払を通じての優遇政策は依然として貫徹されたと言ってよいであろう。

昭和15年以降の北海道国有林の伐出事業は更新・年伐量への考慮が払われじ、もっぱら搬出関係が便利な場所から集中的に伐採されたことは前にも指摘しておいた。以降では、この伐出事業が戦時統制との関連でどのように進展したかを述べよう。

木材の戦時統制は、昭和12年の日華事変を契機として日本資本主義が戦時体制へと突入する中で、南洋材および米材の輸入統制とその配給組織を結成させた昭和12年の「輸入に関する臨時措置に関する法律」を嚆矢として始まった¹¹⁾。北海道国有林が木材統制に組み込まれていくのはさきに触れた「国有林産物価格配給統制要綱」からである。これは「国有林産物売払処分」を梃子にして日本資本主義の危機を乗り切るための「政府ノ物価抑制政策」一低賃金政策一を貫徹させようとするものの一つにほかならない。今までのところこの「国有林産物価格配給統制要綱」の原文を手に入れることができないが、その大まかな内容については卯林産第2303号「国有林産物ノ価格並配給統制実施ニ関スル件」の別紙「国有林産物価格並配給統制要綱解説」によって知りうる。なお、この卯林産第2303号「国有林産物ノ価格並配給統制実施ニ関スル件」とその別紙「国有林産物価格並配給統制要綱」解説は資料4としてあげてあるので参照されたい。

北海道国有林の「林産物価格配給統制」の法的な位置づけは昭和12年以降から進展した国家統制の一環としての昭和14年10月16日勅令第703号「価格等統制令」と昭和14年10月19日閣令第13号「価格等統制令施行規則」に準拠するものであった。すなわち、この「国有林産物価格配給統制要綱」によって北海道国有林は戦時国家独占資本主義体制に組み込まれたと見てよい。なお、瀬川 清「北海道ニ於ケル木材界事情」によれば、昭和14年か

らそのほかの国家的林野所有一御料林，地方費林，大学演習林—においても従来から立木の私下制度を変えて臨時措置をとった。

北海道国有林の「林産物価格配給統制」の内容は，まず，さきに述べたように立木処分の売払形態のうちの公売と特売を廃止して，臨時措置としての特売，すなわち，臨時特売とした。この臨時特売は，従来までの特売に認められていた「慣行・縁故」を認めないというものである。その私下価格については，昭和15年度は昭和14年5月の売払成績と市場相場を参考に，昭和16年度は協定価格，昭和17年度は公定価格に準拠して査定された。さらに，私下げられた物件に対しては「配給調整ノタメ」に「売払物件ニ対シテ特殊仕様品ノ生産ヲシ又ハ素材並ニ製品ノ売払先ヲ指定スルコト」さえもあり，その製品の販売価格についても北海道国有林の承諾を受けねばならず，いわば立木処分を受けた後の木材の生産・流通過程まで国家的統制がおよぶものであった。また，国有林の立木処分の私下の順位は次のように定められている。それは，第一に軍需用材，第二に輸出原材料，第三に公用および公共用材，第四に生産拡充用材（製紙パルプ，坑木，生産拡充計画の工場，鉱山等の用材），第五には一般民需用材という順位で，軍需用材が最優先され，戦争の完遂という国家目的が貫徹されている。この「国有林産物価格配給統制要綱」は昭和17年に北海道地方木材株式会社（地方木材株式会社を以下では地木社と略す。）が設立されるまで実行された。

民有林まで巻き込んだ北海道での木材統制は昭和15年の「用材配給統制規則」によって強権的に開始された¹²⁾。瀬川 清によればその統制機関は，「北海道庁ノ助成指導ニ依ル間伐計画ニ基キ生産用材」については北海道林業会，「其ノ他用材」は北海道木材業組合連合会が統制機関となった。つまり，北海道民有林の指導機関であった北海道林業会，前期まで木材資本家団体であった北海道木材業組合連合会は，統制機関へと変質したのである。そして後に，北海道地方木材株式会社が設立されて，北海道林業会と北海道木材業連合会は解散し，北海道地木社が統制機関となった。

昭和16年に「木材統制法」が公布され，日本木材株式会社（以下では日木社と略す。），地木社が設立されて，さらに統制が強化される。ここで，日木社の下部組織であった北海道地木社について述べておこう。

北海道地木社は，「木材統制法」に基づく生産実体として昭和17年5月15日に札幌に設立され，道内各地にその出張所をおいた。資本金1千万円，株主総数665名，日木社が5万株，御料林が1万株，民間所有株が14万株の計20万株であり，三井物産を中心とする民間の1千株以上の所有者が23店におよんだ。その目的は「木材統制法」の第34条に示されるごとく「北海道ニ於ケル木材生産並ニ其ノ需給円滑及価格ノ公正ヲ図ル為ニ必要ナル事業ヲ営ム」ものであった。その事業内容は，第一に「北海道ニ於ケル立木ノ買入及伐採」，第二に「北海道ニ於ケル木材ノ生産」，第三に「北海道ニ於テ生産又ハ消費サレル木材ノ買入及売渡並ニ販売ノ受託」，第四に「前各号ニ附帯スル事業」，第五に「前各号ノ外会社ノ目的達成上必要ナル事

業」である。こうした事業を実行するための下部組織として、全道を13地区にわけてそれぞれに伐出組合・製材組合・小売商組合を結成すると同時に、全道を対象とした道外向北海道材取扱組合・北海道坑木取扱組合・北海道枕木組合をもつもので、この諸組合が北海道地木社の事業を実行するための実質的な組織であった。その地区割は次のとおりである。

- 第一区 道南地方 桧山，渡島支庁，島牧，寿都，歌棄郡（後志支庁）ヲ含ム
- 第二区 日振地方 日高，胆振支庁，勇払郡（上川支庁）ヲ含ム
- 第三区 札樽地方 石狩，後志支庁
- 第四区 空知地方 空知支庁
- 第五区 上川地方 上川支庁（天塩郡，上川郡，中川郡ヲ除ク）
- 第六区 留萌地方 留萌支庁（天塩郡ヲ除ク）
- 第七区 天塩川地方 天塩国，上川郡，天塩郡ヲ含ム
- 第八区 宗谷地方 宗谷支庁
- 第九区 紋別地方 紋別郡
- 第十区 網走地方 網走支庁（紋別郡ヲ除ク）
- 第十一区 十勝川地方 十勝支庁（足寄郡ヲ含ム）
- 第十二区 釧路地方 釧路支庁（足寄郡ヲ除ク）
- 第十三区 根室地方 根室支庁

この地木社の地区割は戦時体制の深化の中でさらに細分されたようであるが、それを明確にできない。ここで、北海道国有林と直接に関係し、また、北海道国有林からの立木処分（立木を造材した伐出組合と製材組合について触れておく。伐出組合は、「国家総動員法」に基づく「賃金臨時措置令」による低賃金政策、さらに、低物価政策の一環としての低材価格政策を貫徹するために道庁指導によって昭和14年北海道の19地区に組織された地方造材組合と昭和16年に設立された北海道地方造材事業協会連合会をその前身とする。昭和17年に北海道地木社が設立されて、地方造材組合は伐出組合となる。この伐出組合は、「木材統制法ノ趣旨ニ則シ道地木社指導ノ下ニ地区内ニ於ケル木材ノ生産並其ノ配給ノ円滑及価格ノ公正ヲハカルタメ必要ナル事業ヲ営ム」ことを目的とし、次の九項目の事業を行うものである・第一に「立木ノ買入並売渡」、第二に「長官（北海道庁長官のこと……秋林）並道地木社ノ指示シタル生産計画ニ基ク素材ノ生産」、第三に「長官並道地木社ノ指示シタル配給方法ニ基ク生産材ノ販売並取扱」、第四に「労力及労働賃金ノ調整」、第五に「木材ノ生産ニ必要ナル物資ノ獲得並之カ配給」、第六に「起業ノ合理的整備」、第七に「生産費及立木価格ノ適正ニ関スル」こと、第八に「生産技術ノ向上能率ノ増進経営ノ改善其他斯業ノ発達ニ関スル」こと、第九に「其他組合ノ目的達成上必要」なこと。そして、組合員資格は、「木材統制法ニヨリ木材業ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ地区内ニテ生産ヲ為ス者」、「伐出造材又ハ運材ヲ業トスル者ニシテ北海道長官必要ト認メタル者」、「木材ノ配給調整上特ニ長官必要アリト認メタル者」のいずれかの項目にあて

はまるものであった。以上にみたように、伐出組合は、従来からの地場の造材業者を上から組織した生産実行・統制組織であり、また、「労力及労働賃金」調整ノ機関であると同時に、造材事業のための「物資ノ獲得並之カ配給」機関でもあった。北海道国有林の立木処分ノ年期特売と特売によるもの以外は地木社ノ設立とともに地木社へ払下げられるようになり、この立木ノ伐木・造材を伐出組合が担うにいたったのである。

他方、製材組合は、賃金協定と製材賃挽料ノ協定、物資ノ協同購入を主要な事業内容として道庁ノ指導のもとに組織された製材工場組合をその前身とする。この製材組合は、「木材統制法ノ趣旨ニ則シ道地木社指導ノ下ニ地区内ニ於ケル製材ノ生産ノ為必要ナル事業ヲ営ム」ことを目的として、伐出組合と同時に設立された。その事業は、製材ノ生産実行と統制、製材労働力と賃金ノ統制、製材ノための「物資ノ獲得並之カ配給」、「製材工場整理統合」などである。その組合員ノ資格は、「地区内ニ於テ道地木社ヨリ製材工程ノ全部又ハ一部ノ臨時委託ヲ受ケタル者」、「道地木社製材工場」、「木材ノ配給調整上特ニ長官必要アリト認メタル者」のいずれかにあてはまるものであった。この製材組合ノ結成にあたって現存する製材工場を整理統合することを予定したが、戦争遂行ノための「生産拡充計画」と矛盾するためにとりやめ、地木社が有力工場を8工場買収することにした。

以上のように、伐出組合、製材組合、その他も昭和17年10月には結成を終り、北海道ノ木材生産・流通までノ統制組織が完成した。

この地木社ノ設立によって、北海道国有林ノ伐出事業は、立木処分ノ場合は地木社に売払われて伐出組合によって造材され、官行斫伐事業による製品は地木社に販売されるようになった。北海道国有林ノ立木処分ノ大部分は北海道地木社に売払われたが、北海道地木社を通さずに直接に需要者に売払われる場合もあった。この間ノ事情を示すものとして昭和19年4月日申林産1269号「立木売払処分ニ関スル件」がある。これを資料5として後掲する。

これで見ると、直接に立木が払下げられたのは、自家用材、公共用材、1千石未満ノ被害木と製炭原木ノ払下げであった。それと最も大規模なものは年期特売によるものである。この年期特売による立木処分は紙・パルプ資本が9割方を占め、戦時体制に入ってもそれが変わらない。

陸別営林区署ノ国有林ノ第三期ノ立木処分を示したのが第27表である。この国有林は、前に述べたように昭和17年に足寄営林区署と陸別営林区署ノ二つに分割された。昭和19年ノ立木処分は、この分割された後ノ陸別営林区署ノものを示してある。これで見ると、昭和10年ノ141千石から戦時体制下ノ昭和15年では141千石と急増している。昭和10年では王子製紙へノ立木処分が約6万石と陸別営林区署ノ立木処分ノ半分近くを占めている。そして、それに次いで地元業者へノ販売および工場原料用材が5.3万石を占め、製炭業者国安専次へノ8千石ノ払下げが行われ、その外は地元住民へノ薪材ノ払下が大半である。昭和15年にいたり、陸別営林区署でノ立木処分は激増するが、その中でも著しいのは製炭原木ノ払下げであ

る。製炭原木の払下げは、昭和10年では滝別事業区だけであり、1業者に対して行われたにすぎないが、昭和15年では全ての事業区で製炭原木の払下が行われ、その対象は12業者であった。製材用材は、滝別地方製材工場組合を通して立木処分がされた。昭和19年になって、製材および販売用材は全て地木社を通して立木処分が行われた。その他は全て紙・パルプ資本、製炭業者、地元農民に直接払下げられたのである。さらに軍用材が直接に軍部に払下げられていることは、戦時体制期の特徴を示すものとして興味深い。

以上にみてきたように、北海道国有林の伐出事業は、従来は官行斫伐事業、紙・パルプ資本への年期特売による立木処分、製材・造材業者への立木処分、そして、地元住民への特売による立木処分によって実行されてきた。しかし、戦時体制期に入って、この立木処分を梃子にしながら製材資本、造材業者などの木材関連資本の組織化を押し進め、戦時体制下での木材統制組織を完成させる。そのもとでの伐出事業は、官行斫伐事業・紙・パルプ資本への年期特売による立木処分・製材および販売用材の地木社への臨時特売による立木処分・製炭業者への製炭材の立木処分・地元住民への薪材の立木処分によって実行された。払下げを受けた王子製紙の伐出事業は坂本組によって請負われたが、この滝別地区での責任者は先にのべた畑中重兵衛である。畑中重兵衛は滝別地区の伐出組合の搬合長になり、戦後直後に独立して製材業と造材業を兼営し、国有林から随意契約による立木処分を受けるにいたる。このように戦時統制組織に組み込まれた業者が戦後にいたって国有林から立木処分を受ける権利を獲得したのであろう。ともあれ、戦時体制下の木材増産は、既成の生産力を発展させるものではなく、また、前期的伐出労働組織の近代化をもたらすものでなかった。こうした伐出労働組織の近代化、生産力の発展は戦後の課題として残しながら、戦前期日本帝国主義は崩壊を迎えた。

ii 育林事業

第三期に入っても北海道国有林の作業法は依然として択伐作業であったために、育林方法も天然更新を中心にしてきた。この第三期の育林事業の実績は第28表に示した通りである。

前期と比較して人工造林は第二期の1千町歩台から2千町歩ないし3千町歩へ、昭和14、15年ではそれぞれ4千町歩を上回った。だが、昭和16年以降では急速に激減していく。この

第27表 滝別営林区署の立木処分

| | 昭和10年 (千石) | | 15 (千石) | | 19 (千石) | |
|---------|---------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| 自家用材 | (120) | 16.8 | (103) | 47.9 | (50) | 13.9 |
| 営業用材 | (6) | 0.2 | (6) | 1.7 | | — |
| 製炭原料 | (2) | 8.4 | (31) | 524.2 | (3) | 94.2 |
| 販売及工場原料 | (11) | 54.2 | (8) | 16.2 | (6) | 33.6 |
| 製紙原料 | (4) | 59.4 | (3) | 140.2 | | — |
| 鉱山用材 | (2) | 0.7 | (3) | 2.2 | (4) | 0.5 |
| 公共用材 | (14) | 1.5 | (6) | 3.3 | (10) | 2.2 |
| 営林区署用材 | (7) | 0.8 | (3) | 5.8 | (1) | 0.3 |
| 軍需用材 | | — | | — | (2) | 10.4 |
| 計 | | 141.6 | | 141.7 | | 155.2 |

- 注1) 「滝別営林区署立木売払指令簿」より作成。
- 2) 昭和19年は滝別と足寄の二つの営林区署に分割されたために、滝別・斗満事業区の立木処分である。
- 3) ()内は売払件数。

第三期の北海道国有林の育林事業で指摘しておくべきことは特殊林相改良事業についてである。特殊林相改良事業は昭和10年から開始され昭和15年で終わるもので、「天然更新不能地の積極的整理に着手して、山火跡地などの不良上木を伐採売払い、その経費内で造林を行う¹³⁾」という内容であった。昭和10年から昭和15年までの特殊林相改良事業の予定は、新植21千町歩、補植16.5千町歩、撫育42.7千町歩であったが、その実績は13.6千町歩、補植9.4千町歩、撫育26.7千町歩にすぎない。こうした特殊林相改良事業とあいまってこの第三期の初期の人工造林は激増するが、昭和16年からはそれが激減するとともに、この時期の人工造林地の成林率は極端に悪化した。北海道国有林は、この第三期に入って人工造林面積が大きく伸びたとはいえ、前にも述べたようにその作業法が択伐作業であったため、更新方法は天然更新が主たる内容をなしていた。この天然更新の補助作業についてみてみよう。

この天然更新補助作業は、前期と同様に、択伐面積の5%が補植地、20%が「蔓切り」「伐り出し」による手入地、残りの75%が自然生育地とされた。この第三期の天然更新事業の内訳の実績については、昭和9年から統計のとり方が変わるために示すことができない。この第三期の天然更新補助作業について置戸事業区を分析した生井郁郎は、昭和8年から昭和13、14年までの北海道国有林の天然更新事業は昭和初期を期して展開した北海道御料林の天然更新補助造林に匹敵するとしている。それは第一に、補植樹種の選定が、トドマツを中心にエゾマツが採用されたことにあらわれている。エゾマツは、「育林の見地からは、天然生林の補植用としては樹種の特性を考慮¹⁴⁾して採用されたのである。第二には、補植後の下刈は「年1回刈5年間施行を原則に……(略)、下層植生や苗令によって7カ年に及ぶ場合もあった¹⁵⁾」ことであらわれている。第三には、「小単位の補植地が林班内に散布」されていたことに示されている。しかし、昭和14、15年から補植の「単位面積・形状ともに普通造林地の場合と差をなくし¹⁶⁾」、北海道国有林の天然更新事業は変質していった。

以上のような北海道国有林の育林事業がどのように実行されたかを次にみてみよう。

この第三期の育林事業は、前期と同様に、営林区署側から派遣された実行員、森林主事

第28表 北海道国有林の育林事業

| | 人工造林 | | 天然 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| | 新植 (町) | 補植 (町) | 更新 (町) |
| 昭和8年 | 860 | 1,084 | 25,148 |
| 9 | 3,890 | 1,287 | ? |
| 10 | 3,042 | 288 | 27,697 |
| 11 | 2,654 | 492 | 36,601 |
| 12 | 2,126 | 481 | 34,884 |
| 13 | 2,293 | 418 | 34,530 |
| 14 | 4,337 | 114 | 34,545 |
| 15 | 4,083 | 176 | 35,099 |
| 16 | 863 | 1,743 | 33,998 |
| 17 | 742 | 1,080 | 26,019 |
| 18 | 12,560 | 939 | 28,137 |
| 19 | 785 | 401 | 1,989 |
| 20 | 143 | 203 | ? |

注1) 人工造林は「北海道第二期拓殖計画実施概要」より作成。

2) 天然更新は昭和14年まで、「国有林事業成績」、昭和15年から昭和19年までは北海道庁林政部林政課「北海道林業統計」より作成。

が実行にあたった。この育林事業の実行形態を示すものに、滝別営林区署の「造事林業取扱内規」(昭和16年4月1日)がある。これによると育林事業の実行形態は、請負によるものと直営によるものがあった。請負形態によって実行できるものは、林内歩道の新設および手入事業、防火線の開設および手入事業、建築・雑工貨物運搬ならびに耕耘事業であり、さらに、地拵、刈払、下刈も請負形態によって実行することができた¹⁷⁾。この請負にあたるものは、「造林事業ノ請負ハ可及的国有林縁故者森林防火組合中ヨリ資力信用確實ニシテ経験ヲ有スル者ヲ選定スベシ」¹⁸⁾とあるように、「国有林縁故者」、森林防火組合員つまり地元の有力者が請負人となった。

他方、新植、補植は直営形態によって実行され、この場合は「……出役人夫中ヨリ技能優秀ニシテ且ツ人格円熟セルモノヲ人夫頭ニ選任シ事業ノ監督指導ヲ補佐セシムル外出役夫ノ統制ニ当ラシムルコトヲ得」¹⁹⁾とあるように、人夫頭制によっていたのである。こうした請負形態による場合も直営形態による場合でも、その労働力は地元農民の臨時的労働力によっていた。そして、これらの労働組織が確立するのは昭和8年以降とみてよい。こうして確立された育林労働組織には、前期において触れたように、「半封建的諸関係」は貫ぬかれなかったといっている。しかし、この育林労働組織は、戦時体制のもとで労働力不足が深刻化し、新たに再編成をせまられる。

それは、「時局下造林諸事業遂行ニ伴ウ所要勞務員ハ著シキ不足ヲ来タン事業実行上障外大ナルモノト存セラレ候処之ガ対策トシテ北海道国有林事業定夫規定ニヨリ定夫ヲ増員常備シ之ヲ基幹トシテ臨時勞務員ノ動員ニヨリ造林諸事業ノ完遂ヲ期セント」²⁰⁾して、育林事業の基幹的労働力をその経営内に包摂しはじめたのである。そして、従来からの育林事業の定夫を「事業生」、「造林練手」として、新たな定夫を「造林手」として増員した。この実績を詳細示すことはできないが、一例として昭和19年の足寄営林区署における育林事業の定夫を就業日数別に示すと第29表のとおりである。

育林定夫は、苗畑のものが主体で女性労働力である。その就業日数は90日から150日におよんでいる。苗畑以外の育林定夫は本別担当区に5名、芽登担当区に4名が配置され、その全てが男子労働力であった。第三期後半の育林事業はこうした定夫を基幹として地元農民の臨時的労働力を人夫頭のもとに編成して実行された。

戦時体制下にみられた育林事業での労働力の常用化は、戦後の昭和30年代に入ってその作

第29表 足寄営林区署の就業日数別育林定夫(昭和19年)

| | 90日以下 (人) | 90~120日 (人) | 120~150日 (人) | 150日以上 (人) | 計 (人) |
|-------|--------------|----------------|-----------------|---------------|----------|
| 造林(男) | 4 | 7 | 3 | 2 | 9 |
| 苗畑(女) | 1 | 17 | 9 | 1 | 28 |

注1) 足寄営林区署資料より作成。

業法が大面積皆伐一斉造林へと転換するにいたって全面化する。だが、国有林経営の「合理化」の一環である育林事業への請負の導入のためにその常用化は限界をもつものにすぎなかった。

第四節 戦時体制下の官行斫伐事業とその労働組織

i 官行斫伐事業の展開とその実績

北海道国有林の第三期の官行斫伐事業は、第二期よりも量的および地域的にも拡大された。この官行斫伐事業の量的・地域的拡大は次のような要因によってもたらされた。第一には昭和7年ごろからの景気回復にともなう木材需要の増大、第二には、樺太林政改革による北海道材の内地市場への再進出可能という二つの要因である。これらについては萩野敏雄「北洋材経済史論」に詳細に述べられている。これらの要因ばかりでなく、北海道国有林経営の方針が「……立木処分を圧縮し、用材伐採量の70%まで直営伐採する方針」²⁾であったことも無視できない。この官行斫伐事業の拡大は、北海道国有林土地所有のから経営への転化をおしすすめ上からの資本主義化を進めるものであった。それに対立するものは、第二期にあっては官行斫伐事業に対して反対運動を展開した北海道木材業組合連合会とそれに結集した木材関連諸資本

第30表 国有林の営林区署別官行斫伐事業の推移

| | | 昭和8年 (千石) | 9 (千石) | 10 (千石) | 11 (千石) | 12 (千石) | 13 (千石) | 14 (千石) |
|---|---|--------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 林 | 試 | 5 | 8 | 7 | 12 | 5 | 7 | 6 |
| 函 | 館 | — | 6 | 8 | 11 | 22 | 17 | 24 |
| 桧 | 山 | — | 25 | — | — | — | — | 61 |
| 俱 | 知 | — | — | — | — | — | — | 21 |
| 札 | 幌 | — | 0 | — | — | — | — | 62 |
| 室 | 蘭 | 29 | 27 | 22 | 38 | 20 | 10 | 8 |
| 浦 | 河 | — | — | — | — | — | — | — |
| 旭 | 川 | 263 | 212 | 198 | 257 | 233 | 305 | 421 |
| 帯 | 広 | — | — | — | — | — | — | — |
| 漣 | 別 | 265 | 400 | 444 | 508 | 567 | 467 | 586 |
| 釧 | 路 | 21 | 31 | 21 | 86 | 85 | 92 | 101 |
| 網 | 走 | 102 | 194 | 140 | 256 | 290 | 248 | 423 |
| 根 | 室 | — | 14 | 15 | 39 | 57 | 37 | 34 |
| 野 | 付 | 471 | 542 | 608 | 803 | 967 | 632 | 877 |
| 遠 | 軽 | 323 | 270 | 374 | 512 | 599 | 580 | 899 |
| 中 | 頓 | 19 | 39 | 35 | 136 | 129 | 161 | 255 |
| 稚 | 内 | — | 0 | — | — | — | — | — |
| 天 | 塩 | 0 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | | 1,502 | 1,774 | 1,882 | 2,749 | 3,094 | 2,649 | 4,227 |

注1) 「国有林事業成績」より作成。

2) 千石未満は切り捨てたので、合計は必ずしも合わない。

であったが、戦時体制下の木材増産計画のもとでの立木処分と官行斫伐事業の拡大とともに北海道木材業連合会を中心とした官行斫伐事業への反対運動は沈静させられ、その対立関係は隠ぺいされていった。

ここで、この第三期の官行斫伐事業の量的・地域的拡大過程について触れておこう。さきに述べたように第三期の官行斫伐事業は前期 120 万石から 150 万石へ、戦時体制に入ってから 600 万石から 700 万石に達し、北海道国有林の伐明事業のなかで 30% から 40% を占めるにいたった。さらにいえば、北海道国有林の伐出事業のうちで薪炭材を除いた用材生産のなかで約 5 割がこの官行斫伐事業によって生産されたのである。昭和 8 年から昭和 14 年までの官行斫伐事業の推移を営林区署別に示したのが第 30 表である。第二期の官行斫伐事業の中心地は野付牛、滝別、旭川の三営林区署であったが、この第三期に入ってから、第二期の中ごろから官行斫伐事業を開始した遠軽、網走営林区署、戦時体制期に入って帯広、中頓別営林区署も官行斫伐事業地帯になってくるのである。昭和 15 年以降官行斫伐事業地はさらに拡大された。しかし、統計資料上の都合で、それを具体的に示すことができない。

この戦時体制下での官行斫伐事業の拡大は、第一には貿易統制による外材輸入制限のための補給、第二にはパルプ、綿花、羊毛の輸入の途絶に伴うパルプ増産、第三には軍需用材の供出と石炭増産のための坑木の増産によってもたらされた。このうち軍需用材に触れておくと、日華事変前の海軍軍需用材は 2 万石程度であったが、昭和 13 年 5 万石、昭和 15 年には 56 万石へと激増する。他方、陸軍へは昭和 13 年 40 万石、昭和 14 年には 51 万石と激増する。ついに、昭和 14 年には官行斫伐事業だけでは軍需用材を確保することができず、その一部分を立木処分にし、その買受人から直接納入させるにいたった。

ii 官行斫伐事業の伐出技術、労働過程

第三期の官行斫伐事業の実行形態およびその労働組織は項を改めて述べることにして、ここではその伐出技術と労働過程について触れておこう。第三期初頭の伐明技術、労働過程は第二期とほとんど変わらないが、戦時体制のもとで変化する。第一には、前期までは官行斫伐事業では冬季に伐木造材された製品を夏季に運材したが、昭和 12 年の日華事変以降では夏季にも伐木造材が行われ官行斫伐事業が通年化したことである。第二には、運材工程に大きな変化が現われた。ここでは、この第二の運材の変化について述べよう。運材工程そのものではないが、その基礎をなす林道・森林鉄道についてみておこう。

北海道国有林の官行斫伐事業では、第二期から森林鉄道が敷設されて、その運材工程は森林鉄道によっていた。第三期の森林鉄道および林道の敷設の推移は第 31 表に示したが、これによればこの第三期に入っても小規模ながらも森林鉄道の敷設・延長が続いた。だが、戦時体制下、とくに、昭和 14 年以降では森林鉄道よりも車馬道とトラック道の敷設・延長が大規模になった。たとえば、滝別営林区署の斗満・滝別の森林鉄道の総延長は昭和 14、15 年ごろにピークに達し、66 km になった。この点は足寄の森林鉄道の場合も同様であった。こうした森林鉄

道は請負によって敷設され、その請負人は、官行斫伐事業の請負人である金崎組・河向組、そして、土木請負業者である釧路の工藤組、さらに、地崎組など、総じていえば、「前期的」労働組織をもった請負業者にであった。

戦時体制下でのトラック道、車馬道の敷設とともに、運材工程ではトラクター運材、トラック運材が導入されるにいたった。だが、このトラクター運材、トラック運材は試験的なものであって、森林鉄道による運材が主力であったことはいうまでもない。トラクター運材は前期からも試験的に行われ

ていたが、櫛の部分に問題があった。この櫛の改良が行われ、昭和8年に「道庁櫛」を開発して、昭和15年ごろまでにトラクター運材が続けられた。だが、戦時体制のもとでその部品、燃料が窮迫し、このトラクター運材は中止されるにいたった²²⁾。陸別営林区署では、昭和15年にトラックが配置され、トラック運材が開始された。だが、その「1台の積載量は約20石程度で木炭ガス発生炉つきのもので、相当故障の多いものであった」²³⁾といわれる。この運材が従来の森林鉄道からトラックへと転換するのは林道が整備された昭和30年代からである。しかし、国有林経営の「合理化」による請負の導入と山土場処分によってトラック運材を国有林経営から放逐する。

以上にみたようにこの第三期にトラクター運材およびトラック運材が試験的に導入されるが、戦時体制の深化とともにそれらは中断された。トラック運材は戦後の昭和30年代にいたっていわゆる「官トラ」として森林鉄道にとって代わる。また、森林鉄道の運材にあってもその汽関車は戦時体制の当初に輸入品から国産品に代わるが、それ以降では新たに補填されることもなく、その貨車も旧式のものであった。また、戦時体制の深化とともに森林鉄道は延長されず、車馬道が中心に敷設され、その運材は人力と畜力とによった。

iii 官行斫伐事業の実行形態と労働組織

第三期の官行斫伐事業はさきにもみたように量的にも地域的にも拡大され、それは戦時体制に入ってからが特に著しい。こうした官行斫伐事業の拡大とともに実行組織に変化が現われる。それは、これまでの営林区署によってだけでは官行斫伐事業の拡大に対応できずに、「斫伐及土木予定案ノ編成並ニ実行」などを目的とした営林作業所を新設し、戦時体制の深化のもとで「本庁」から実行員を派遣して官行斫伐事業を実行するとともに、営林作業所を営林区署

第31表 国有林の林鉄・林道の敷設実績(第三期)

| | 林 鉄 (里) | 敷 道 (里) | トラック道 (里) | 車馬道 (里) |
|------|------------|------------|--------------|------------|
| 昭和8年 | 12 | — | — | — |
| 9 | 2 | 4 | — | — |
| 10 | 17 | — | — | — |
| 11 | 12 | 2 | — | — |
| 12 | 5 | — | — | — |
| 13 | 3 | — | — | 11 |
| 14 | 8 | 2 | — | 58 |
| 15 | 8 | 2 | 6 | 66 |
| 16 | 33 | 1 | 14 | 111 |
| 17 | 16 | — | 19 | 98 |
| 18 | 20 | — | 16 | 74 |
| 19 | 7 | — | 23 | 77 |
| 20 | 17 | — | 47 | 123 |

注1)「北海道第二期拓殖計画実施概要」より作成。

に昇格していったことである。陸別営林区署についていえば、足寄営林作業所は昭和12年に新設され、それから5年後の昭和17年には足寄営林区署に昇格され、旧来の陸別営林区署の国有林野は二営林区署によって管理・経営されるにいたった。

第三期の官行斫伐事業の実行形態は基本的には直営と請負であったことは第二期のそれと同様である。請負形態は第二期と同じく「単価請負」ともいわれる事業請負であり、その請負人は官行斫伐事業か森林鉄道の敷設などの営林区署の事業の一切を請負う、いわば、請負資本的な業者から人夫供給請負人までも含むものであった。だが、その請負業者の労働組織は直営形態のそれとほとんど変わりがない。この第三期に入っの官行斫伐事業の量的および地域的拡大のもとで北海道国有林はこれまでの直営形態では対応できずに、直営形態に課程付請負を導入し、戦時増伐が激化するなかでこの「課程付請負」を広範に採用した²⁴⁾。以下にこの「課程付請負」について述べよう。

「課程付請負」の内容を間接的に示す資料として「官行斫伐事業請負実行箇所ニ於ケル軍事費支弁ニ関スル件」（午林産 第95号 昭和17年1月15日 拓殖部長）がある。これは当時の官行斫伐事業の実行形態における経理と契約書の作成上の注意を示したものであると同じに、その官行斫伐事業が「単価請負」、「課程付請負」および「直営」によって実行されたことをも示している。これを資料6とし掲げた。これらのうちで、「単価請負」は事業請負にほかならず、「単価請負」と直営についてはここでは触れない。

「課程付請負」がいつから北海道国有林の官行斫伐事業に導入されたかという点は明白ではないが、すくなくとも道東の国有林では戦時体制のもとで広範に広がったといわれている。この「課程付請負」の内容について検討に耐えうる資料として「官行斫伐事業一部請負契約ニ関スル件」（申林産 第2771号 昭和19年10月16日 林政部長）と「課程付請負契約書」とがある。以下ではこれらを検討しよう。

この「官行斫伐事業一部請負契約ニ関スル件」は以下の通りである。

「官行斫伐事業一部請負契約ニ関スル件」

申林産 第2771号

昭和19年10月16日

拓 殖 部 長

官行斫伐事業一部請負実行方ニ関シ課程付人夫供給請負契約ニ依ル場合ハ昭和17年5月20日午林産第1194号本件通牒ニ依リ人夫供給一人当り単価トシテ基準賃金ニ対シ一定額ノ範圍内ニテ事業実行上ニ要スル費用加算ノ上施行ノ処近時勞務需給並物資調弁事情ノ複雑ト生産量ノ急激ナル増加ニ伴フ操業形態ノ変更ニ依リ右（ここでは上記……秋林）加算額ニテハ妥当ナラザル場合アルニ付左記（ここでは下記……秋林）ノ通り改正候条之ガ運用上遺憾無キヲ期セラレ度及通牒候也。

記

- 一 基準賃金ハ現行林業労働者協定賃金ノ範囲内ニテ適用ノコト
- 二 左記(ここでは下記……秋林)改正ノ加算額算出ノ基礎ハ最高ヲ示シタルモノニ付事業ノ難易・操業上ノ便否等勘案ノ上右(ここでは上記……秋林)範囲内ニ於テ最モ妥当ナル額ニ依リ専決処理ノコト
- 三 近時労働事情ニ依ル操業形態ノ変化ニ伴ウ伐出シ作業ノ採用ニ当リ爾後ノ搬出ト別個ニ契約ヲナス時等ニ於テハ伐木造材モ本契約ニ依リ得ルコト
- 四 加算額算出ノ基礎別表ノ通りトス

別 表

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|------------------------|-------------|---------------|--------------------|-----------------|------|------------------------------|---------|---------|---------|
| 一 人夫募集費 | 応募者詮衡並連絡ノ為現地出張延日数ハ供給人員二人ニ対シ一日迄 一日付十五円迄 | | | | | | | | | | |
| 二 人夫応募旅費 | 供給人員ニ対スル 80% 迄 一人当道内三〇円迄 道外六〇円迄 | | | | | | | | | | |
| 三 人夫死傷手当 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">柚夫, 木直, 巻立, 人力バチ出シ, 積込</td> <td style="width: 40%;">供給人員ニ対スル 5%</td> </tr> <tr> <td>道付, 道修繕, ソノ他</td> <td>〃 2%</td> </tr> <tr> <td>馬 夫</td> <td>〃 3%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一人当り五〇〇円迄</td> </tr> </table> | 柚夫, 木直, 巻立, 人力バチ出シ, 積込 | 供給人員ニ対スル 5% | 道付, 道修繕, ソノ他 | 〃 2% | 馬 夫 | 〃 3% | 一人当り五〇〇円迄 | | | |
| 柚夫, 木直, 巻立, 人力バチ出シ, 積込 | 供給人員ニ対スル 5% | | | | | | | | | | |
| 道付, 道修繕, ソノ他 | 〃 2% | | | | | | | | | | |
| 馬 夫 | 〃 3% | | | | | | | | | | |
| 一人当り五〇〇円迄 | | | | | | | | | | | |
| 四 人夫監督費 | 一日供給人員ニ対シ 4% 迄 期間中一人一日 400 円迄 | | | | | | | | | | |
| 五 斃馬負傷手当 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">供給人員ニ対シ</td> <td style="width: 10%;">斃馬</td> <td style="width: 10%;">玉曳 10% 迄</td> <td style="width: 10%;">下曳 5% 迄</td> <td style="width: 10%;">一頭当り 600 円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>負傷馬</td> <td>〃 15% 迄</td> <td>〃 10% 迄</td> <td>〃 200 円</td> </tr> </table> | 供給人員ニ対シ | 斃馬 | 玉曳 10% 迄 | 下曳 5% 迄 | 一頭当り 600 円 | 〃 | 負傷馬 | 〃 15% 迄 | 〃 10% 迄 | 〃 200 円 |
| 供給人員ニ対シ | 斃馬 | 玉曳 10% 迄 | 下曳 5% 迄 | 一頭当り 600 円 | | | | | | | |
| 〃 | 負傷馬 | 〃 15% 迄 | 〃 10% 迄 | 〃 200 円 | | | | | | | |
| 六 雑 費 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">イ 物資調達諸掛</td> <td style="width: 33%;">ロ 物資購入金利消耗</td> <td style="width: 33%;">ハ 作業用道具代調弁並修繕</td> </tr> <tr> <td>ニ 労働者雇用上ニ基因スル直接ノ負債</td> <td colspan="2">ホ 作業並飯場経営上ノ消耗品費</td> </tr> <tr> <td colspan="3">延人員ニ対シ 人夫 0.50 円迄 馬夫 0.70 円迄</td> </tr> </table> | イ 物資調達諸掛 | ロ 物資購入金利消耗 | ハ 作業用道具代調弁並修繕 | ニ 労働者雇用上ニ基因スル直接ノ負債 | ホ 作業並飯場経営上ノ消耗品費 | | 延人員ニ対シ 人夫 0.50 円迄 馬夫 0.70 円迄 | | | |
| イ 物資調達諸掛 | ロ 物資購入金利消耗 | ハ 作業用道具代調弁並修繕 | | | | | | | | | |
| ニ 労働者雇用上ニ基因スル直接ノ負債 | ホ 作業並飯場経営上ノ消耗品費 | | | | | | | | | | |
| 延人員ニ対シ 人夫 0.50 円迄 馬夫 0.70 円迄 | | | | | | | | | | | |

これによれば、課程付請負は課程付請負人に対して林業労働者協定賃金²⁵⁾の範囲の基準賃金による賃金とそれに加算されたものが営林区署から支払われるものであった。加算されるものは、第一に、人夫募集費、第二に、人夫そして斃馬死傷手当、第三に、人夫監督手当、第四に、雑費である。これらのうちで雑費の内容は、(イ)「物資調達運搬諸掛」、(ロ)「物資購入金利消耗」、(ハ)「作業用道具代調弁並修繕」、(ニ)「労働者雇用上ニ基因スル直接ノ負債」、(ホ)「飯場経営上ノ消耗費」など、労務管理費から飯場経営のための消耗費におよんでいる。すなわち、これでみるように、この「課程付請負」は人夫の募集、労務管理、飯場経営の一切を請負うものであったとみてよい。「近時、労働事情ニ依ル操業形態ノ変化ニ伴ウ伐出シ作業ノ採用ニ当リ爾後ノ搬出ト別個ニ契約ヲナス時ニ於テハ伐木造材モ本契約ニ依リ得ル」とされているように、課程付請負は官行斫伐事業の部分工期ごとの作業のために人夫の供給を請負い、労務管理を行うものであった。こうした課程付請負の内容をその契約書によって検討しよう。昭和21年の課程付請負契約書を示すと、次のようなものである。

課程付人夫供給請負契約書

足寄郡澁別村字宇遠別国有林

官行斫伐事業藪出玉曳外七作業（以下作業ト称ス）

右作業ニ要スル人夫供給請負契約条項左記ノ通り

- 一 条 作業ハ別紙仕様書並課程調書ニ依リ営林区署長（以下甲ト称ス）スハ甲ノ命でル主官吏ノ指揮監督ニ従ヒ作業ヲ施行スルモノトス
- 二 条 作業ハ請負人（以下乙ト称ス）自ラ担当シ常ニ現場ニ臨在シ作業指揮監督ニ任ジ使用人ノ取締ヲ為スモノトス 但シ乙ニ於テ出場ニ難キ事情アルトキハ特ニ主任官吏ノ承諾ヲ得テ代理人ヲ置ク事ヲ得ルモノトス
- 三 条 作業ニ着手シ又ハ之ガ完成シタルトキハ乙ハ主任官吏ヲ経テ甲ニ届出ズルモノトス
- 四 条 乙ノ供給スル人夫及馬夫ハ年令 17 才以上 50 才未満ノ男子ニシテ身体強壯志操堅固ナル者トシ可成作業ニ経験ヲ有スル者ナルコト
- 五 条 乙ノ供給スル人夫ニシテ前条ニ違背シ又出役人員少数ニシテ作業遂行ニ適当ナラズト認ムルトキハ主任官吏ハ乙ヲシテ其ノ一部又ハ全部ノ出役ヲ差シ止メ之ガ補充又ハ増員ヲ命ズルコトアルモ正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒ム事ヲ得ザルモノトス
- 六 条 乙ノ供給セル人夫ハ自宅ヨリ現場マデ通勤ノ便アル者ノ外総テ甲ノ指定セル飯場ニ収容スルモノトス
- 七 条 人夫供給請負契約期間ハ自昭和 21 年 12 月 1 日至昭和 22 年 3 月 30 日 120 日間トス
- 八 条 前条期間ノ人夫ハ別紙課程調書ニ記載シタル人員ヲ供給スルモノトス
- 九 条 供給人夫一日ノ作業課程並単価ハ左ノ通りトス 略
- 十 条 甲ノ都合ニ依リ人夫出役予定員ノ変更若クハ作業ノ中止ヲ為ストキ又ハ乙ニ於テ本契約ニ属スル義務ヲ履行シ得ズト認メタル場合ハ何時解約ヲ命ズルモ異議ノ申立又ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ザルモノトス
- 十一条 乙ニ於テ本契約ニ属スル義務ヲ履行シ得ズト認メ解約スル場合又ハ契約期日内ニ作業完成セザルトキハ左（ここでは下の意味……秋林）ノ違約金ヲ徴取スルモノトス 但シ甲ニ於テ不可抗力其ノ他正当事由アリト認メタル場合ハ比ノ限ニアラズ
 - 一 契約ニ属スル義務ヲ履行シ得ズト認メ解約スル場合ハ別紙課程調書記載ノ請負金総額ノ十分ノ一ニ相当スル金額
 - 二 契約期日ニ作業完成セザルトキハ延滞日数一日ニ付別紙課程調書記載ノ請負金総額ノ千分ノ一ニ相当スル金額
- 十二条 作業中ニ生ジタル人夫負傷等ニ依ル損害又ハ費用ハ総テ乙ノ責任トス
- 十三条 乙ヨリ徴収スベキ金額ハ支払金額ト相殺シ尚不足アルトキハ之ヲ追徴ス
- 十四条 請負金額ハ其ノ出来高ヲ一人一日ノ課程ヲ以テ除シ其ノ商ニ標準ヲ乗ジ算定賃金計算簿ニヨリ人夫各人ノ分之ヲ取り纏メ其ノ月分ヲ習月ニ出来高ノ十分ノ九ニ相当スル金額

ヲ支払ヒ事業完了後精算スルモノトス

十五条 乙ハ本作業ニ使役シタル各人夫ヲシテ請負金額ノ一部ヲ委任状ニ依リ代理受領セシムル時ハ甲ハ直接之等ノ者ニ対シテ払ウモノトス 但シ乙ニ於テ各人ニ対シテ相殺スベキ債権ハ付テハ比ノ限リニ存ラズ

本契約ヲ確實ニスルタメ双方署名捺印ノ上二通ヲ作製シ各一通ヲ領ス

昭和21年12月1日

契約担当者 埴別営林区署長 ㊤

請負人 工藤 某 ㊤

この契約書にみるように、「課程付請負」は、官行斫伐事業の各部分工程ごとに必要な労働力を供給し、さらに、課程付請負人は、営林区署の指揮監督のもとに「使用人ノ取締」をするものであった。そして、その供給する労働力は、「17才以上50才未満ノ男子ニシテ身体強壯志操堅固ナル」もので「作業ニ経験」のある者でなければならなかった。しかも、この契約は、営林区署の都合によって、一方的に「作業」の変更・中止ができるが、それに対し請負人は損害賠償の請求のできないものであった。そして、営林区署は、請負人が「本契約ニ属スル義務ヲ履行シ得ズト認メ」解約される場合、また、「契約期日内ニ作業完成セザルトキハ」、違約金を徴収するという全く片務的なものである。

この「契約書」に示されていることと先の「官行斫伐事業一部請負契約ニ関スル件」からこの「課程付請負」を特徴づけると次のようにいえよう。

「課程付請負」は官行斫伐事業の部分工程ごとに労働力と馬を供給する人夫供給請負であり、課程付請負人はその「賃金受領の代表者」²⁶⁾であった。その労働過程は営林区署によって直接に掌握され、課程付請負人は営林区署の指揮・監督のもとで「使用人ノ取締」をするという労務管理の機能をあわせ持ち、さらには飯場経営を行うというものである。この「課程付請負」は第三期の北海道国有林の官行斫伐事業で広範に行われていた人夫供給請負と何ら異なるところがない²⁷⁾。戦時体制末期の労働力不足の深刻化のもとで、これまでの「伐ばなし」が不可能になりその伐木造材の形態に「伐出し」を取り入れるにおよんで始めて伐木造材工程にも人夫供給請負ができるようになったと思われる。すなわち、当初の「課程付請負」は基本的には直営形態の官行斫伐事業で伐木造材工程以外の各部分工程に対しての人夫の供給と労務管理および飯場経営を行うものであったと考えられる。だがこの「課程付請負」は、その本質が人夫供給請負であったために、戦後の昭和20年代の民主化と「近代化」の過程のなかで生み出されてきた「労働基準法」、「職業定安法」の施行のもとで、北海道国有林の官行斫伐事業から排除されて行かざるをえなかった。

官行斫伐事業からの「課程付請負」の排除は、秋田の工程頭制度、木曾の庄屋制度、九州の杣頭制度に比定される前期的労働組織の解体を意味する。こうした前期的労働組織の解体の

のちに伐出労働力は国有林経営の直接的な掌握・管理のもとにおかれ、国有林経営の戦後段階への出発点ともなった²⁹⁾。このように官行斫伐事業から排除された課程付請負人は逕別営林区署管内では製材工場、紙・パルプ資本の請負造材業者へ転身したものもある。なぜなら、「営林署側は人夫供給請負人との関係を断ち切るにあたり、既往からの随契を取得して素材生産に経験の浅い製材業者立木取得を増大してきた紙パルプ等に斗施し、その請負業者として存続させた²⁰⁾」からであるといわれている。こうした「課程付請負」は第二期の北海道国有林の官行斫伐事業における直営形態のなかで広範に採用されていた人夫供給請負が戦時体制のもとで「課程付請負」と名称を変更されるとともに制度化されたものにほかならない。

次に、直営形態の労働組織および労働力について触れる。労働組織は第二期に確立された労働組織とほとんど変わりがなく、ただ、貯木作業にたずさわる労働組織がこの時に入ってより整備されたことだけを指摘しておく。官行斫伐事業の労働者は、前期と同様に定夫である山頭などの縁故関係を通じて営林区署によって直接に募集されるか、あるいは、先に述べた「課程付請負」によって供給され、第二章で述べた労働組織に編成された。営林区署が直接に労働者を募集したことを示す資料として「求人要項」がある。これは、この当時の労働条件の一端を示すものであるから、ここにあげておこう。

求 人 要 項

一 募集時期 昭和17年度7月ヨリ3月末日迄

一 応募者ノ種類

1. 馬 夫
2. 杣 夫
3. 土場捲立木、直……鷲使ヒ
4. 雑役夫……道付ケ、橋架、其他雑役
5. 火夫見習……森林鉄道機関車ボイラー係ニシテ最初見習トシテ火夫習熟ノ上ハ試験ニヨリ運転手ニ採用ス
6. 線路工夫見習……森林鉄道修理ニ従事スル者ニシテ最初見習トシテ習熟ノ上ハ工夫トス
7. 造 林 夫

一 就業期間

馬夫、杣夫、土場捲（土場捲立夫のこと……秋林）、木直夫、雑夫ハ斫伐事業地勤務
……7月ヨリ翌年3月末日迄

火夫見習・線路工夫見習……7月ヨリ11月末日迄

各見習夫ハ各期就業不能時期ハ他ノ事業ニ転職従事セシメ得

造 林 夫……7月ヨリ12月中旬迄

一 応募資格

1. 身体強健ナル者

2. 年齢制限

- (イ) 火夫見習……16才ヨリ20才迄, 国民学校卒業者ナルコト
- (ロ) 線路工夫見習……16才ヨリ40才迄
- (ハ) 馬夫, 杣夫……16才ヨリ50才迄
- (ニ) 木直土場捲立夫……16才ヨリ45才迄
- (ホ) 雑役夫……16才ヨリ55才迄

一 給料

1. 賃金

- (イ) 火夫見習……1.00円以上
- (ロ) 線路工夫見習……1.50円以上
- (ハ) 馬夫……標準賃金 13.00円 功程払ニ付各人別作業能力ニ依リ取得高ニ高低アルモノトス
- (ニ) 杣夫……同 4.70円 同 上
- (ホ) 木直及土場捲立夫……同 3.50円 同 上
- (ヘ) 雑役夫……同 3.00円内外
- (ト) 造林夫……同 3.00円内外

2. 旅費

採用一ヶ月以上就業スルモノハ汽車賃往路実費及ビ定賃ヲ支給ス

一 負傷扶助救済

公務上ノ負傷ニ際シテハ治療代実費及規定ノ扶助料ヲ支給ス

一 宿舎及食事

火夫見習ハ合宿所ノ設備アリ, 工夫見習ハ通勤

馬夫, 杣夫, 木直及土場捲立夫ハ斫伐事業所ニ就業スル者ハ飯場小屋ニツキ一日食費

1.00円内外ノ飯場料トス

造林夫ハ一日0.40円内外但シ飯ト汁ノミ他ノ副食物ハ各人持

一 其他参考事項

1. 寝具被服及作業ニ使用スル器具ハ各人持参ノコト

但シ 鳶使ヒ及雑役夫ノ使用スル鳶鍬等ハコノ限リニアラズ

2. 町村長及町内会長部落会ノ米配給ノ移動証明持参提出ノコト

3. 物資ノ購入ハ消費組合ヲ通ジ行フ組織トシ組合規定ハ別ニ之ヲ定ム

一 従業地迄森林鉄道及トラックノ利用シ得ル便アリ

これで見ると、募集された労働力は、杣夫、馬夫、木直土場捲立夫、雑役夫、火夫見習、線路工夫の官行斫伐事業の労働力を中心とし、造林夫まで及ぶものであった。かくして募集された労働力は、官行斫伐事業の労働組織に編成され、それぞれの職種ごとに、杣夫部屋、藪出人夫部屋、馬夫部屋などの飯場に配置され、斫伐主任―山頭―各部屋頭といった北海道国有林官行斫伐事業の労働力統括機構の下に入り、部屋頭制度を編成した。なお、課程付請負による労働力の場合も、それぞれ各部屋に配置されるのであるが、労働力の統括は、「作業ハ請負人自ラ担当シ常ニ現場ニ臨在シ作業指揮監督ニ任ジ使用人ノ取締ヲ為ス」とされているように、「課程付請負人」があつたのである。こうした労働力統括機構である労働組織の山頭を頂点とする職階制は、第二期とほとんど変わりはない。山頭、各部屋頭については、第二期のところで詳しく述べたので、ここでは割愛する。ただ人夫部屋頭は、第二期では、便的におかれていたが、この時期にいたって、「斫伐事業人夫部屋頭採用ニ関スル内規」（以後は「内規」とする。……秋林）が制定されて、人夫部屋頭は、制度的にも認められるようになった。ここでは、「内規」を検討して、前期で述べたことをさらに補っておこう。「内規」の全文は、資料7の「斫伐事業人夫部屋頭採用ニ関スル件」（亥林 第880号 昭和10年3月14日 拓殖部長）に掲げた。

この「内規」の制定の目的は、人夫部屋頭を採用することによって、「斫伐事業各種作業ノ統制ヲ計リ事業ノ円滑ヲ期スル」（前出「斫伐事業人夫部屋頭採用ニ関スル件」）ことにあつた。人夫部屋頭は、営林区署長によって任命され、「事業ニ関スル諸般ノ規程並ニ指示方針ヲ守リ最モ誠実ニシテ成績優良且ツ人望アリ労働者統括ノ力量アルモノ」から任命されるものである（「内規」第二条）。その役割、機能は、「事業実行主任ノ指揮監督ヲ受ケ労働者ノ連絡統制並ニ作業ノ訓練」（「内規」第三条）にあたりとされている。部屋頭は、馬夫、藪出、積込、巻立の四種とし（「内規」第四条）、同一人が他の部屋頭と兼任することも可能である（「内規」第六条）。部屋頭に対する手当は、「事業量及業務ノ繁簡ヲ参酌」して決められ、馬夫部屋頭は1カ月15円以内、その他の部屋頭は10円以内の金額が支払われた（「内規」第五条）。これで見ると、部屋頭は、技能熟練者で人格の徳望の高い労働者がその地位に着いたのであり、その役割は、「労働者ノ連絡統制並ニ作業ノ訓練」と言われているように、技術指導も兼ねた北海道国有林官行斫伐事業の労働力統括機構の最末端に位置するものであった。と同時に、この部屋頭は、出来高制の単価をめぐる官行斫伐事業所との交渉にあたって、杣夫、馬夫などの労働者代表として立ち現われるものである。すなわち、第二期と同様に、この部屋頭は、北海道国有林官行斫伐事業の労働力統括機構の最末端であるとともに、他方では、労働者の利益代表といった二重の性格を兼ねそなえるものであった。

以上において、北海道国有林官行斫伐事業労働組織を検討してきた。以下においては、この労働組織を構成した労働力について触れよう。この時期の労働力の性格は、第二期との間に基本的には変化がない。この時期で指摘しておかねばならないことは、国家総動員法以来広範

囲に展開した賃金統制まで含めての国家による労働力統制と「戦争遂行」のもとで深刻化した労働力不足である。

まず労働力統制について触れよう。労働力統制は、まず国家総動員法によって、その基礎を与えられた。それは、賃金統制、労働者の登録制度、「白紙」とも言われる長期強制の動員制度である「徴用制度」から短期の半強制の動員制度である勤労報国隊に及ぶものであった。これらの点については、様々な研究がなされているので、ここでは、北海道林業労働者の、そして、北海道国有林官行斫伐事業の労働者の賃金統制について述べよう。

林業労働者の賃金統制は、国家総動員法に基づく昭和14年10月の賃金臨時措置令にその端を発し、昭和15年10月の賃金統制令のもとで本格的に展開する。統制賃金は、昭和14年以降に急速に上から組織された造材事業協会が北海道を19の地区³⁰⁾に分け、それぞれに協定賃金を定め、それを北海道庁長官に申請して、認可を受けるものであった³¹⁾。こうして決定された協定賃金は、北海道国有林の立木処分における立木単価査定にも採用されると同時に、官行斫伐事業においてもこの範囲で行うとされた。この間の事情を示す通牒「官行斫伐事業労働賃金＝関スル件」がある。官行斫伐事業の労働賃金は、「……(国有林立木処分の)立木単価査定上採用スベキ労働賃金左記ノ通り決定相成官行斫伐事業ニ於テモ右賃金ニ準拠スルハ事業完遂上緊要ト被認候モ官業ハ率先垂範民業ノ指導力タル現況ト且ツ定額予算ヲ以テ生産量確保ヲ要スル事業ニ鑑ミ……」(前出「官行斫伐事業労働賃金＝関スル件」)、でき得る限り協定労働賃金よりも低い前年度迄の自肅賃金によるものとし、「止ムヲ得ザル場合ニ限り」協定賃金の範囲内によるとされていた。「官行斫伐事業労働賃金＝関スル件」の全文と作業別、地区別の賃金表を資料8に掲げたとおりである。

以上のような賃金統制、労働力統制の中で、林業労働力は不足し、官行斫伐事業の実行も困難になったのでこれに対応するために、北海道国有林の官行斫伐事業では、「事業定夫」の増加、杣夫の養成などにのりだした。

ここでは、「事業定夫」の採用と杣夫の養成について触れよう。

「事業定夫」の採用によって労働力を確保しようとしたことを示す資料9として昭和17年の通牒「事業定夫採用ノ件」がある。これによって、事業定夫に採用された労働者がどのようなものであったかを検討しよう。「事業定夫」は、「……斫伐事業量ノ急激ナル増加ノ外不円滑ナル労力物資ノ獲得等ニ依リ実行業務ハ極度ニ繁忙ヲ加ヘ……」たために、「随時採用」することとなったのである。事業定夫に採用された労働者は、「三年以上林業ノ経験ヲ有スルモノ」であった。そして、実際に、「事業定夫」に採用された労働者は、足寄での聞き取り調査では杣夫、馬夫、木直人夫などではなくて、戦前期北海道国有林官行斫伐事業の基幹部分をなした森林鉄道の火夫、転轍手などの準定夫であった。これまでのべたことからわかるように、戦前期北海道国有林経営に定夫あるいは準定夫として包摂された労働力は、官行斫伐事業の運材工程である森林鉄道を中心とする基幹的労働力であった。

また、戦時増伐を実施するにあたって、労働力不足に対応し、国有林自からが杣夫の養成にあたらざるをえなかった。それを示すものとして昭和17年12月の通牒「先山杣夫ノ養成ニ関スル件」があるので³²⁾、これを資料10として掲げておく。これによれば先、「山杣夫ノ養成」の目的は、「斫伐事業労務需給上杣夫ノ不足ハ最モ著シキ現象ニシテ今後益々人員減少スベキ傾向」に対して、北海道国有林が自から杣夫を養成しようとするものである。それは、「16才以上身体強健ニシテ将来杣夫トシテ従事セントスル」者を訓練し、その養成の期間は養成手当を支給し、養成された後の二年間は官行斫伐事業に従事する義務をもつものであった。

また、戦争末期の労働力不足の一層の深刻化のもとでははや上記のことでは対応しきれず、北海道国有林経営は国家権力によって強権的に作り上げられた勤労報国隊、挺身隊を利用し、さらに、いわゆる「白紙」によって「徴用」されていた林業労働者の「徴用」を解除したり、「徴用」の対象から除外したりしてその労働力を確保しなければならなかった。これについては資料11の「林業労働者ノ徴用解除ニ関スル件」と「特殊技能者ノ徴用解除ニ関スル件」を参照されたい。これによって徴用解除の対象となった労働者は年間「150日以上出役」し三年以上の経験をもつ伐出事業の労働者、「薪炭労働者」、製材工であった。

北海道国有林の戦時増伐は、「前期」的性格を色濃くもった課程付請負の導入ばかりでなく、戦争末期では国家権力によって強権的に作り上げられた勤労報国隊、挺身隊などの利用と「総力戦」のための徴用を解除してはじめて支えられた。

第五節 小 括

第三期 北海道国有林経営の収支状況とその性格

この第三期の叙述を終えるにあたって、この時期の北海道国有林の収支状況を示すと第32表のとおりである。この表で収支の計および森林費は正確と思われるが、昭和18年の国有林収入の内訳はわからず、また、昭和19、20年の内訳についても正確とはいえない。だが、傾向はこの通りであったと思われる。これで見ると、国有林収入は昭和8年から増収しはじめ、昭和12年からは激増した。昭和8年からの増収は拓殖財源の確保のためにもたらされ、昭和12年からは戦時増伐によってもたらされた。そして、戦時体制のもとでの北海道国有林は、拓殖政策というよりも、「戦争完遂」という国家目的に沿って経営された。また、拓殖計画それ自体も「戦争完遂」のための施策に集中されたのである。この第三期の国有林収入の構成は、前期と同様に立木処分による収入と官行斫伐事業の製品売払によっていた。第二期にあつては立木処分と官行斫伐事業による収入が半々を占めたが、この第三期に入ってから、この官行斫伐事業が拡大され、日中戦争へ突入して戦時伐採を開始した昭和12年以降では立木処分による収入を陵駕するにいたった。

他方、森林費はこの第三期の当初では拓殖政策の財源確保のためにその支出を押えられて

第32表 国有林の収支状況(第三期)

| | 国 有 林 収 入 | | | | | | | 計 (千円) | 森林費 (千円) | 収 益 (千円) |
|---------|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------------------|------------------------|--------|-----------|-------------|-------------|
| | 立 木 処 分 (千円) | 官 斫 事 業 (千円) | 副 産 物 処 分 (千円) | 地 所 賃 下 (千円) | 地 所 払 下 (千円) | 弁 償 ・ 違 約 金 (千円) | | | | |
| 昭 和 8 年 | 3,663 | 2,086 | 18 | 37 | — | 70 | 5,876 | 2,899 | 2,977 | |
| 9 | 4,846 | 3,798 | 15 | 47 | — | 102 | 8,811 | 3,231 | 5,580 | |
| 10 | 5,177 | 5,152 | 18 | 43 | — | 78 | 10,469 | 3,244 | 7,225 | |
| 11 | 6,299 | 5,527 | 16 | 50 | — | 56 | 11,950 | 4,201 | 7,749 | |
| 12 | 9,970 | 9,610 | 19 | 49 | — | 75 | 18,825 | 5,128 | 13,697 | |
| 13 | 10,477 | 11,252 | 23 | 72 | 3 | 110 | 21,939 | 6,267 | 15,672 | |
| 14 | 12,657 | 19,623 | 25 | 116 | 3 | 94 | 32,519 | 9,260 | 23,259 | |
| 15 | 21,057 | 22,171 | 34 | 137 | 1 | 90 | 43,494 | 11,960 | 31,534 | |
| 16 | 15,394 | 42,567 | 27 | 7 | 159 | 95 | 58,250 | 20,214 | 38,036 | |
| 17 | 17,418 | 41,562 | 50 | 161 | 5 | 129 | 59,329 | 24,790 | 34,539 | |
| 18 | ? | ? | ? | ? | ? | ? | 63,834 | 24,647 | 39,187 | |
| 19 | 27,450 | 46,596 | — | — | — | — | 74,626 | 31,468 | 43,158 | |
| 20 | 20,769 | 45,104 | — | — | — | 362 | 66,239 | 41,492 | 24,747 | |

注1) 「北海道第二期拓殖計画実施概要」より。

2) 千円未満は切り捨てたので、合計は必ずしも合わない。

いた。だが、戦時増伐を行うために官行斫伐事業が拡大されて、昭和12年以降では森林費が激増する。そして、昭和16年以降では森林費のなかの事業費は、この官行斫伐事業とそれの基礎となる森林鉄道などの森林土木事業によってその大部分が占められるにいたった。こうしたなかで、その収益は、第二期よりも激増し、森林費の1から2倍に達する。また、この第三期の北海道国有林は、戦時増伐を開始するばかりでなく立木処分の方法を変えるとともに、その素材および製材の売払先までも国有林が指定して統制を行い、他の行政機関の指導とあいまって戦時統制組織を割出す梃子ともなった。

以上のように、第三期の北海道国有林経営は、当初は拓殖政策の財源として位置づけられて展開し、昭和12年以降は「戦争完遂」のための戦時増伐を行った。この戦時増伐は、立木処分および官行斫伐事業の拡大によって支えられた。これに対して、第二期から国有林野全体に広がり集約化しつつあった育林事業では昭和10年から特殊林相改良事業が開始され、それは山火跡地などの天然更新不可能地に人工造林を行うという積極的なものであった。だが、特殊林相改良事業は昭和15年で終わり、戦時体制の深化のもとでは全く行われなくなった。この特殊林相改良事業と戦後の大面積一斉造林との間には基本的な相違がある。特殊林相改良事業は、当時の北海道国有林の更新方法が天然更新を基本としたなかで、天然更新が不可能な林地に対して人工造林を行おうというものであった。これに対して、戦後の大面積皆伐一斉造林は、高度経済成長下での増伐の一環であり、天然林を大面積にわたって皆伐し人工造林を行おうとするものであったが、それは広範な森林の破壊をもたらした。また、天然更新補助作業も

第三期初頭のそれは戦前期で最も集約化されるが、昭和15年以降では粗放になっていった。戦時体制下での育林事業は小規模になり、この時期の人工造林地の成林率は最も悪い。戦時体制下の育林事業を展開する上で最も困難な条件は労働力問題であった。第三期初頭の育林事業は第二期と同様に請負と直営で実行されたが、その労働力は国有林野の地元農民であったのに対して、戦時体制の深化によって労働力が不足し、小規模かつ粗放な育林事業さえも困難になり、育林の基幹的労働力を常用化して対応したのである。

戦時増伐によって立木処分は拡大されたが、一般用材の立木処分は地場資本を上から組織して完成した戦時統制機構を通じて行われた。これに対して、明治40年代から継続した紙・パルプ資本への年期特売による立木処分、製炭業者への立木処分および地元農民への薪材の立木処分は戦時統制組織である地木社を媒介せず直接に払下げられた。この戦時増伐のための立木処分の増大の中で戦後に継続される変化があらわれる。それは、第一に国有林と地場資本との間に地場資本が戦時統制機構に組み込まれることによって結合関係が生じたこと、第二にパルプ資本への年期特売による立木処分の契約では限界をもつにせよ素材のままに他に販売することが可能になったことである。第一の点は、戦後段階にいたり国有林と地場資本との間の随意契約による立木処分として継続された。第二の点は、戦後、紙・パルプ資本が国有林の随意契約による立木処分を利用しての委任状形式などによる広範な中小の地場資本の系列化・支配へと連なるものである。

官行斫伐事業はこの戦時体制下で大規模に拡大され、従来、紙・パルプ資本の独占的支配のもとにあった鶴川流域の国有林、音更国有林、そして、地元住民・地場資本との間に立木処分が行われるにすぎなかった道南（瀬棚、太櫓）の国有林でも開始された。その実行形態、労働組織、労働力の性格は基本的に第二期と同様である。だが、戦時体制の深化のもとでの労働力統制の強化およびその軍事的編成の進行のなかで、官行斫伐事業では、従来の人夫供給請負を「課程付請負」へと名称を変更して制度化し、戦時体制の末期にいたりそれを道東の国有林を中心に広範に広げた。この「課程付請負」は人夫供給請負と本質的には同じものであり、戦後の国有林の官行斫伐事業から排除され、課程付請負人は紙・パルプ資本、製材資本の造材請負業へと転身したものもいたとされている。また、戦時体制の深化のもとで官行斫伐事業でも労働力不足が深刻化し、森林鉄道の労働者を中心に常用化を進めるとともに、北海道国有林自からも柚夫の養成に着手し、また、勤労報国隊・挺身隊の利用および「徴用」解除によって労働力を確保して、戦時増伐に着手した。

以上のような戦時増伐による官行斫伐事業と立木処分の拡大は第二期に確立した国有林野の三のタイプの差異を喪失させながら進んだ。

注

- 1) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』p. 60。
- 2) 北海道『新北海道史 第五巻 通説四』p. 829。
- 3) 2)に同じ, p. 828。
- 4) 第二期拓殖計画改訂問題の結末については, 2)注の文献に詳しい。
- 5) 2)に同じ, p. 875。
- 6) 北海道『北海道山林史』および林 常夫「北海道林政林業逸史話」(『大正昭和林業逸史』上巻 所収)に詳しい。
- 7) 林務課「営林作業規程の制定に就いて」。これは, 昭和12年に「営林作業所規程」が制定されたときに発表されたものである。資料3を参照。
- 8) 回帰年の短縮は, 理論的には短期間に伐採跡地に再度の伐採が入り, 林地の取扱いが集約化する。だが, 単年度の伐採面積が増加し, 択伐率を一定とすると伐採量の増加がもたらされる。
- 9) 昭和30年代から昭和45年までの15年間, 国有林の「合理化」・機械化のもとで年間25,000千石から30,000千石の森林伐採が続いた。これに対して, 戦時増伐といっても, 年間の森林伐採が20,000千石を越えるのは昭和18, 19年の2カ年にすぎない。
- 10) この契約書は, 「戦前期における鶴川流域の林業展開」の調査のときに石井 寛が収集したものだが, 石井の好意によって使用させていただく。
- 11) 成田雅美「鶴川・沙流川流域における製林業および木材市場の史的展開に関する研究」(北大演研報 第33巻第1号)および桑田 治『日本木材統制史』を参照。
- 12) 北海道において「用材配給統制規則」がどのように実行されたかを示すものに昭和16年3月1日道庁令13号「用材配給統制規則施行細則」(瀬川 清『北海道ニ於ケル林材界事情』所収)がある。
- 13) 北海道『北海道山林史』p. 560。
- 14) 生井郁郎「育林技術の発展過程に関する研究(II)」(北海道農林研究第45号別冊)p. 31。
- 15) 14)に同じ, p. 32。
- 16) 14)に同じ, p. 33。
- 17) 「差別営林区署 造林事業取扱内規 昭和16年4月1日」(差別営林区署所蔵)と「造林事業取扱細則」より。
- 18) 17)に前出した「差別営林区署 造林事業取扱内規 昭和16年4月1日」の第46条。
- 19) 18)に同じ。
- 20) 千造第264号昭和17年5月9日「造林業ニ直接従事セシムル定夫ノ件」。
- 21) 萩野『敏雄北洋材経済史論』p. 122。
- 22) 帯広営林局『道東における製品生産事業の変遷』。
- 23) 22)に同じ, p. 19。
- 24) 島田錦蔵は, この北海道国有林の「課程付請負」を労働契約の中での「人夫供給契約」の「代表的」なものとしている(島田錦蔵『林政学概要』p. 243)。
- 25) 「林業労働者協定賃金」とは, 後に詳しく述べるが, 戦時統制下での統制賃金である。
- 26) 生井郁郎「素材生産の構造と伐出労働に関する研究(II)」(北海道農林研究第43号)。
- 27) 第二期の北海道国有林の官行斫伐事業は全面的とはいえないが大部分が人夫供給請負によって実行された。第三期, とくに, 戦時体制期に入ってから, その人夫供給請負が「課程付請負」と名称が変わられ制度化されたのである。この名称の変化, 制度化の契機は, 戦時体制の構築のために法制化された国家総動員法に象徴的に示される「労働力の軍事的再編」(法政大学大原社会問題研究所の『太平洋戦争下の労働者状態』p. 3)にもとめなければならない。国家総動員法によって戦時体制を構築するにあたって, 昭和13年に職業紹介法が改正され, 人夫供給などの職業紹介事業と類供する事業は許可事業として統制し, 強力な取締りを行なうことになった。それと同時に, 労働者の募集は地方長官の許可を要することになった

のである(北海道労働部職業安定課『北海道職業行政史』を参照)。こうしたもとの、北海道国有林の官行斫伐事業では、人夫供給請負を「課程付請負」と名称を変え制度化して対応した。

28) この事情については、奥地 正「悪化する林業労働」(農林統計調査 第20巻第12号)に詳しい。
29) 26)に同じ, p. 78。

30) 北海道の19の地区は次の通りである。

| | | | | |
|--------|--------|----------|--------|--------|
| 1 札 幌 | 2 後 志 | 3 函 館 | 4 桧 山 | 5 旭 川 |
| 6 留 萌 | 7 天 塩 | 8 中 頓 別 | 9 稚 内 | 10 十 勝 |
| 11 塗 別 | 12 釧 路 | 13 野 付 牛 | 14 日 高 | 15 胆 振 |
| 16 網 走 | 17 紋 別 | 18 根 室 | 19 国 後 | |

31) 瀬川 清『北海道ニ於ケル林伐界事情』。

32) 「先山樵夫」とは、「伐木造材技術未経験者ニシテ今後技量修得ノ上樵夫トナルベキ人夫ヲ云ウ」。

終 章 総 括

北海道国有林の形成は、明治維新政府の無主地国有の原則によって官林として囲い込まれたことに端を発する。この北海道国有林は、府県国有林とは異なり、明治の初頭は開拓使によって所管された。三県一局時代の明治15年から明治19年にかけて農商務省に所管されたが、北海道庁の設置とともに内務省所管となった。そして、昭和22年に林政統一が実現されるまで、北海道国有林は府、県国有林と分離されて、北海道庁が管理・経営したのである。

北海道国有林が内務省に所管され北海道庁によって管理・経営されたことは、戦前期のわが国の国有林の中で府県国有林とは異った位置づけが与えられていたことを示すと同時に、当初の北海道が日本資本主義の「辺境」であったことと相まって、北海道国有林経営の展開およびその性格に大きな影響を与えた。府県国有林は、国家財政および資源培養政策の中に位置づけられ、造林・長大材の用材生産を基軸とする地主経営として確立し、戦後段階にいたって地主経営のブルジョア化を達成した。これに対して北海道国有林は拓殖政策の中に位置づけられその管理・経営は拓殖政策の枠組みの中で展開した。北海道国有林の拓殖政策上の位置づけは一つには拓殖を進める上での土地処分のためのファンド、二つには資本を誘致するための大規模な立木処分をする木材資源のファンド、そして、拓殖財源を確保するための土地所有体ないし経営体の三点にわたっていた。

まず第一点の土地処分について述べる。明治初期に官林として囲い込まれた国有林を分割して御料林・大学演習林・道有林の国家的土地所有を再編、確立させる一方で、官林種別調査、北海道国有林整理綱領に基づく国有不要林の処分は、明治19年からの官有未開地処分および国有未開地処分とともに、今日の私有林での大山林所有を形成させるもととなった。この国有不要林処分は、明治41年から始まり大正中期までに大体完了したものであり、その処分の方針は明治19年ごろからの貧民を殖えずして資本を殖えるという拓殖政策の転換の延長線上にあったもので、事実、「産業資本優先の態度」¹⁾で処分された。この土地処分の進展、完了は、土地所有の私的所有権を確立—「自由な土地」の喪失—させ、北海道の「辺境」としての

性格を薄れさせるものでもあった。

第二の大資本を優先する立木処分は、年期特売に端的にあらわれている。北海道国有林の年期特売は明治23年、富士製紙が丹羽雄高らから引き継いだ釧路の別保国有林でのそれを嚆矢とし、王子製紙の北海道に進出した明治41年ごろから本格的に設定された。この年期特売が設定された時期は、拓殖計画を本格的に展開する時期でもある。すなわち、この年期特売は王子製紙・富士製紙の紙・パルプ資本・三井物産などの独占資本を中心にして設定された。この年期特売による立木の引き渡しは、大正6年から大正9年にピークに達し、それ以後は減少し、第三期では著しく激減する。その中において、紙・パルプ資本への年期特売は約60%から90%を一貫して占めているのが特徴的である。こうした年期特売による立木処分は北海道国有林に特有のものではなく、府県国有林・樺太国有林にもあった。たとえば秋田国有林での年期特売による立木処分は国有林収入を確保することから始まり大倉組と久地米庄三郎とによる半官半民的性格をもった「合同林産会社」へも行っていった²⁾。

しかし、その後官行斫伐事業の開始とともに、年期特売による立木処分は廃止され、官行斫伐事業の製品の年期特売へと変わった。下北国有林でも鉱山業に対して官行斫伐事業による製品の年期特売が行なわれた。これに対して、樺太国有林では、大正元年から資本を誘致するために年期特売による立木処分を開始し、敗戦によって樺太を失うまで継続した。しかもその処分量は一貫して膨大であり、まさに「(日露戦争の……秋林) 戦勝によって獲得した樺太森林は、まったく資本本位の処分方針によって開発された」³⁾のである。したがって、この年期特売による立木処分は、日本資本主義の「辺境」での資本を誘致するための資本優遇政策の一貫であったといえる。

北海道国有林の年期特売による立木処分は、次のように特徴づけられる。府県国有林でのそれは明治期に行なわれ官行斫伐事業の開始とともに廃止されるが、北海道国有林のそれは日露戦争後の明治40年ごろから独占資本との間に大規模に設定し、大正10年から減少するとはいえ戦前期を通じて継続した。だが、樺太では「辺境」からの離脱ができず戦前期を通じて年期特売による立木処分が大規模に継続したのに対して、北海道では大正10年以降急速に減少し、紙・パルプ資本との間での年期特売による立木処分が継続したにすぎない。しかし、年期特売の継続された国有林では紙・パルプ資本による排他的独占的支配が続いた。

第三の拓殖財源の確保の点について述べよう。北海道庁の予算は明治34年からの「北海道十年計画」で国費と地方費に分離され、森林の経営費は国費の中の一般財政費に含まれた。明治41年に「北海道十年計画」を補完するものとして北海道国有林整理綱領が樹立された際に、国有林からの収入は国有未開地からの収入とともに小樽・釧路・留萌・函館・網走・根室の修築港費にあてるとされた。すなわち、北海道国有林はここに拓殖財源として明確に位置づけられたのである。さらに、明治43年の「北海道第一期拓殖計画」の樹立に及んで、国有林収入は拓殖費に包含された。これに対して、国有林の経営費にあたる森林費は国庫から一

定額を支出されることになり、国有林収入と森林費は分離された。このために森林費は国家財政の影響を受けて年平均約 35 万円程度に押えられたが、国有林収入は大々的な年期待売による立木処分によって激増し拓殖財源の中で大きな位置を占めるにいたった。

こうした戦前期北海道国有林の拓殖財源としての位置づけは、戦時増伐が開始されるまで変わらなかった。たとえば、北海道国有林の農商務省への移管問題が表面化したときに、内務省官僚、北海道庁は、拓殖政策と北海道国有林との関連を説くとともに、北海道国有林の森林費を拓殖費に編入して国有林収入と森林費との間に一定の連鎖を持たせ、度重なる拓殖計画の改訂によって官行斫伐事業開始など前期に比べてより集約な経営を行う方向をもたせて対応した。こうして、北海道国有林は拓殖政策を進める上で不可欠のものとして、北海道国有林の農商務省への移管は戦前期を通じて実現されなかった。すなわち、この移管によって林政統一を実現するよりも、「人口・食糧」問題を解決するために拓殖政策を進めることが当時の日本資本主義にとって基本的な問題であったからである。しかし、満州事変以降「人口・食糧」問題の解決は満州への殖民に求められ、北海道拓殖の日本資本主義での位置は相対的に低下し、また、戦時体制への突入によって北海道国有林は「戦争完遂」の中に位置づけられて戦時増伐を開始するにいたったのである。

こうした北海道国有林の拓殖政策上での三つの側面での位置づけは、拓殖政策の展開、北海道の「辺境」からの離脱の程度によって変化し、国有林経営に大きな影響を与えたのである。以下に、北海道国有林の拓殖政策上の位置づけの変化のもとの国有林経営の展開過程とそれぞれの時期における国有林経営の性格を簡単に要約しよう。

1. 第一期

北海道国有林は、明治初期に官林として囲い込まれた後に、官林の分割—北海道御料林、道有林などの創設による国家的土地所有の再編一、官林種別調査、北海道国有林整理綱領を経て確立された。この段階で府県国有林と比較すると北海道国有林の特徴は、地元農民が存在せず、地元農民による伝来的林野利用、入会関係がほとんどなかったことである。府県国有林では地元農民との間に入会林野利用をめぐる長い紛争の歴史を持った。

拓殖政策は日本資本主義の独占資本が確立する明治 40 年から積極的な資本優先政策として本格的に展開し、北海道国有林もまた大規模な立木処分、不要林売払処分を開始した。この大規模な立木処分は年期待売の形態で行われ、これによって北海道国有林は紙・パルプ資本を中心とする独占資本との密接な結合関係を樹立し、その結合の形態を多少変えながらも戦後段階まで引き継いだのである。

北海道国有林は、先にも述べたように北海道国有林整理綱領の樹立以降から大正中期にかけて国有不要林の売払を行なった。この国有不要林の売払処分は、北海道での産業資本による林野所有を確立する上で重要な役割を果たすと同時に、拓殖財源としての国有林収入を確保するものでもあった。

明治40年ごろから、王子製紙などの独占資本との間に年期特売を設定し、立木処分を本格的に開始した。この年期特売による立木処分は、先に述べたように拓殖政策を推進するための資本優遇策であったと同時に、拓殖財源を確保しようとするものであった。これによって鶴川・沙流川・美里別川流域などの国有林野では戦前期を通じて一貫した紙・パルプ資本による独占的支配の体制が確立する。年期特売の対象となった資本は王子製紙・富士製紙・三井物産などである。こうした独占資本によって掌握された流域の国有林野では、1流域—1独占資本—1専属造材請負業者という形態をとった。それは戦前期北海道林業の生産構造のひとつの典型であった。その専属造材請負業者のもとでの労働組織は「前期的」性格をもつことはいまでもない。

他方、北海道国有林は、整理綱領によって営林区署、分署さらに森林看守駐在所を設置して管理・経営組織を確立し、本格的に施業案を編成した。また、大正3年から国有林野の周辺に入植した地元農民に助成金を与えて国有林野の保護組織としての森林防火組合を組織させた。こうして伐出事業、育林事業が開始された。伐出事業は年期特売を中心とする立木処分によって実行された。他方、育林事業は、府県国有林が人工造林を中心にしたのに対して、その施業法が択伐、傘伐を中心とする天然更新法によっていたために、人工造林事業は小規模でありまた、この時期の人工造林は札幌・道南地方に偏っていた。また、天然更新事業は、その大部分が「天然生育」であり、手入および補植による天然更新補助作業にしても森林費が押えられ労働力不足という事情もあって、極めて粗放なものにとどまった。

すなわち、この第1期の北海道国有林は、近代的土地所有制度の国家的土地所有の一つとして確立され、その保護、管理組織を形成確立した。そして拓殖政策上での三つの側面で位置づけが要請され、独占資本への年期特売を中心とする立木処分と国有不要林処分によってその役割を果たした。

2. 第二期

この第二期の北海道国有林は、森林費を拓殖費に編入し、農商務省への移管問題から逃れその経営を展開させる条件を整えた。しかし、北海道国有林の拓殖政策上での位置づけは、日本資本主義の発展と北海道拓殖の進展とによって第一期とは大きく異っていた。

第一に、土地処分については、国有不要林の処分を大正中期までに基本的に終えた。そしてまた、国有林の国有未開地への編入という点ではこの第二期の段階で民有未墾地の開発へと問題の焦点が移り、国有未開地の処分問題は後退していった。すなわち、拓殖政策上での土地ファンドとしての位置づけを失ってきたのである。

また、大資本優先の立木処分という点でも樺太の虫害木の大発生を契機にして、その位置づけが薄らいだ。それは、大正10年以降の北海道国有林の年期特売による立木処分が、減少する点にあらわれている。そして、この第二期での北海道国有林の拓殖政策上での位置づけは拓殖財源としての側面がとくに強かった。

こうした条件のもとで北海道国有林は土地所有から経営へと展開した。まず、施業案編成では大正9年に「北海道国有林施業案編成規程」によって施業案編成方針を確立し、また、施業案も最初の編成から第一次検討の段階に入り、前期と比較して集約的な施業方針が樹立された。施業法は、従来の傘伐、択伐の併存から択伐天然更新作業を主体とするものにかわった。しかし、実際には北海道国有林が択伐林というよりはむしろ原生林・天然林であり、伐採対象林が一尺二寸上とされていることからみて良木択伐であったと言えよう。育林事業では、森林費の拓殖費への編入によって事業費が増加し、前期よりも集約的な作業が行なわれた。たとえば、人工造林事業が、前期の数百町から、千数百町に増加し、さらに、育苗技術の発達によって、全道の国有林で人工造林事業が行なわれたが、その規模はなお小さいものであった。また天然更新事業では「自然生育」が50%前後に低下し、第一期よりも天然更新補助作業が拡大されて集約的に行なわれた。この育林事業の拡大と集約化のもとで、育林労働組織が形成、確立された。府県国有林の労働力は国有林野の地元農民であり、その労働組織は、委託林制度、慣行特売などの地元施設制度を梃子にして部落組織を形成して、その部落の共同体的秩序を再編、強化して従来の国有林野保護組織から造林労働組織へと変質したものであった。北海道国有林の育林労働組織は、国有林野周辺への開拓農民の一定程度の定着を前提とし、それらを臨時的に雇傭して形成された。この時期の育林事業は一定の広がりをもち、さらにそれが集約化する傾向をもって展開したとはいえ、北海道国有林は依然として伐出事業を中心にして展開したのである。

この第二期北海道国有林の伐出事業をみると、従来からの立木処分とともに、森林費が拓殖費に編入された翌年から官行斫伐事業が開始された。府県国有林の官行斫伐事業は、明治初期の殖産興業政策下でのそれを前史として持ち、明治30年代後半に軍需用材の確保と国家財政の逼迫を直接の契機として大規模に再開され、以降、国有林経営の長大材生産の基幹的部分を担って展開した。これに対して、北海道国有林の斫伐事業は、拓殖政策を展開するために北海道国有林の農商務省への移管を避けることを目的として開始されると同時に、拓殖財源として位置づけられた国有林収入を確保するものとして展開した。この官行斫伐事業は明治期から形成・成長してきた地場資本の反対運動を押し切って開始され、置戸・温根湯・塗別・足寄を中心に森林鉄道を基軸にして展開した。

他方、立木処分では前期の伐出事業の大部分を占めた年期特売による売払が減少するが、紙・パルプ資本に対する年期特売による立木処分は、この第二期、さらに第三期を通じて継続された。紙・パルプ資本との間で年期特売が設定された鶴川・沙流川・美里別事業区などの国有林野は、紙・パルプ資本による排他的独占的支配が継続した。また、従来年期特売による立木処分が設定されていた国有林野で官行斫伐事業を開始する際に、契約を更改して年期特売による立木処分の代わりに官行斫伐製品の払下げによって保障するとしたのであった。こうした年期特売による立木処分が減少する中で、立木処分は特売・公売による立木処分へとその比重

を移したのである。特売による立木処分は、明治末期からの拓殖政策の急速な進展のもとで国有林野周辺の民有地に開拓農民が定着し、民有林地の木材資源が枯渇する中で開拓農民が国有林に薪材を求めたために増加したのであった。公売による立木処分は、明治期から大正期にかけての地場資本の成長を背景として増大したのである。

北海道国有林の伐出事業での官行斫伐事業の開始、年期特売の立木処分の減少と紙・パルプ資本の間での一定の継続、公売・特売による立木処分の変化の中で、北海道国有林経営の地域類型は次の三つに分かれた。第一には、官行斫伐事業の開始によって上からの資本主義化を進める型（足寄・澁別・置戸・温根湯）、第二には、従来からの年期特売を継続し紙・パルプ資本による排他的独占的支配を続ける型（鶴川・沙流川・美里別事業区）、第三には、地元住民・地場資本の立木処分を行ない経営的には放置された型（道南・道北の国有林）である。北海道国有林の伐出事業の中心地は、第一の型と第二の型であり、これらの地域の国有林は旧北海道御料林とともに戦後の国有林経営の中心地となった。戦前期北海道国有林はこの官行斫伐事業の開始によって、九州国有林の杣頭制度、秋田国有林の功程頭制度と比定される国有の労働組織一部屋頭制度一を形成した。

北海道国有林の官行斫伐事業の実行形態は基本的に直営と請負であったが、直営形態であっても部分的に請負によるものがあり、厳密に両者へ区分しえないものもあった。直営形態、請負形態のいずれにあってもその労働組織には基本的に大きな相違がない。秋田国有林の功程頭制度を構成する官行斫伐事業の労働者は基本的には「半農型季節労働者」であったのに対して、北海道国有林の部屋頭制度のそれは東北出稼労働者、道内出稼ぎ半農型労働者、地元半農型労働者、漁業との兼業をする賃労働者、林業専業賃労働者と多様であった。その部屋頭制度を編成するにあたって、労働者の調達過程に人夫供給人・人夫供給請負人が介在し、賃金の前貸が行なわれ、二重の賃金単価が存在し、その労働組織は「前期的」性格が強いものであった。請負形態にあっては、官行斫伐事業および森林鉄道の新設事業なども請負う「指定請負人」によっており、その労働組織は王子製紙・三井物産などの専属請負業者のそれと変わらないものであった。

官行斫伐事業の基幹をなす森林鉄道の労働者は定夫、準定夫として定備化された。さらに林内植民制度に触れると国有林の林内植民は官行斫伐事業、育林事業の労働力確保のために大正10年から設定を開始するが、結局定着しえず、労働組織として積極的な意味をもちえなかった。

この第二期の北海道国有林は官行斫伐事業の開始によって土地所有から経営へと展開した。この経営への展開は、府県国有林のような地主経営として確立をみることなく、当初から上からの資本主義化を進めるものであった。しかし、その経営は、労働組織にもみられるごとく「前期的」性格を色濃くもったものである。

だが、北海道国有林の土地所有から経営への展開、上からの資本主義化は全面的に行われ

たのではない。明治40年からの独占資本の進出によってもたらされた年期特売の立木処分は、この第二期に入って減少したが、紙・パルプ資本との間での年期特売による立木処分はこの第二期に入っても継続した。さらに、明治期以来の拓殖政策の展開にともなう国有林野周辺への開拓農民の定着、地場資本の成長のもとでこれらへの立木処分を開始するにいたった。

3. 第三期

この第三期の北海道国有林経営は、満州事変、樺太林政改革以降の、すなわち、戦時体制下のそれである。満州事変以降、北海道の拓殖は戦前期日本資本主義にとってその重要性を相対的に低下し、「人口・食糧」問題の解決は満州に求められた。また、昭和恐慌および打ち続く冷害によって拓殖財源が不足し、拓殖政策の改訂問題が起るが結局戦時体制への突入によって改訂が実現されなかった。北海道国有林はこの拓殖財源を確保するための増伐を開始し、さらに、昭和12年の日中戦争への突入とともに、拓殖政策そのものも「戦争完遂」のための施策に集中されるにいたる。すなわち、従来の拓殖政策の拓殖財源としての位置づけよりもむしろ「戦争完遂」の中に位置づけられ、戦時増伐を開始するにいたった。この戦時増伐によって、北海道国有林は標準年伐量を大幅に越える伐採を行なった。

この第三期初頭にあつて、北海道国有林は拓殖財源確保を使命としながらも、第二期に集約化の傾向を示した育林事業を引き継ぎ昭和10年から昭和15年まで特殊林相改良事業を行なった。また、天然更新事業もこの第三期初頭のものが最も集約的であった。しかし、戦時増伐の開始、戦時統制の強化のもとで、臨時検訂案、戦時伐採案などの施業方針に示されるごとくこの第三期の国有林経営は育林事業を放棄し、伐出事業だけに一面化したのである。

戦時増伐は昭和12年からのパルプ材増産計画を契機として開始し昭和15年からの軍需用材の伐採によって一層促進されたが、それは立木処分および官行斫伐事業の拡大によって支えられた。とくに官行斫伐事業は量的にも地域的にも著しく拡大されることとなった。第二期ではこの官行斫伐事業に対する反対運動が広範に展開したが、北海道木材業組合連合会に組織された中小地場資本は、この第三期に入って「戦争完遂」の名のもとにその運動が沈静された。そればかりではなく、こうした地場資本は戦時体制の強化とともに戦時統制組織としての北海道地木社に組み込まれた。こうして拡大された官行斫伐事業の実行形態は第二期と同様に請負形態と直営形態の二つである。また、直営形態にあつても内容は請負形態のそれとほとんど変わらない。請負形態は、前期と同様に単価請負になっており、その請負人は人夫供給請負人であった。また、この第三期の官行斫伐事業の拡大によって、直営形態に若干の変化が現われた。その労働組織は第二期と同様に人夫部屋頭制度であったが、戦時下体制での「労働力の軍事的編成」を目的とする国家総動員法によって昭和13年「職業紹介法」が改正されて、その労働組織の編成に大きく関与していた人夫供給人、人夫供給請負人は、課程付請負への名称変更と制度化によって、営林区署との間に人夫供給請負契約を正式に締結するにいたった。官行斫伐事業の拡大にともないこの課程付請負が広範に採用された。また、この課程付請負の人夫

供給請負人は請負形態の単価請負の請負人とほとんど変わらず何時でもそれへ転化しうるものでもある。ちなみに、この課程付請負は戦後の民主化、「近代化」のもとでの労働三法の成立によって北海道国有林の官行斫伐事業から排除され、課程付請負人（＝人夫供給請負人）は北海道国有林の斡旋によって紙・パルプ資本、製材資本の造材請負業者へと転身することになる。

戦時体制の深まりとともに労働諸条件は悪化し、他方では官行斫伐事業の労働力不足もまた深刻化した。北海道国有林はこれに対して勤労報国隊・挺身隊によって対応しながら、その「前期」的労働組織を再編し、官行斫伐事業の基幹的部分をなす森林鉄道の労働力を確保するために定夫として定備化し国有林経営に包摂した。このような定備化による労働力の国有林経営への包摂は、第二期よりも進展するが、この第三期の官行斫伐事業の労働組織は依然として「前期的」色彩を残すものであった。

戦時体制期での北海道国有林の増伐を支えたものは、官行斫伐事業以外では立木処分は戦時統制組織を通じて行なわれた。この組織は、昭和16年から北海道庁が上から造材資本および製材資本などの地場資本を地方造材組合・製材組合へ組織し、それらを再編した伐出組合・製材組合を下部にもつ北海道地木社の設立によって完成をみた。こうした上からの木材統制機構を組織する一方で、北海道国有林は立木処分の売払形態を変え、木材統制機構を組織する梃子とした。木材統制機構の完成した後は、北海道国有林の立木処分のうち一般製材用材はこの北海道地木社に対して処分され、下部組織の伐出組合・製材組合などに組織された地場資本がその生産にあたった。そして、北海道国有林は、戦時統制機構の組織化および戦時増伐を実行する過程で木材統制機構に組織された地場資本との結合を持つにいたった。そして、戦後段階になってこの北海道国有林と地場資本との結合関係を引き継ぎ、地場資本への随意契約による立木処分を行うことになるのである。そして、北海道国有林の昭和20年中葉から後半にかけての立木売払方針の変化のもとで、こうした地場資本のうち製材工場をもたない素材生産資本は、随意契約による立木処分の「権利」を確保するために、製材工場をもつにいたるのである。さらに、この第三期は、北海道地木社への立木処分ばかりではなく、国有林野の地元住民に対する薪材の立木処分、製炭業者への立木処分、紙・パルプ資本への年期特売による立木処分が行われて戦時増伐が支えられた。これらのうち、国有林野の地元住民、製炭業者への薪炭材の立木処分は戦後段階での「エネルギー革命」のもとではほぼ解消される。他方、紙・パルプ資本への年期特売などによる立木処分は戦後段階にあっては随意契約による立木処分として引き継がれ、昭和30年代の北海道国有林の大面積皆伐への移行、パルプ生産行程の技術革新（針葉樹材から小径木・低質広葉樹利用）などによって、造材・製材業などの地場資本を系列化し、明治40年以来の一流域、一紙・パルプ資本、一専属造材業者といった戦前期の生産構造から戦後段階の紙・パルプ資本による広範な中小地場資本の支配へと移る。

第三期の北海道国有林経営は「戦争完遂」の中に位置づけられて展開し、第二期から第三期初頭にかけて集約化の傾向を示した育林事業は放棄され、戦時増伐のための伐出事業へと一

面化したのであった。この戦時増伐を支えるために官行斫伐事業を拡大したが、その労働組織は、一部の基幹的労働力を定備化して経営の内部に包摂するとはいえ、基本的には「前期的」諸関係を色濃くもつものであった。すなわち、北海道国有林経営は、上からの資本主義化を指向しながらも、それを達成しえず戦後へと引き継がれたのである。

戦後段階にいたって林政統一が実現し、北海道国有林は御料林とともに府県国有林と同様の位置づけが与えられた。それは、第二次大戦の敗戦による日本帝国主義の崩壊のもとで植民地林業を喪失し、林政統一と国有林野事業特別会計制度の創設によって国有林経営再建軌道が定置され、国有林経営は戦後復興材需要を担い、高度経済成長下にあっては激増する木材需要のために新たな増伐と「合理化」を開始した。こうしたもとで課程付請負・人夫供給請負の国有林経営からの排除、部屋頭制度の解体と班長制度、直営直備制度の導入など労働諸関係の一定の「近代化」を実現した。だが、高度経済成長下での国有林経営における増伐、「合理化」は立木処分増大によって紙・パルプ資本による木材市場の再編をもたらし、林業生産の「合理化」・近代化の先導的な役割をもった直営生産事業では大面積皆伐一斉造林を基礎に機械化を梃子にその生産過程を改変しつつ労働諸関係の近代化を推進し、基幹的労働力を確保した。しかし、この国有林経営の「合理化」「近代化」は労働「生産性」の向上とともに、労働力破壊を生み出し、森林および自然を広範に破壊しつつ、請負の導入によって労働者の配置転換と大量の人員整理を実現したのである。そして、現段階の国有林経営は、昭和40年以降の財政危機の進行のもとで独占資本の「公社化」・「民営化」の方針を延流としながら、その国有林経営のあり方が問われている。

注

- 1) 小関隆祺「北海道林業の発展過程」北大演習林研究報告、第22巻第1号。
- 2) 萩野敏雄「発展期における秋田材経済史」および「農林行政史 第5巻 下」。
- 3) 萩野敏雄「北洋経済史論」。

資 料 1

五林務 第4727号

「エゾマツ・トドマツ天然更新実行ニ関スル件」

明治42年9月

各営林区署長

エゾマツ・トドマツ天然更新事業ハ別紙注意事項ニ因リ実行相成度此段及通牒候也

第5部

エゾマツ・トドマツ天然更新実行ニ関スル注意

一、更新地域撰定上ノ注意

- イ、国有未開地又ハ不要林トナル如キ地域ヲ避クルコト
- ロ、施業案ニ於テ初期斫伐区域決定セル森林ニアリテハ斫伐上ノ都合ヲ考ヘ其区域内ニ之ヲ設定スルコト
- ハ、初期斫伐区域未決定ノ個所ト雖モ可成之ニ合致セシムル考ヲ以テ設定スルコト
- ニ、林班小班ノ定マレル個所ニ在リテハ可成之ニ一致セシムベク又未定ノ個所ト雖モ可成之ニ一致セシムル考ヲ以テ設定スルコト
- ホ、一事業区内ノ更新地域ハ将来ニ於ケル斫伐事業ヲ考察シ支障ヲ生セサル範囲ニ於テ其広狭ヲ定ムルコト
- ヘ、可成作業容易ニシテ確實ニ効果ヲ挙げ易キ個所ナルコト
- ト、下種地拵ヲ要スル場合ハ可然結実ノ見込確實ナル個所ナルコト
- チ、民地又ハ国有未開地等ノ誤入ナキ様注意スルコト

二、下種地拵撰定上ノ注意

- イ、凡ソ二坪ニ付一本以上後継樹アル個所ハ下種地拵ヲ行フニ及ハス
- ロ、ウツ閉破レタル個所又ハ雑草、笹類等ノ繁茂セル個所ハ一般ニ下種地拵地トシテ不適當ナリ即チ下種発生後ニ於テ下刈ヲ必要トスル個所ノ如キハ全然之ヲ避ケサルヘカラス
- ハ、確實ニ結実セル母樹ノ附近ニアラサレバ下種地拵地トシテ不適當ナリ
- ニ、下種地拵地ハ落葉厚クシテ種子ノ發育ヲ妨クル個所ニ対シ其ノ落葉ヲ掻キ除クモノナルニ付山背等ノ氣候荒キ地、烈寒ノ地瘠薄地等ニシテ比較的落葉薄キ区域ハ之ヲ行フ要ナキモノトス
- ホ、故ニ下種地拵地トシテ選定スヘキ個所ハ左記各項ニ該当スルヲ要ス
 - 一、後継樹二坪ニ付一本未深ノ個所ナルコト即チ稚樹発生後ニ於テ下刈ヲ行フノ必要ナキ個所ナルコト
 - 一、確實ニ結実セル相当母樹ヲ有スル個所ナルコト

一、落葉厚クシテ下種地拵ヲ行フニアラザレハ種子落下スルモ稚樹ノ發育困難ナル個所ナルコト

一、補植作業ヲ行フニ比シ有利ナリト認ムル個所ナルコト

三、下種地拵実行上ノ注意

イ、下種地拵ノ作業ハ厚キ落葉ヲ取り除クコトヲ目的トスルモノナルニヨリ緊着セル落葉ヲ搔起シテ之ヲ膨軟ナラシムル作業ハ不可ナリ故ニ唐鍬又ハ熊手様ノモノニシテ線状ニ落葉ヲ搔除ケ細ク地表ヲ露出スルヲ目的トスベシ此作業ハ種子落下前ニ終ルモノトス

ロ、後継樹ハ凡ソ二坪ニ付一本以上アレハ可ナルニ付作業ノ集約ニ過クルコトモ慎マサルヘカラス稚樹過密ニ発生スルトキハ反ツテ害アル場合少カラス

故ニ作業ノ程度ハ其必要ニ応シテ過集約ナラス過粗放ナラサルヤウ注意ヲ要ス又搔除ノ際ハ天生稚樹ヲ傷害セサルヤウ充分ニ注意スヘシ

ハ、落葉搔除ノ巾ハ普通四、五寸ニシテ充分ナリ又列間ハ九尺内外ヲ常トシ且ツ将来ノ林相ヲ整正ナラシムルタメ可成各線ヲ並行ナラシムヘシ但シ一区域内ノ列間ハ可成同距離ニスルヲ得策トス

ニ、特ニ補植苗養成ノ必要アルトキハ其個所ニ限り稍集約ニ行フヘシ但シ其集約度ハ必要ノ程度ニ適応セシムルヲ要ス

ホ、下種地拵地区域内ト雖モ往々結実セル母樹ナキ等ノタメ不適當ノ箇所アルモノニ付斯カル個所ニ徒勞セサル様注意ヲ要ス

ヘ、シダ類ノ葉ハ地表ニ密着シ種子ノ生育上著シキ妨ケヲ為スモノニ付地拵ノ際必要ノ程度ニ之レカ除去ヲ計ルヘシ

ト、下種地拵実行ノ際ハ其都度周囲ノ生立木ニ「赤ペンキ」ヲ以テ相当ノ標識ヲ設ケ区域ヲ明瞭ナラシムベシ

四、下種地拵地手入上ノ注意

イ、落葉搔除線上ニ再ヒ多クノ落葉吹き集メラレラレ若クハ笹ノ葉シダ類ノ葉ナド附着シ之ヲ取除クニアラザレバ稚樹ノ生育ヲ期シ難キ場合ハ必要ノ程度ニ之カ取除キヲ行フヘシ但シ潤葉樹ノ落葉ト雖モ一、二枚ノ重リハ普通著害ナキモノトス

ロ、前記ノ取除キハ早春稚樹ノ未ダ発生セサル時期ニ於テ行フヲ要ス

稚樹発生後ハ反ツテ稚樹ヲ損傷スルノ害アリ又此取除ニ就テハ線上ノ種子ヲ他ニ移動セサル様注意ヲ要ス

ハ、下種地拵実行ノ翌々春即チ稚樹発生ノ翌春融雪後ニ於テ稚樹カ關キ落葉ノタメニ強ク地面ニ圧着サレタルモノハ往々其腐朽スルコトアルヲ以テ必要ニ応シテ落葉ノ取除ヲ為スヲ要ス

ニ、要スルニ下種地拵地ノ手入ハ止ムヲ得サル場合ニ限り臨時ニ行フモノナルヲ以テ徒勞ニ流レサル様注意ヲ要ス

畢竟所要ダケノ稚樹ヲ生育セシムレハ足ルヲ以テ徒ラニ勞費ヲ投ズルコトヲ慎マサルヘカラス

五、補植地撰定ノ注意

補植地ハ左記各号ニ該当スル個所ナラサルヘカラス

- 一、後継樹ニ坪ニ付一本未滿ノ個所ナルコト
- 二、未立木地、疎林地又ハ雜草笹類ノ繁茂地ニシテ下種地拵地ニ適當セサル個所ナルコト
- 三、經濟ノ有利ニ其目的ヲ達シ得ルト認ムル個所ナルコト

六、補植事業実行上ノ注意

- イ、補植事業ハ多費ヲ要スルヲ以テ凡ソニ坪ニ付一本以上ノ後継樹アレバ足ルモノトシ補植本数ノ減少ヲ計ルヘシ
- ロ、補植苗ハ幹長一尺四、五寸ニシテ年ノ可成若キヲ良トス即チ可成生育佳良ニシテ樹冠円錐狀ヲ呈スル稚樹ヲ選定セサルヘカラス又細根多キモノナルヲ要ス
- ハ、補植苗ハ可成補植地ノ附近ニ於テ掘取ルヲ可トス
- ニ、補植苗ノ掘取ニ就キテハ苗根ヲ損傷セサル様注意シ且ツ掘取跡地ノ要存後継樹ヲ適當ニ保存スルヤウ注意ヲ要ス
- ホ、補植地ノ地拵ハ通例線刈法ヲ用ユヘシ即チ普通六尺乃至九尺置キニ三、四尺巾ヲ刈取り其ノ刈払線上ニ六尺乃至九尺置キ位ニ植付約ニ坪ニ一本位ノ割合ニ後継樹ヲ立タシムヘシ又笹短キ所ハ刈巾ヲ狭クシ笹長キ所ハ刈巾ヲ広クスル等実況ニ応シテ適當〇斟酌スルヲ要ス
- ヘ、補植苗ノ枯損ニ對シテハ更ニ補植セサル予定ナルノミナラス可成下刈年数ノ短縮ヲ肯トスル必要アルヲ以テ植付ニ際シテハ疎滿ニ流レサルヤウ注意ヲ要ス
- ト、植付季節ハ秋期、春期トモ樹木ノ生長休止期ニ於テ行フヲ要ス故ニ秋期ニ於テハ早キニ失セサル様又春期ニ於テハ遅レサルヤウ注意スルコト肝要ナリ
- チ、掘取苗木ニハ自然大小ノ別アルヘキニヨリ之ヲ區別シ一区域ニハ可成同大ノモノヲ植ウヘシ但シ大形ノモノハ笹其他ノ地被物深キ所又ハ地位ノ上等ナル所ニ小形ナルモノハ之ニ反スル地ニ植ユルヲ得策トス
- リ、補植地ニモ若干ノ保護樹アルトキハ苗木ノ活着上有利ナル場合多シ
- ヌ、特ニ笹深キ地ニシテ多額ノ下刈費ヲ要スル箇所ニ對シハ可成優良苗ヲ撰抜シテ之ヲ植付ケ若クハ其二年前ニ林内適當地ニ臨時苗圃ヲ設ケ一回床替セルモノヲ掘取リテ用ユルヲ得策トス
- ル、附近ニ適當ナル補植苗ナキ場合ハ予メ下種地拵其ノ他ノ方法ニヨリテ必要タケノ苗木ノ準備ヲ行フヲ要ス
- ヲ、補植実行ノ際ハ其ノ都度周囲ノ生立木ニ「赤ペンキ」ヲ以テ相当ノ標識ヲ設ケ区域ヲ明瞭ナラシムヘシ

七、防火線設定上ノ注意

- イ、防火線ハ造林事業ニ伴ヒ設定スルモノナルモ必ズシモ造林地ニ接シテ之ヲ設クルノ必要ナシ即チ其ノ方面ニ於ケル大局ヨリ考慮シ最モ必要ノ位置ニ設定スヘシ
- ロ、防火線ハ可成作業又ハ巡視路搬出路若クハ防虫線一区画線等ト一致セシメ且ツ可成相互ニ接続セシムルヲ得策トス
- ハ、河川、溪谷、沼地、岩石地、過湿地等ニシテ自然ニ防火ノ効力ヲ有スルモノアルトキハ勉メテ之ヲ防火線ニ利用スヘシ
- ニ、防火線設定ニ就キテハ民地又ハ国有未開地等ノ誤入ナキ様深ク注意ヲ要ス
- ホ、一防火線区域ハ地勢及火災ノ多少ニ従ヒ一様ナラスト雖モ通例五十町乃至三百町歩ヲ以テ標準トスヘシ

八、防火線実行上ノ注意

- イ、普通防火線ノ巾ハ五間乃至十間大防火線ノ幅ハ三十間乃至六十間ヲ以テ標準トスヘシ
- ロ、防火線ハ経済上最モ有利ニ之ヲ開設スルハ勿論開設後ニ於テモ可成小額ナル手入費ヲ以テ常ニ防火ノ目的ヲ達シ得ル如ク施設スルヲ要ス即チ耐火性植物体ヲ設ケルヲ主トスベシ
- ハ、普通防火線ハ線上ノ立木及地表可燃物ヲ取り除キ且ツ毎年ノ刈払費ヲ節約スルタメホワイトクロバーヲ培養スルヲ常トス
- ニ、無償ヲ以テ伐除シ得サル防火線上ノ生立木ハ通例目通直徑六寸未満ノモノハ伐除シ六寸以上ノモノハ下方ノ枝払ヲ行フヲ得策トス巻枯ヲ行フコトハ寧ロ有害ナリ 但シ伐採ノ際ハ勉メテ防火線外ニ直角ニ倒スヲ利トス
- ホ、防火線上ノ立枯木ハ最モ危険ニ付必ス之ヲ除去スルコトニ勉ムヘシ立枯木特ニ多クシテ経費ノ上ヨリ之レガ全除去サレサルトキハ就中危険大ニシテ除去シ易キモノヨリ可成多ク除去スルモノトス
- ヘ、防火線上ノ倒木ニシテ容易ニ焼棄シ得サル大形ノモノヲ其ノ全部又ハ一部ヲ線外ニ搬出スヘシ 但シ一部搬出ノ場合ハ其如何ナル部分ヲ何〇タケ切除スルヲ得策トスルカヲ熟慮ノ上最モ有利ナル如ク実行スヘシ
- ト、ホワイトクロバーハ繁殖力強ク丈ケ低ク且ツ延焼シ難キモノナレバ防火線ノ培養ニハ最モ適当ス 但シ厚キ庇陰下ニハ繁殖シ難キヲ以テ斯個所ハ伐木シ得ル時期迄培養ヲ見合スヲ得策トス
- チ、ホワイトクロバーヲ播種スルニハ相当ノ開墾ヲ行ワサルヘカラス集約ニ過クレバ徒費トナリ粗放ニ過クレバ目的ヲ達シ難シ須ラク実況ニ応シテ適度ノ開墾ヲ行フヘシ
- リ、ホワイトクロバーハ防火線ノ全面ニ播種スルニ及ハズ普通ノ場合ニアリテハ線幅ノ四分ノ一乃至二分ノ一トシ可成小費ヲ以テ速カニ目的ヲ達スルヨウ設計実施スヘシ二条以上ニ分播スルハ不利ナルカ如シ
- ヌ、左記各号ノ一ニ該当スル防火線ニハ「ホワイトクロバー」ノ播種ヲ行ハサルモノトス

一、岩石地、裸禿地、池沼、溪川、道路及ビ庇陰地等ニシテ導火地、被物即チ雜草木笹類等ノ繁茂セサル箇所

一、耕地若クハ牧草地トシテ確實ニ有料又ハ無料貸付ヲ為シ得其結果防火上ニ何等危険ナル○ナキ箇所

一、毎年防火線内ノ導火地被物ヲ確實ニ有料若シクハ無料ニテ刈除セシメ得ル箇所
 ル、確實ニ有料（通例生立牧草一貫目四錢以上）ヲ以テ牧草ヲ売却シ得ル防火線ニハ「ホワイトクロバー」ノ代リニ「レッドクロバー」及「チモシー」ノ代リニ「レッドクロバー」及「チモシー」若シクハ「オーチャード」ヲ混播スルコトヲ得此場合ニ在リテハ通例一反歩ニ付「レッドクロバー」半斤「チモシー」若ハ「オーチャード」三斤ノ割ニ播クモノトス
 ヲ、大防火線ヲ設クル場合ハ通例其中央ニ於テ普通防火線ヲ設ケ其兩側ニハ耐火性樹木ヲ造林スルモノトス

耐火性樹木トシテハカツラ、カンワヲ有利トス

九、斫伐上ニ関スル注意

イ、更新実行地ハ後継樹ノ生育ヲ助長スル為メ近キ将来ニ於テ斫伐実行ノ必要ヲ生スルヲ常トスルヲ以テ其実際ニ應シ障礙木ノ斫伐ヲ計画シ可成速カニ実行ヲ期スヘシ

ロ、要存後継樹一尺未滿ノモノ約二百以上アルトキハ斫伐ニ際シ若干ノ保護樹ヲ残存スヘシ
 ハ、下種地拵ヲ行ヒタル箇所ハ稚樹発生後通例五年以上経過スルニアラサレハ斫伐ヲ行ハサルモノトス

ニ、斫伐処分ニ際シテハ更新事業ヲ障害セサルタメ必要ノ契約ヲ締結シ且ツ之レカ励行ニ勉ムヘシ

十、雑

イ、造林事業ヲ終ヘタルトキハ造林中最モ見易キ所（実行地境界ト経路ト交叉点等ノ如キ）ニ樹種更新地面積実行年月日ヲ記入シタル標杭ヲ設クヘシ

標杭ハ生立木ヲ以テスルヲ良トス

ロ、事業実行及森林巡視等ノタメ経路ヲ設クル必要アル時ハ防火線ニ準シナルヘク更新地ノ周囲又ハ区域内必要ノ所ニ之レヲ設ケ幅一間以内ノ雜草灌木ノ刈払ヲナシ歩行ニ便スルコトヲ得担直径四寸以上ノ生立木ハ処分ニ及ハス此経費ハ防火線費ニ余裕アル場合ニ限り支出スルコトヲ得

ハ、人夫使役ニ関スル注意

一、人夫ハ可成直接雇庸トスルコト

二、実行員ハ可成直接人夫ヲ使役スルヲ良トスルモ止ムヲ得サル場合ハ人夫中優等ナルモノヲ選ヒ人夫頭ヲ置クコト

三、毎日事業着手前及終了後人夫数ヲ確カムルコト

資 料 2

北海道庁訓令 第23号

拓 殖 部 長

営 林 区 署 長

営林作業所規程左ノ通り定ム

昭和12年5月23日

北海道庁長官 池 田 清

営 林 作 業 所 規 程

第一条 営林事業施行ノ為須要ノ地ニ営林作業所(以下作業所ト称ス)ヲ置ク

作業所ノ名称・位置及区域ハ別ニ之ヲ定ム

第二条 作業所ノ業務左ノ如シ

一、造林 林業試験 防風林 林内歩道及病虫害防除予定案ノ編成並ニ実行

二、収穫予定案ノ編成

三、林産物ノ検査及引渡並ニ跡地検査

四、斫伐及土木予定案ノ編成並ニ実行

五、其ノ他営林事業ノ調査並ニ実行

第三条 営林区署長(以下署長ト称ス)ハ署員中ヨリ作業所主任(以下主任ト称ス)及所員ヲ命

ズ 但シ主任ハ技手ヲ以テスニ充ツ

第四条 主任ハ署長ノ指揮ヲ承ケ業務ヲ掌理ス

所員ハ主任ノ指揮ヲ掌ケ業務に従事ス

第五条 主任ハ署長ノ指揮ヲ承ケ作業所区域内担当区員ヲ業務ニ従事セシムルコトヲ得

第六条 署長ハ本令ニ定ムルモノノ外作業所ノ業務上必要ナル規定ヲ長官ノ承認ヲ経テ定ムルコトヲ得

資 料 3

営林作業所規程の制定に就いて

林 務 課

本日北海道庁訓令第23号を以て営林作業所規程が制定せられたが、之が要旨は次の如くである。

本道国有林経営の管理経営の為千島を加えて19箇所(所)に営林区署を設置せられて居るが、本道は地域広大にして未だ拓殖の途上に在る関係上其の管轄区域は頗る広大にして、農林省主管営林署の管轄国有林平均19,164に過ぎないのに対し実に183,321に及び、従来之が管理経営上種々不便が少くなかった。而も今後事業の拡充、整備に伴い、営林区署の手足の延長として適

当な実行機関設置の必要は頗る緊切となつて来た。斯かる事情の下に今般本道独特の施設たる営林作業所が設置せられることとなつた。即ち植伐の〇つた事業区に営林作業所を設け之に事業実行を専務とする技術者を配置し営林区署長の指揮の下に全能力を挙げて国有林経営の完璧を期せんとするものであり、之に依つて営林区署の機能は實質的に著しく伸長充實せらるることとなる。而して本年は差当り五箇所を設置し、将来は之を30箇所に達せしむる予定である。

注1) 数字は全部算用数字に変えた。

資 料 4

卯林産 第2303号

昭和14年11月15日

拓 殖 部 長

国有林産物ノ価格並配給統制実施ニ関スル件

10月12日付 卯林産1926号ヲ以テ国有林産物ノ価格並ニ配給統制要綱ヲ送付致置候処統制ノ実施ニ當テハ価格等統制令(昭和14年10月16日勅令第703号)価格等統制令施行規則(昭和14年10月19日閣令第13号)ニ準拠シ別紙統制要綱解説ヲ参照ノ上生産力ノ拡充、物資ノ調整及国民生活ノ安定等現在戦時経済体制下ニ於ケル緊要ナル諸事項ノ確立ニ関スル政府ノ方策ニ順応シ之ガ目的達成上遺憾ナキヲ期セラレ度

追、而販売価格ニ付テハ木材公定価格ノ決定ヲ見ル迄ハ価格等統制令第三条ニ拠リ北海道木材商組合連合会ヲシテ漸定的ニ協定価格ヲ制定セル見込ニ有之右協定価格制定ニ致ル間ニ販売価格決定ニ関シ買受人ヨリ申請アリタル場合ハ別途示達ノ標準ニ拠リ審査ノ上承認方取計相成度

国有林産物価格並配給統制要綱解説

第一 条 国有林産物ノ売払処分ハ当分ノ内政府ノ物価抑制策ニ順応スル為本要綱ニ依ルモノナルヲ以テ買受人ハ其ノ買受物件ノ措置ニ就キ国有林野産物売払規則其他別ニ定メアルモノノ外総テ本要綱ヲ遵守スルモノトス

本要綱中売渡人トアルハ売買契約官吏ヲ指シ、買受人トハ受特売者若クハ受特売者ヨリ買受ヲナシタル第三者ヲ謂フ

第二 条 本処分方法ニ依ル売払ハ臨時措置ナルヲ以テ之ニ依ル慣行、縁故等ヲ認メザルモノトス

第三 条 買受人買受物件ヲ販売又ハ製材、加工販売スル場合ハ次ノ順位ニ依ルモノトス
優先順位

第一 軍需用材……直接又ハ間接軍用ニ供スルモノ

第二 輸出原料材……第三国向輸出生産品ノ原料材ハ二次的ニ取扱フモノトス 但シベ

ニヤ板製造又ハ吋板製材ノ場合輸出向ノ生産ニ伴フ移出向ノ生産品に限り之ヲ輸出向ト見做シ処理スルコトヲ得

第三 公用及公共用材……庁舎、学校々舎、病院等ノ建築用又ハ橋梁其他土木事業用ニ供スル公用及公共用材ヲ皆称シ直接公企業者若クハ公用又公共用材タルコトノ証明アル工事請負者ニ対シ売払フモノトス

第四 生産拡充用資材……現下政府ノ増産拡充計画ニ伴フ原料材ヲ必要トスル者ニ売払フモノニシテ製紙パルプ原料 抗木 又ハ生産拡充計画ニ伴フ工場 鉱山 炭山等諸施設ニ対スル資材ハ是レガ一例トス

第五 一般民需用材……前記以外一般民需用供スルモノ

買受人前項ノ順位ニ依リ難キ場合ハ予メ売渡人ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第四 条 買受人ハ素材及製材ニ対シ売払前売渡人ノ指定セル標準品ニ付最高価格ヲ定メ売渡人ノ承認ヲ売クルモノトス 但シ輸出用供スベク製材又ハ「ベニヤ」製品ニ対シテハ此限ニ存ラズ

一、標準品

(斫伐製品 立木処分 製材の三つが示されているが略す)

二、販売価格ノ決定

輸出用ニ供スベキ製材品又ハ「ベニヤ」製品生産原木以外一般受特売物件又ハ其ノ生産品ノ販売価格ハ総テ買受人、売渡人ノ承諾ヲ経テ決定ノ上販売スルモノナリ

販売価格、決定ヲ要スル場合ハ買受人材ノ引渡ヲ受ケタル営林区署長ニ対シ素材ニアリテハ書式(第一号)製材ニアリテハ書式(第二号)ニ依リ価格承認申請ヲ為スベシ

三、販売価格ノ算出方法

(イ) 素材ニアリテハ道庁販売価格ニ運搬費、雑費及企業利益、金利等必要ナル諸経費ヲ加算ス 但シ立木処分ニヨル買受人材ニ対シテハ道庁売払、立木価格ヲ造材歩合ニテ除シタル商ニ必要諸経費ヲ加算ス

(ロ) 製材品ニ在リテハ前掲製材ノ標準品ニ付道庁売払素材価格ニ運賃及雑費等ヲ加へ更ニ之ヲ製材歩止ニテ除シタル商ニ製材費、企業利益、金利及雑費等必要ナル諸経費ヲ加算シ是ヲ決定ス

(ハ) 販売価格ノ算出ハ書式(第一号)及第二号ニ拠ルモノトス

(ニ) 潤葉樹材ニ対シテハ針葉樹材ニ準ジ適宜標準品ヲ定メ、販売価格ノ算出決定ヲ為スモノトス

(ホ) 地方・習慣ニヨリ前掲ノ標準寸法ニ依リ難キ製材ニ対シテハ地方寸法ニヨリ又注文ニヨリ特殊寸法ノ製材ニアリテハソノ注文寸法ニヨリ夫々前記ノ標準品目ヲ定メ計上スベシ

四、販売価格ノ承認

買受人ノ申請ニヨリ営林区署長ノ為スベキ販売価格ノ承認ハ書式(第三号)ニ依ルモノトス

五、承認価格ニ対スル報告

(営林区署長から長官に報告すべき事項が記されているが略す)

第五 条 前条ノ販売価格ハ買受人之ヲ公示スルモノトス

買受人ハ受特売物件又ハソノ製材品ニ付売渡人ヨリ販売価格ノ承認ヲ受ケタルトキ素材ニ対シテハ各樹材種、各等級ニ付定価格表ヲ作成シ又製材ニ対シテハ書式(第二号)附表(四)ニ掲記ノ製材品目ノ一等材料ノ価格ヲ店頭ニ掲ゲテ一般ニ公示シ、消費者ガ購買スベキ価格ヲ容易ニ諒知シ得ル方法ヲ購ズルモノトス

此ノ場合公示ノ価格ハ符号符牒ヲ以テ為ズ、又販売価格ノ承認年月日ヲ所記シ置クベシ

第六 条 本物件ノ売払後ニ於テ公定価格ノ決定ヲ見ル場合是レニ依リ買受人ノ被リタル損害ニ対シ売渡人ソノ責ニ任ゼズ

第七 条 買受人ハ受持売物件ヨリ生産セル素材又ハ製材ニ対シ所定ノ様式ニヨリ国有林材タルコトヲ標示スルモノトス 但シ売買人ノ承認ヲ得タル素材ニ対シテハ前記ノ標示ヲ省略スルコトヲ得

(国有林材であることを示すために、極印を打つこと、その極印の大きさを示しているが略す)

第八 条 売払ヲ受ケタル物件ソノ用途以外ニ使用消費若クハ譲渡シ又ハ担保ニ供セントスルトキハ書面ヲ以テ予メ売渡人ノ承諾ヲ受クルヲ要ス 譲渡ノ申請ハ書式(第四号)ニ依ルモノトス

第九 条 木材ノ配給調整上特ニ必要ヲ認メタルトキハ売払物件ニ対シ特殊仕様品ノ生産ヲ命ジ又ハ素材並ニ製材品ノ売払先ヲ指定スルコトアルベシ

第十 条 買受人ハ買受材ニ関スル帳簿、書類、其他買受手持材ニ関スル売渡人ノ点検ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス

第十一条 買受人素材又ハ製材ヲ販売若クハ譲渡セントスルトキハ第三条乃至第十条ノ義務ヲ第三者ニ継承セシムルノ責ニ任ズルモノトス

第十二条 受特売者並ニ譲渡人ハ其ノ買受物件ニ付左ノ事項ヲ毎月末日現在ヲ以テ所定ノ様式ニ依リ翌月五日迄ニ報告スルモノトス 但シ立木受特売者並ニ譲受人ハ其ノ伐出材ニ付売払前所定ノ様式ニ依リ樹種別、造材並搬出済数量ヲ報告スルモノトス

(イ) 素材ノ仕向別販売数量及価格

(ロ) 製材高仕向別販売数量及価格

(ハ) 素材及製材月末手持数量

第二条ニ基キ買受人ノ報告スベキ事項ハ書式(第五号)並ニ(第六号)ニ依ルベシ
 第十三条 買受人前各条ニ違反ノ行為アリタルトキハ売渡人ハ爾後ニ於ケル特売ヲ停止スルコ
 トアルベシ

(以下に、書式の各号が示されているが略す)

資 料 5

申林産 第1269号

昭和19年4月16日

振 興 部 長

立木売払処分ニ関スル件

従来立木売払処分ニ当リテハ原則トシテ統制機関タル北海道地方木材株式会社へ取扱ハシ
 ムル方針ノ下ニ度々通牒致置候モ直接払下ヲ希望スル向モアリテ照復ヲ重スル次第ニ有之候
 統制機関ヲシテ一元的取扱ハシムル趣旨ハ木材事情ノ逼迫セル現今適正ナル生産及配給ヲ保持
 セムトスルニ外ナラズ此ノ点了承ノ上爾今左記処分方針ニヨリ売払処分方取計相成度及通牒
 候也

記

一、直接払下処分差支ナキモノ

1. 少量ノ百家用材
2. 年期売払材
3. 貸渡地上ノ支障木ニシテ〇用、牧棚等ノ如ク直接現地ニテ其ノ用途ニ消費セラル、
材ニシテ立木材積一千石以内ノモノ
4. 土木現業所長出願ノ工事用材
5. 市町村町出願ニ係ル橋梁用材 土地改良用材等ニシテ工事ノ大部分ガ勤勞奉仕ニヨ
リ施行セラル、モノ
6. 立木材積一千石未満ノ被害木 但シ一千石未満ト雖モ北海道地方木材株式会社造材
希望ノ場合ハ此ノ限ニアラズ

二、前期以外ハ総テ北海道地方木材株式会社へ特売スルモノトス 但シ特別ノ事情ニヨリ 直接払下ヲ為サムトスル場合ハ事由具申シ承認ヲ受クルヲ要ス

資 料 6

午林産 第95号

昭和17年1月15日

拓 殖 部 長

官行斫伐事業請負実行箇所ニ於ケル軍事費支弁ニ関スル件

単価請負スハ課程付請負ヲ以テ施行ノ斫伐事業実行箇所ニシテ経費經理ノ都合上一部軍費支弁ヲ要スル場合之ガ取扱方ニ関シテハ軍部並ニ当庁会計課ト打合ノ結果左記ニ依リ処理ノコトニ決定候条了知相成度

追 而直営実行ケ所ニ於ケル軍費支弁方ニ関シテハ従前ト同様ニ付為念

記

一、当該請負事業ノ全量(森林費負担ニ依ルモノト軍費ニ依ルモノトヲ区分セズ)ニ営林区署長ハ成規ニ依リ業者ト請負契約ヲ為シ内軍費支弁ヲ要スル一部ニ対シテハ右ノ契約事項ニ基キ軍費ヲ支弁シ得ルテノトス

但シ契約書ニハ予メ「請負金額ノ一部ヲ軍ニ於テ支払フコトアルベシ」1字句ヲ挿入スベシ

(契約書の例 軍事費に対する請求書の様式があげられているが略す)

資 料 7

亥林 第880号

昭和10年3月10日

拓 殖 部 長 外 山 福 男

「斫伐事業人夫部屋頭採用ニ関スル件」

斫伐事業各種作業ノ統制ヲ計リ事業ノ円滑ヲ期スル目的ヲ以テ今般別記内規相定メ候ニ付従業者ヲ督励シ充分実績ヲ挙グル様特ニ留意相成度

斫伐事業人夫部屋頭採用ニ関スル内規

第一条 斫伐事業実行ニ当リ必要アル場合ハ本内規ニ依リ各作業ニ対シ実行期間内特ニ部屋頭ヲ置ク事ヲ得

第二条 部屋頭ハ事業ニ関スル諸般ノ規程並ニ指示方針ヲ守リ最モ誠実ニシテ成績優良且ツ人望アリ労働者統括ノ力量アルモノヨリ営林区署長之ヲ命スベシ

第三条 部屋頭ハ事業実行主任ノ指揮監督ヲ受ケ労働者ノ連絡統制並ニ作業ノ訓練ニ任ズベシ

第四条 部屋頭ヲ分チテ馬夫抜出(木直、道付ヲ含ム)積込及巻立ノ四種トス

第五条 前条ノ部屋頭ニ対シテハ事業量及業務ノ繁簡ヲ参酌ノ左ノ手当ヲ給スル事ヲ得

| | | |
|-------|-----|-------|
| 馬夫部屋頭 | 1ヶ月 | 15円以内 |
| 藪出部屋頭 | 〃 | 10円以内 |
| 積込部屋頭 | 〃 | 10円以内 |
| 巻立部屋頭 | 〃 | 10円以内 |

第六条 第四条ノ部屋頭ハ事業ノ組織ニ依リ特ニ必要トスル作業ニ限り採用スベシ 但シ同一人ヲシテ他ノ部屋頭ヲ兼ネムル事ヲ得

第七条 部屋頭ニハ其ノ勤務ノ如何ニ不拘第五条ニ依ル手当ノ外賞与其ノ他之ニ準ズル給与ヲ為ス事ヲ得ズ

資 料 8

午林産 第2348号

昭和17年11月2日

振 興 部 長

「官行斫伐事業労働賃金ニ関スル件」

10月30日午林産第2149号立木処分ニ関スル件ヲ以テ立木単価査定上採用スベキ労働賃金左記ノ通り決定相成官行斫伐事業ニ於テモ右賃金ニ準拠スルハ事業完遂上緊要ト被認候モ官業ハ率先垂範民業ノ指導力タル現況ト且ハ定額予算ヲ以テ所定ノ生産量確保ヲ要スル事業ニ鑑ミ実行ニ際シテハ四囲ノ状況ニ応ジ務メテ前年度迄ノ自肅賃金ヲ基準トシ止ムヲ得ザル場合ニ限り右ノ範囲内ニ於テ実行ノ事ニ取計相成度及通牒候也

(以下に、賃金表を示す。玉びきの地域別距離ごとのものは省略した)

1 勞 銀 表

| 作 業 別 | 地 区 | 道 南 | | | |
|-------|-----|---|----------------------|-------|-------|
| | | 日胆・札幌・空知・上川・留萌・天塩・川・宗谷・紋別・東部・北見(斜里ヲ除ク)十勝川 | 釧路・根室(除千島)東部・北見(斜里郡) | 千 | 島 |
| 杣 | 夫 | 5.00 | 5.50 | 5.75 | 6.35 |
| 木 | 直 | 3.20 | 3.60 | 3.80 | 44.20 |
| 巻 | 立 | 3.45 | 4.00 | 4.25 | 4.60 |
| 玉 | 曳 | 11.20 | 14.50 | 15.60 | 16.50 |
| 樺 | 出 | 9.80 | 13.00 | 14.10 | 15.20 |
| 道 | 付 | 3.20 | 3.60 | 3.80 | 4.20 |

本賃金ハ駅土場ヨリ五里以内ノ造材事業ニ適用スベキニ付五里以上八里未満ノ場合ハ一割以内(玉曳・樺出ハ別表ノ金額内)ノ増八里以上ニハ二割以内ノ増ヲナスモ支障ナシ但シ五銭未満ノ端数ハ切捨六銭以上九銭迄ハ五銭トス

資 料 9

午林産 第1582号

昭和17年7月14日

拓 殖 部 長

「事業定夫採用ノ件」

○ニ斫伐事業量ニ依ル定夫定員制ヲ通牒致置候処近時斫伐事業量ノ急激ナル増加ノ外不円滑ナル勞力物資ノ獲得等ニ依リ実行業務ハ極度ニ繁忙ヲ加ヘ実情ニ即セザル点モ見受ケラルルニ付爾今左ノ各号資格ノ一ニ該当シ必要ト認メル場合ハ隨時採用シ得ルコトニ決定相成候条不知相成度

追テ斫伐事業成績ノ如何ハ斫伐技術ニ基ク適切ナル計画施設ト実行員ノ努力ニ依ルノ外真ニ実行主任ヲ補佐シ業務上運営ニ〇〇セントスル優秀ナル定夫ノ技術ニ俟ツ処大ナルモノ有之候ニ付定夫採用、練成ニ関シテハ特段ノ御留意相成度申添候

記

- 一、三年以上林業ノ経験ヲ有スルモノ
- 二、算筆又ハ特殊技能ニ秀デタルモノニシテ特ニ必要ト認メル場合 但シ場合但シ右本号該当ノ場合ハ経伺スルヲ要ス
- 三、「註」前資格以外ハ凡テ北海道国有林野事業定夫規程ノ定ムル所ニ依ルベシ

資 料 10

午林産 第2719号

昭和17年12月8日

振 興 部 長

「先山杣夫ノ養成ニ関スル件」

斫伐事業勞務需給上杣夫ノ不足ハ最モ著シキ現象ニシテ今後益々人員減少スベキ傾向ニ有之杣夫ノ養成増加ハ木材ノ生産確保上喫緊ノ急務ト認メ之レガ具体策考究ノ結果左記ニ基キ先山杣夫ノ養成ヲ計ルコトニ決定相成候条レガ運用ニ関シテ特段ノ〇意相成度

「註」先山トハ伐木造材技術ノ未経験者ニシテ今後技量修得ノ上杣夫トナルベキ人夫ヲ云ウ

記

先山杣夫ノ要領

(一) 養成ノ目的

伐木造材技兩ヲ最モ簡易ニ修得セシメ杣夫ノ増加ヲ計ルヲ目的トス

(二) 資 格

現在出役中ノ杣夫ノ子弟又ハ其他ノ者ニシテ年令 16 才以上身体強健ニシテ将来杣夫トシテ従事セントスル希望者ニシテ第二項養成期間一〜三期間ノ訓練ニヨリ標準杣夫トシテ技両取得可能ト被認ル、モノトス

(三) 養成期間

伐木着手ヨリ終了迄ノ期間ヲ一養成期間トシ養成者ノ年令技量ニ応ジ一及至三養成期間ヲ以テ技術ヲ修メ訓練ヲ終ル

(四) 養成ノ方法

各個訓練又ハ集団訓練

(イ) 各個訓練

父兄、知人等各自ノ師事スベキ者ヲ指導員トシ指導員ノ伐木造材中〇ニ之ガ見習ヲナサシメ技術ヲ習得セシムルモノトス

(ロ) 集団訓練

作業定夫又ハ伐木造材技術優秀ニシテ思想堅固ナル杣夫中ヨリ適当者ヲ選ビ指導員ヲ委嘱シ養成者ヲ集团的ニ訓練スルモノトス

(ハ) 前二項ニ於テ杣夫中ヨリ選出セル指導員ニ対シテハ技能並ニ指導時間ヲ考慮シ適当ナル手当支給スルコトヲ得

(ニ) 但シ各種訓練ノ場合ニアリテハ一日ニ付其手当額二円五十銭ヲ超ユルコトヲ得ズ

(ホ) 各個訓練及集団訓練ノ撰択ハ事業ケ所ニ於適宜決定スルモノトス

(五) 養成者ニ対スル手当

養成期間中年令技能ニ応ジタル別表ノ手当ヲ支給ス手当ハ当該斫伐予定案ヲ以テ支弁シ科目処理費種目ハ先山杣夫養成手当トシテ処理スルコト

但シ地方費林関係ハ公有林費、管理費、事務費支弁ニ付予定案ノ編成ヲ要セズ

(六) 養成期間中見習ノ為メ造材セル出来高ニ対シテハ所定ノ単金ニ依リ稼高ト〇〇シ本人ノ取得トナス

(七) 養成期間見習中〇キタル前項ノ稼高ト第五項ノ支給手当ノ計ガ五、〇〇円ヲ超ヘザル範囲内ニ於テ支給手当額ヲ決定スルモノトス

(八) 義 務

養成訓練ヲ終リタルモノハ今后引続キニケ年間官行斫伐事業ニ杣夫トシテ就業スルコトヲ要ス

但シ公務其他官ニ於テ止ムヲ得ザルモノト認メタル場合ハコノ限ニアラズ

(九) 其 ノ 他

地方費林関係ニアリテハ予算経理上ノ都合アルヲ以テ達成見込人員並ニ養成期

間、指導員手当等ヨリ割出セル所要経費ノ令達上申ヲ至急提出スルコト
(別表は略す)

資 料 11

申林産秘 第42号

昭和19年7月14日

林 政 部 長

「林業労務者ノ徴用解除及徴用除外ニ関スル件」

林業労務者逼迫ニヨリ木材及薪炭ノ生産ヲ阻害スルコト極メテ大ナル現状ニ鑑ミ今般別紙
写ノ通厚生省勤勞局長並同局動員第一課長通牒ニ基キ警察部長ヨリ管下国民勤勞動員署長宛林
業労務者徴用解除及徴用除外ニ関シ通牒相成候ニ付テハ刻下木材並薪炭ノ原(生であらう……
秋林)産ハ洵ニ緊急ヲ要スル実情ニアルヲ以テ速ニ右ニ刻当スル者ヲ調査決定スルト共ニ関係
国民勤勞動員署ト緊密ナル連絡ノ下ニ(各支庁長ハ管内町村長ニ示達ノ上)右趣旨ヲ充分具現
セシメ林業労務確供上万全ノ措置相成度此段及通牒候也

勤発 第1619号

昭和19年6月23日

厚生省勤勞動員局長

各地方長官 殿

警視総監 殿

「特殊技能者ノ徴用解除ニ関スル件通牒」

国民徴用令第二十二條ノ二ノ規定ニ基キ厚生大臣ノ職権ヲ地方長官ヲシテ行ハシムル事項
ニ関スル件6月1日厚生省発勤第148号ヲ以テ通牒相成候処右通牒左記事項中新ニ徴用解除ニ
関スル取扱内規ニ加ヘラレタル特殊技能者ノ取扱ニ関シ自動車修理工林業及薪炭勤務者ノ徴用
解除ハ左記方針ニ依リ御処理相成度

尚之ガ取扱ニ付テハ個々ノ実情ニ充分精査シ苟モ本内規設定ノ趣旨ニ違背スルガ如キコト
ナキ様格段ノ御配慮相成度

記

一、自動車修理工ニシテ左(ここでは下……秋林)ノ各号ニ該当スル者タルコト

- (一) 徴用当時当該作業ニ従事中ノ者タルコト
- (二) 徴用前当該作業ニ三年以上ノ経験ヲ有スル者タルコト
- (三) 徴用後概ネ一年ニ滿タザル者タルコト
- (四) 徴用解除スルモ配属先ニ於ケル総動員業務遂行上支障ナキト認めラルル者タル

コト

二、林業勤労者ニシテ左（ここでは下の意味……秋林）ノ各号ニ該当スル者タルコト

- (一) 徴用当時伐木造材夫集材夫（架線運材及下曳ヲ含ム）木馬運材夫纜運材夫軌道運材夫製材工合板工撰別工工具仕上工（目立工）トシテ当該作業ニ従事シ且ツ一年一五〇日以上出役シ居リタル者タルコト
- (二) 徴用前当該作業ニ三年以上ノ経験ヲ有スル者タルコト
- (三) 徴用後概ネ一年ニ満タザル者タルコト
- (四) 徴用解除スルモノ配属先ニ於ケル総動員業務遂行上支障ナント認メラルル者タルコト

三、薪炭勤労者ニシテ左（ここでは下の意味……秋林）ノ各号ニ該当スル者タルコト

- (一) 徴用当時左（ここでは下の意味……秋林）ノ実績ヲ有スル者タルコト
 - イ、製炭年間 1,500 貫以上
 - ロ、製薪年間 5,000 束以上
 - ハ、木馬纜軌道ニ依ル薪炭搬出作業ニ一年一五〇日出役シ居リタル者タルコト
- (二) 徴用後概ネ一年ニ満タザル者タルコト
- (三) 徴用解除スルモノ配属先ニ於ケル総動員業務遂行上支障ナント認メラル、者タルコト

参考および引用文献

- 1) 赤井英夫『北海道におけるパルプ材市場の展開過程』（林業経営研究所報告, 1966-12）昭和41年。
- 2) 足寄町『足寄町史』昭和48年。
- 3) 秋山智英『国有林経営史論』昭和35年。
- 4) 有永明人「北海道における大山林経営の展開と林内植民制度」（第84回日林講）昭和49年。
- 5) 有永明人「林内植民制度に関する研究」（北大演研報, 第31巻第2号）昭和49年。
- 6) 伊藤俊夫『北海道における資本と農業』昭和33年。
- 7) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』昭和26年。
- 8) 大金永治編著『北海道林業技術発達史論』昭和48年。
- 9) 大金永治「北海道林業における経営展開の構造」（三島教授退職記念事業会『北海道林業の諸問題』昭和43年。
- 10) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」（古島敏雄『日本林野制度の研究』）昭和30年。
- 11) 奥地 正『林業労働組織に関する研究』（I）（林業経営研究所報告, 1967-1）昭和43年。
- 12) 奥地 正「悪化する林業労働」（農林統計調査, 第20巻第12号）昭和45年。
- 13) 奥地 正「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構」（造立命館経済学, 第12巻第5・6号）昭和49年。
- 14) 奥地 正「国有林における労働組織の形成と展開」（立命館経済学, 第23巻第4号, 第5号）昭和49年, 昭和50年。
- 15) 小樽高等商業学校『北海道輸出木材之調査』大正5年。
- 16) 帯広営林局『東北海道の林業』昭和44年。
- 17) 帯広営林局『森林鉄道』昭和41年。
- 18) 帯広営林局作業課『道東における製品生産事業の変遷』昭和44年。
- 19) 甲斐原一郎『林業政策論』昭和30年。
- 20) 加納瓦全・小関隆祺「北海道林業労働に関する研究（I）」（北大演研報, 第15巻第2号）昭和27年。
- 21) 北見営林局『北見営林局史』昭和43年。

- 22) 桑田 治『日本木材統制史』昭和38年。
- 23) 小熊米雄『日本における森林鉄道用蒸気機関について』(北大演業務資料, 第2号) 昭和36年。
- 24) 小鹿勝利『北海道大学雨竜地方演習林の林内殖民制度について』(北大演業務資料, 第13号) 昭和43年。
- 25) 小関隆祺『北海道林業の展開過程』(北大演研報, 第22巻第1号) 昭和38年。
- 26) 小谷義次『国家資本の理論』昭和49年。
- 27) 斎 藤仁『北海道農業融論』昭和32年。
- 28) 島田錦蔵『林政学概論』昭和40年。
- 29) 鈴木尚夫『林業経済論序説』昭和46年。
- 30) 瀬川 清『北海道ニ於ケル林材界事情』昭和18年。
- 31) 浅野勇弥『天然更新事業ノ沿革』(未定稿 帯広営林局所蔵) 昭和3年。
- 32) 高倉新一郎『北海道拓殖史』昭和22年。
- 33) 中島 寛『本道に於ける伐木労働者組織及伐木造材の準備について』(北林会報, 第10巻第9号)。
- 34) 生井郁郎『育林技術の発展過程に関する研究』(I)・(II)・(III) (北海道農林研究, 第45別冊, 第47別冊, 第49別刷) 昭和49年, 昭和50年, 昭和51年。
- 35) 生井郁郎『素材生産の構造と伐出労働に関する研究』(I)・(II) (北海道農林研究, 第41号, 第43号) 昭和47年, 昭和48年。
- 36) 成田雅美『鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究』(北大演研報, 第33巻第1号) 昭和51年。
- 37) 和・石井・成田・秋林・餅田『戦前期における鶴川流域の林業展開』(北大演研報, 第31巻第3号) 昭和49年。
- 38) 農商務省山林局『木邦ニ於ケル林業労働者ノ状況』。
- 39) 農林大臣官房総務課『農林行政史』第5巻 下, 昭和37年。
- 40) 萩野敏雄『北洋経済史論』昭和32年。
- 41) 萩野敏雄『発展期における秋田材経済史』昭和47年。
- 42) 萩野敏夫『明治期における官林経営の基本過程』(林業経済 No. 268, 270, 271, 272, 275) 昭和46年。
- 43) 保志 恂『第一次大戦後の拓殖農業情勢』(北海道農業研究, 第15号, 第16号) 昭和33年, 昭和34年。
- 44) 藤本 武・高木督夫『林業賃労働に関する研究報告』昭和26年。
- 45) 藤本 武『林業労働組織の現状と諸問題』(林業経済 No. 37) 昭和26年。
- 46) 北海道立労働科学研究所『臨時工』昭和31年。
- 47) 北海道労働部職業安定課『北海道職業行政史』昭和29年。
- 48) 北海道立総合経済研究所『北海道農業発達史』昭和38年。
- 49) 北海道『北海道農地改革史』昭和29年。
- 50) 北海道『北海道山林史』昭和28年。
- 51) 北海道『新北海道史』昭和44年~昭和51年。
- 52) 北海道総務部開発計画課『北海道第二期拓殖計画実施概要』昭和26年。
- 53) 北海道庁拓殖部『国有林事業成績』第1次~第19次, 大正10年~昭和14年。
- 54) 北海道庁拓殖部『北海道森林統計書』第1次~第5次, 大正3年~大正7年。
- 55) 北海道庁『北海道第一期拓殖計画事業報文』昭和6年。
- 56) 北海道庁『北海道森林関係書』。
- 57) 北海道庁『北海道拓殖計画改訂願末』大正12年。
- 58) 北海道庁『北海道国有林事業計画経過大要』大正11年。
- 59) 北海道林業会『北海道林業会報』第1号~第459号, 明治36年~昭和17年。
- 60) 本別町史編纂委員会『本別町50年史』昭和28年。
- 61) 山田盛太郎『日本資本主義分析』昭和9年。
- 62) 湯沢 誠『北海道農業論序説』昭和29年。
- 63) 湯沢 誠『北海道における地場資本の展開について』(研究季報, 第7号) 昭和32年。
- 64) 林業経済研究所『大正昭和林業逸史』昭和47年。
- 65) 林業発達史調査会『三井物産株式会社木材事業沿革史』昭和33年。
- 66) 林野庁『日本林業発達史 上』昭和35年。

- 67) 達別村研究会『達別村史』昭和13年。
68) 法正大学大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働者状態』昭和39年。

Summary

National forest holds an important position as the major economic core in Japan's forestry. But, at the present moment, it is facing difficult problems, for instance, in the area of finance. During the pre-war days, national forestry in Hokkaido, presently holding a unique position among all national forest, was under different control and management system.

While, the former research on the management of national forest in Hokkaido emphasized the analysis of the management plan, this research, covering 3 distinct periods from the Meiji Era through the end of the Pacific War, deals with analysis of silviculture (afforestation) and logging work, with an emphasis on the logging operation under the direct control of Government.

National forest in other prefectures had been established mainly on the forest land of feudal lords under the feudal clan system and on the common fram forest. The traditional utilization of forest land by local farmers is restricted, and under the present capitalism of Japan, the production of long timber is sustained in the policy of natural resources. It has attached importance to silviculture as a key basis for the management of national forest in other prefectures.

On the other hand, national forest in Hokkaido was established at once as Government land and was viewed in terms of the policy of colonization in Hokkaido. Importance was attached to the forest as a source of funds in developing Hokkaido. Therefore, the management was centered around the logging work of natural forest.

The management of national forest in Hokkaido during the pre-war time may be divided into the following periods :

- 1st Period Establishment of national forest and annual special sale (1917)
- 2nd Period Beginning of the logging operation under the direct control of Government and management of national forest (1918-1932)
- 3rd Period Management of national forest under the war-time footing (1933-1946)

I have made the study on the process of historical development in the field of the management of national forest, especially centering around the production of the logging operation under the direct control of Government.